

## 〔防災機関・団体〕

## ○防災関係機関連絡先一覧

## 第1 市

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
光市役所本庁	光市中央六丁目1番1号	0833—72—1400
〃 大和支所	〃 大字岩田2483番地1	0820—48—2211
〃 室積出張所	〃 室積一丁目6番1号	0833—78—0013
〃 牛島出張所	〃 大字牛島763番地9	0833—79—3198
〃 浅江出張所	〃 浅江三丁目18番11号	0833—72—1431
〃 三島出張所	〃 三井六丁目3番1号	0833—77—0411
〃 周防出張所	〃 大字小周防1522番地1	0833—77—2022
光市教育委員会	〃 光井九丁目18番3号	0833—74—3600
光市総合福祉センター「あいぱーく光」	〃 光井二丁目2番1号	0833—74—3000
光市水道局	〃 島田一丁目17番1号	0833—71—0700
光総合病院	〃 光ヶ丘6番1号	0833—72—1000
大和総合病院	〃 大字岩田974番地	0820—48—2111
光市牛島診療所	〃 大字牛島762番地1	0833—79—3197
深山浄苑	〃 大字浅江3341番地2	0833—72—1437

## 第2 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県総務部防災危機管理課	山口市滝町1番1号	083—933—2367
周南県民局	周南市毛利町二丁目38番地	0834—33—6401
周南健康福祉センター (周南環境保健所)	〃	0834—33—6421
周南農林水産事務所(総務課)	〃	0834—33—6451
周南土木建築事務所	〃	0834—33—6471
周南港湾管理事務所	〃 築港町9番1号	0834—21—1787
東部家畜保健衛生所(畜産部)	柳井市南町一丁目10番3号	0820—22—2416
周南農林水産事務所水産部	〃 南町三丁目9番3号	0820—22—0740
周南流域下水道浄化センター	光市大字浅江929番地125	0833—72—4444

## 第3 指定行政機関

〔光市防災〕

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
総務省消防庁震災等応急室	東京都千代田区霞が関二丁目1番2号	03—5253—7527
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	03—6744—2076

## 第4 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
下関地方气象台	下関市竹崎町四丁目6番1号	083—234—4007
徳山海上保安部	周南市那智町3番1号	0834—31—0110
山口河川国道事務所	防府市国衙一丁目10番20号	0835—22—1785
防府国道維持出張所	〃 西仁井合一丁目8番1号	0835—22—3093
山口森林管理事務所	山口市野田35番1号	083—922—0386
下松公共職業安定所	下松市東柳一丁目6番1号	0833—41—0870

## 第5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
光郵便局	光市中央四丁目1番1号	0833—71—0100
岩田郵便局	〃 大字岩田154番地1	0820—48—2200
西日本電信電話(株)山口支店	山口市熊野町4番5号	083—923—4281
中国電力ネットワーク(株)周南ネットワークセンター	周南市久米東女神3196番地1	0120—611—908
西日本旅客鉄道(株)光駅	光市虹ヶ浜三丁目1番1号	0833—71—0035
〃 島田駅	〃 上島田四丁目8番1号	—————
〃 岩田駅	〃 大字岩田2511番地1	0820—48—2058
日本放送協会山口放送局	山口市中園町2番1号	083—921—3730
日本赤十字社山口県支部	〃 野田172番地5	083—922—0102
日本通運(株)周南営業所	周南市鼓海二丁目118—52	0834—25—5575

## 第6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山口合同ガス(株)徳山支店	周南市周陽三丁目4番20号	0834—28—6000
防長交通(株)周南営業所	下松市南花岡五丁目9番1号	0833—43—2200

## 第7 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
光警察署	光市中央二丁目1番14号	0833-72-0110

## 第8 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
光地区消防組合消防本部	光市光井六丁目16番1号	0833-74-5600
〃 中央消防署	〃	0833-74-5605
〃 中央消防署東出張所	田布施町大字宿井1091番1	0820-52-3103
〃 中央消防署北出張所	周南市大字呼坂10009番2	0833-91-0001

## 第9 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第17普通科連隊	山口市上宇野令784	083-922-2281

## 第10 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
周南東部環境施設組合	光市大字岩田1412番地	0820-48-2442
周南地区衛生施設組合	下松市大字河内340番地	0833-43-2636

## 第11 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山口県農業協同組合周南統括本部	下松市西柳二丁目3番48号	0833-41-3100
山口県農業協同組合南すおう統括本部	柳井市中央三丁目16番1号	0820-22-9787
山口県漁業協同組合光支店	光市室積二丁目17番13号	0833-78-0130
山口県東部森林組合光事業本部	〃 中央五丁目12番1号	0833-72-4190
光商工会議所	〃 島田四丁目14番15号	0833-71-0650
大和商工会	〃 大字岩田2488番地30	0820-48-2705
光市社会福祉協議会	〃 光井二丁目2番1号	0833-74-3020
大和町建設業協同組合	〃 大字東荷1950番地	0820-48-1888
光市管工事協同組合	〃 島田一丁目16番17号	0833-72-4775
光市医師会	〃 島田四丁目14番15号	0833-72-2234
光市歯科医師会	〃 島田四丁目14番15号	0833-72-8680
山口県薬剤師会光支部	〃 室積大町22番16号	0833-78-1101
光市薬業組合	〃 室積中央町1番1号	0833-78-1902

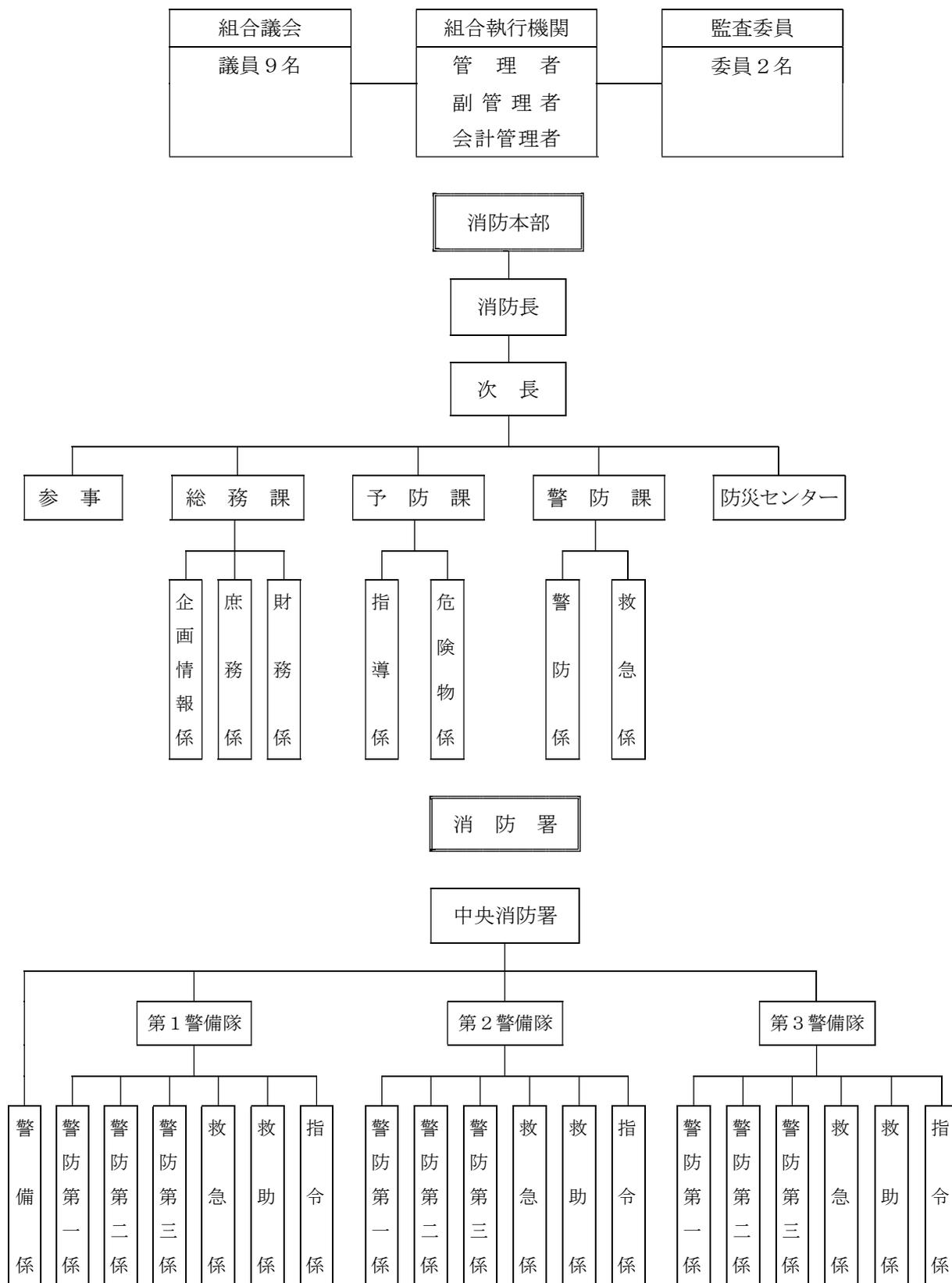
## ○光市防災会議委員名簿

会 長	光市長
1 号 委 員	徳山海上保安部長
	山口河川国道事務所長
2 号 委 員	周南県民局長
	周南健康福祉センター所長
	周南農林水産事務所長
	周南土木建築事務所長
	周南港湾管理事務所長
3 号 委 員	光警察署長
4 号 委 員	副市長（会長代理）
	政策企画部長
	総務部長
	環境市民部長
	福祉保健部長
	経済部長
	建設部長
	都市政策部長
	教育部長
	水道局長
	病院局管理部長
5 号 委 員	市教育長
6 号 委 員	光地区消防組合消防本部消防長
	市消防団長
7 号 委 員	西日本電信電話（株）山口支店長
	西日本旅客鉄道（株）徳山駅長
	中国電力ネットワーク（株）周南ネットワークセンター所長
	防長交通（株）周南営業所長
	山口合同ガス（株）徳山支店長
	日本郵便（株）光郵便局長
	光市医師会長
8 号 委 員	自主防災組織の代表者
	学識経験者
	ボランティア団体の代表者
	女性団体の代表者

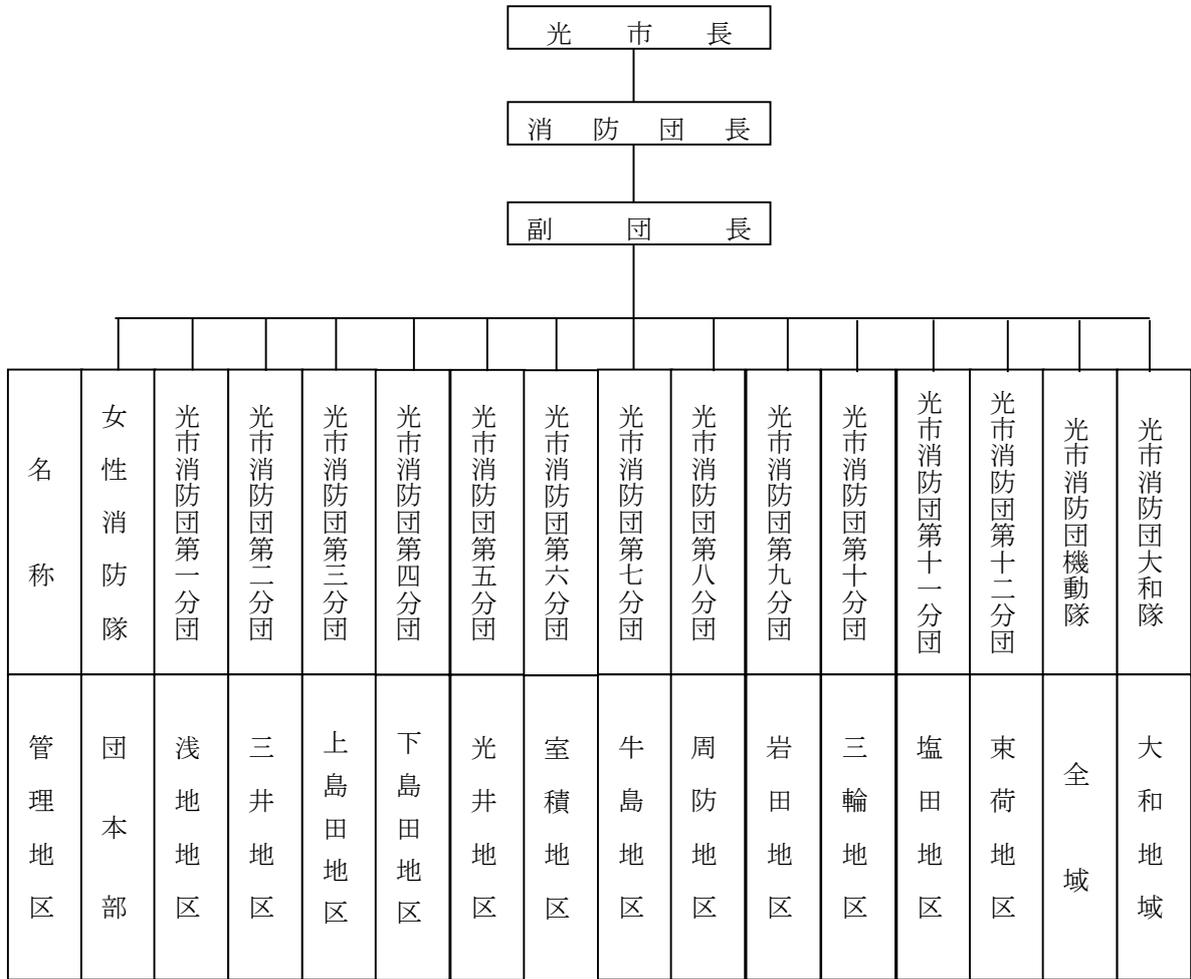
---

	高齢者団体の代表者
	障害者団体の代表者

### ○光地区消防組合機構図



○光市消防団組織図



## ○光市指定給水装置工事業者一覧

給水装置工事事業者	住 所	電 話
吉 岡 組	光市室積二丁目6番13号	0833—78—1013
(有) 平成 設備	光市室積五丁目11番23号	0833—79—2092
後 藤 商店	光市室積四丁目9番2号	0833—79—3003
古 谷 設備	光市室積新開一丁目2番1号	0833—78—2557
(有) 光 建 産 業	光市室積松原5番7号	0833—79—1234
(有) 田 村 設備	光市室積大町24番13号	0833—79—1113
(株) 海 田 商 会	光市光井一丁目12番12号	0833—71—1645
ダ イ ワ 建設 (株)	光市光井一丁目28番20号	休止中
(株) 三 電	光市光井二丁目4番5号	0833—71—0510
(株) I S O B E	光市光井四丁目27番16号	0833—72—0025
(株) 野 村 水道	光市中央五丁目5番11号	0833—71—0648
(株) マ ツ オ	光市中央五丁目3番22号	0833—71—0330
清 光 産 業 (株)	光市中央六丁目6番9号	0833—72—2833
濱 田 重 工 (株) 光 支 店	光市大字島田3434番地	0833—71—0874
(有) エ ク シ ー ド	光市島田五丁目935番1	0833—77—0556
住 久 設 備 (株)	光市島田七丁目11番5号	0833—72—2400
(有) 石 川 商店	光市上島田三丁目10番23号	0833—77—1950
栄 建 設 (有)	光市上島田五丁目13番16号	0833—77—3085
(有) フ ジ カ ワ	光市上島田九丁目1番12号	0833—77—3118
(有) 藤 工 業	光市上島田九丁目12番3号	0833—77—2886
葉 月 配 管	光市大字小周防2547番地1	0833—77—0527
テ シ マ 電 機	光市大字小周防2188番地1	0833—77—3772
(株) 川 畑 建設	光市大字小周防1523番1	0833—76—1020
(株) 前 田 商店	光市浅江三丁目24番26号	0833—71—0233
(株) 平 島 組	光市浅江六丁目4番5号	0833—72—3450
(株) 五 栄	光市浅江六丁目13番22号	0833—74—1350
あ たら シ ス テ ム (有)	光市浅江七丁目34番9号	0833—72—4747
中 村 設 備	光市花園一丁目12番15号	0833—72—4378
中 林 建 設 (株)	光市虹ヶ浜二丁目15番10号	0833—71—1672
虹 設 備	光市虹ヶ丘五丁目9番11号	090—8240—7515

山 口 ウォーターシステム	光市大字小周防1369番地	0833—72—2385
大 下 設 備	光市大字岩田307番地12	0820—48—5669
(有) 大 和 電 業 社	光市大字岩田1032番地の18	0820—48—2797
い ま い 電 器	光市大字岩田2346番地11	0820—48—2443
(有) 古 谷 組	光市大字岩田2383番地の5	0820—48—2866
品 末 設 備	光市大字岩田2415番地4	0820—48—2260
(株) タ ニ ケ ン	光市大字岩田10927番地	0820—48—2680
中 興 工 業 (株)	光市大字三輪160番地の4	0820—48—2910
大 和 設 備	光市大字三輪488番地51	0820—48—3379
田 中 水 道	光市大字三輪1160番地の237	0820—48—5811
(有) 石 城 設 備	光市大字三輪1269番地の5	0820—48—2532
河 野 設 備	光市大字東荷2504番地2	0820—48—4626
(有) ムネスエホームセンター	下松市生野屋一丁目15番10号	0833—43—9926
キ ハ ラ 建 設 (株)	下松市桃山町109番地9	0833—46—0581
国 益 建 設 (株)	下松市潮音町三丁目10番10号	0833—41—0177
(有) 森 田 設 備 工 業	下松市瑞穂町三丁目9番2号	0833—43—0628
(株) ニ チ リ ン	下松市東陽六丁目4番4	0833—46—3377
(有) 梅 山 水 道 工 業 所	下松市新川三丁目2番28号	0833—41—1041
桂 工 業 (株)	下松市古川町一丁目7番5号	0833—43—0920
(有) 末 武 土 木	下松市潮音町四丁目12番6号	0833—43—1323
(株) タ イ セ イ	下松市東海岸通り1番13	0833—44—2578
山 田 日 之 出 ガ ス (株)	下松市大字平田550番地の2	0833—41—0443
(株) 周 防 工 務 店	下松市大字末武下457番地の9	0833—41—3538
(株) シ ョ ウ ケ ン	下松市大字末武中1192番地1	0833—48—9156
(株) 建 工 設 備	周南市大字久米1299番地の38	0834—36—0022
平 村 設 備 工 業 (株)	周南市横浜町16番36号	0834—31—0864
(株) 新 ホ ー ム	下松市東陽六丁目4番8号	0833—48—8000
青 木 工 業 運 輸 (株)	周南市浜田一丁目2番5号	0834—63—1220
塩 田 工 業 (株) 山 口 支 店	岩国市御庄1359番地3	0827—28—6210
(株) 周 北 設 備	周南市大字須々万本郷983番地の1	0834—88—0377
(有) ダ イ エ イ 設 備	周南市野村二丁目9番5号	0834—63—1488
三 興 設 備 (株)	周南市大字徳山4720番地の4	0834—32—0222
(有) ネ オ 山 口	周南市大字安田605番地の1	0833—92—0120
棟 居 設 備 工 業 (株)	周南市大字上村359番地	0834—63—1331
(有) 斉 藤 設 備	周南市大字徳山4485番地6	0834—31—1395

株 三 保 設 備	周南市大字久米沖角田3037番地の3	0834—25—0985
株 竹 安 工 事	下松市潮音町八丁目2番5号	0833—41—1850
株 魚 谷 工 作 所	周南市浜田一丁目5番27号	0834—62—2342
福 本 工 業 株	周南市桜馬場通一丁目9番地	0834—21—0124
株 イ タ ミ	周南市鼓海二丁目118番地の71	0834—26—1188
有 東 亜 設 備	周南市西松原三丁目4番5号	0834—27—4110
西 日 本 電 業 株	周南市御山町8番1号	0834—27—5111
株 小 池 住 設	周南市大字戸田3065番地の2	0834—82—1291
和 田 水 道 建 設 株	周南市緑町三丁目17番地	0834—31—0561
有 親 和 工 業	周南市大字鹿野中1975番地	0834—68—2900
有 Y O S H I O K A	周南市大字長穂2073番地の9	0834—64—3425
有 西 村 水 道	周南市大字榎ヶ浜字南浜242番71	0834—25—0425
西 田 設 備	周南市大字八代1506番地	0833—91—2832
O D A 設 備 設 計 工 事	周南市長田町11番7号	0834—33—9350
株 K ・ H ・ T	周南市今宿町三丁目23番地	0834—32—1999
株 ツ カ サ	周南市大字栗屋字奈切50番地の4	0834—26—1220
フ ジ 総 業 株	周南市大字徳山5041番地	0834—31—9630
ト ー タ ル 1 坂 本	周南市大字小松原1696番地の3	0833—91—6934
株 ホ ー ム ク リ ー ン	周南市大字徳山7510番地の37	0834—31—5828
平 和 建 設 株	周南市川手一丁目4番1号	0834—62—4670
有 中 村 水 道 工 事 店	周南市花園町6番15号	0834—63—6514
株 C O L e	周南市桜木三丁目12番34号	0834—34—9845
株 A ー プ ラ ビ ン グ	周南市大字大河内2100番地201	0833—44—9296
貞 広 住 設 株	岩国市元町四丁目14番16号	0827—22—0466
東 洋 設 備 工 業 有	岩国市牛野谷町三丁目40番21号	0827—32—3882
有 カ イ ヨ ー テ ク ノ	岩国市周東町大字上久原2315番地	0827—84—6040
大 谷 工 業	岩国市周東町大字上久原2205番地の18	0827—84—5169
有 水 谷 工 業	岩国市平田五丁目7番21号	0827—31—6236
株 藤 本 設 備	岩国市由宇町7556番地2	0827—63—0973
大 埴 住 設	岩国市周東町大字田尻996番地2	0827—84—1839
た け し 住 設	岩国市由宇町港一丁目11番23号	0827—63—0113
シ マ ヤ 設 備 工 業	岩国市錦見四丁目16番23号	0827—41—3705
守 田 住 設	岩国市由宇町大字神東1404番地7	0827—63—3570
大 成 テ ク ノ 株	岩国市御庄四丁目114番地1	0827—45—1900
栄 和 設 備 工 業 株	岩国市周東町大字下久原149番地1	0827—82—5021

株 ムラナカ設備	岩国市保津町二丁目33番65号	0827—38—0987
有 片山設備	岩国市岩国一丁目16番10号	0820—43—1895
周陽設備株	周南市大河内903番地46号	0833—91—3742
マルタ産業株	周南市古泉一丁目13番1号	0834—34—0805
和幸住設	岩国市通津1985番地17	0827—38—2445
有 大鉄設備工業	岩国市牛野谷町三丁目20番24号	0827—31—0070
株 マサ・エンジニアリング	岩国市川西四丁目5番97-1号	0827—41—3112
株 栗原設備	熊毛郡田布施町大字下田布施728番地	0820—52—1129
有 尾崎設備	熊毛郡田布施町大字麻郷3024番地3	0820—55—5924
牛島電設工業株	熊毛郡田布施町大字波野164番地の10	0820—52—2177
株 カミモト	熊毛郡田布施町大字波野33番地	0820—52—2727
有 富山設備	熊毛郡田布施町大字麻郷3794番地1	0820—55—5008
コウノ設備	熊毛郡田布施町大字下田布施2823番地12	0820—52—9011
株 オカケン	熊毛郡田布施町大字波野2206番地5	0820—52—3788
有 大三也	熊毛郡田布施町大字麻郷588番地15	0820—52—3169
馬場設備	熊毛郡田布施町大字麻郷3566番地の11	0820—55—5148
しまはらホーム	熊毛郡田布施町大字麻郷373番地6	0820—25—3906
有 ミヤサン設備工業	熊毛郡平生町大字平生町15番地の55	0820—56—7724
あかり電気株	熊毛郡平生町大字堅ヶ浜848番5	0820—56—1917
三谷設備	熊毛郡平生町大字大野南619番地の3	0820—56—5911
有 太神工業	山口市大内矢田108番地3	083—927—7408
積和建設中国株山口支店	山口市小郡上郷5412番地(告示)	0827—85—5050(徳山)
ノムラトータルサービス株	山口市仁保下郷960番1	083—929—1888
サンエイ設備株	山口市大内問田三丁目24番7号	083—902—7188
大興電気工業株	柳井市大字余田字上後神田1449番地4	0820—22—0900
ミヤハラ設備株	柳井市北浜6番10号	0820—22—0309
トオル電気株	柳井市新市沖2番13号	0820—22—1378
中川石油ガス有	柳井市大字柳井1529番地1	0820—22—0500
MOTO設備	柳井市大字大島1435番地2	0820—45—3151
晃和興産株	柳井市南町七丁目9番1号	0820—22—1400
株 ファーストホーム	防府市国衙三丁目1番41号	0835—26—4123
株 高村住宅設備	防府市大字田島1747番地の1	0835—29—2656
有 シマモト設備	大島郡周防大島町大字久賀2596番地16	0820—72—1013
有 平田住宅設備工業	広島県安芸郡府中町本町一丁目3番2号	082—282—6701
有 中央管工	広島県広島市南区丹那町1番29号	082—255—5005
周防水道サービス	広島県福山市加茂町字上加茂119番地	084—972—5995

(株) N - V i s i o n	広島県広島市中区鶴見町8番57号	082—275—5227
(株) ク ラ シ ア ン	神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目2番1号	0120—500—500
(株) イ ー ス マ イ ル	大阪府大阪市浪速区敷津東3丁目7番10号	0120—123—456
(株) ネ ク ス ト プ ラ ン	岩国市尾津町二丁目21番37号101	0120—03—1892
(株) 創 亀 設 備	岩国市麻里布町7丁目7番5号	0827—35—6551
(株) ア ク ア ラ イ ン	広島県広島市中区八丁堀8番8号	082—502—6639
(株) 吉 田 興 産	山陽小野田市大字小野田6326番地3	0836—83—8500
河 内 山 設 備	柳井市柳井4645番地7	0820—23—1954
忠 興 (有)	周南市北山一丁目16番5号	0834—34—5505
松 田 住 宅 設 備	山口市吉敷佐畑一丁目19番6号	083—932—4477

### ○アマチュア無線クラブ等の現況

名 称	備 考
光アマチュア無線クラブ	局 名 J E 4 E X D
日赤アマチュア無線奉仕団光支部	局 名 J E 4 E X D

## ○自主防災組織の結成状況

令和6年4月10日現在

	組織名称	設立年月日	管轄区域、基礎となる団体等	管轄消防分団
1	千坊台自主防災会	平成15年4月1日	室積千坊台地区	第6分団
2	野尻自主防災会	平成17年4月1日	東荷 野尻自治会	第12分団
3	宮ノ下自主防災会	平成17年4月10日	浅江 宮ノ下地区 自治会単位 ただし、他地区世帯も参加 宮ノ下 124世帯、協和町3世帯、 和田町2世帯	第1分団
4	西の庄連合自治会 防災部	平成17年5月29日	室積 西ノ庄地区連合自治会 上西ノ庄自治会 中西ノ庄自治会 下西ノ庄自治会 小坂自治会	第6分団
5	緑ヶ丘団地自主防災会	平成17年4月1日	光井 緑ヶ丘団地自治会	第5分団
6	戸仲自治会 自主防災会	平成17年6月24日	光井 戸仲自治会	第5分団
7	光井地区自主防災会	平成17年8月23日	光井 光井地区連合自治会	第5分団
8	塩田十王自治会	平成17年10月1日	塩田 十王自治会	第11分団
9	中島自治会自主防災会	平成17年10月9日	三井 中島自治会	第2分団
10	上大原自主防災会	平成17年10月21日	三井 上大原自治会	第2分団
11	和田町自主防災会	平成17年11月1日	浅江 和田町自治会	第1分団
12	伊賀町内会自主防災会	平成17年11月1日	塩田 伊賀町内会	第11分団
13	丸山連合自治会防災部	平成17年12月29日	浅江 丸山地区連合自治会	第1分団
14	虹ヶ浜連合自主防災クラブ	平成18年2月11日	虹ヶ浜連合自治会 (虹ヶ浜1丁目、2丁目、3丁目)	第1分団
15	佐田中町内会自主防災会	平成18年3月1日	塩田 佐田中町内会	第11分団
16	佐田上自治会自主防災会	平成18年4月1日	塩田 佐田上自治会	第11分団
17	鹿の石自治会自主防災会	平成18年4月1日	塩田 鹿の石自治会	第11分団
18	ガーデンアコート自治会自主防災会	平成18年4月1日	三井 ガーデンアコート自治会	第2分団
19	今殿自主防災会	平成18年4月1日	三井 今殿自治会	第2分団
20	小倉町内会自主防災会	平成18年4月1日	塩田 小倉町内会	第11分団
21	佐田下町内会自主防災会	平成18年5月1日	塩田 佐田下町内会	第11分団
22	周防自主防災会	平成18年6月1日	周防 周防地区全域(13地区)	第8分団
23	筒井連合自治会自主防災組織	平成18年6月15日	浅江筒井地区連合自治会 東筒井自治会(H17.7.27) 西筒井自治会 南筒井自治会	第1分団
24	大田自治会自主防災組織	平成18年7月1日	中島田 大田自治会	第3分団
25	小池西自治会自主防災組織	平成18年7月11日	岩田 小池西自治会	第9分団

	組織名称	設立年月日	管轄区域、基礎となる団体等	管轄消防分団
26	牛島地区自主防災会	平成18年7月19日	室積 牛島地区自治会	第7分団
27	原自治会自主防災会	平成18年10月1日	塩田 原自治会	第11分団
28	周地自治会自主防災会	平成18年10月1日	塩田 周地自治会	第11分団
29	虹ヶ丘東部連合自治会防災組織	平成19年1月20日	浅江 虹ヶ丘東部連合自治会	第1分団
30	後松原自主防災会	平成19年4月17日	室積 後松原自治会	第6分団
31	鳩岡自治会自主防災会	平成19年5月1日	塩田 鳩岡自治会	第11分団
32	石田自治会自主防災会	平成19年4月1日	上島田 石田自治会	第3分団
33	入野自治会自主防災会	平成20年4月1日	塩田 入野自治会	第11分団
34	稲葉自治会自主防災会	平成20年4月1日	塩田 稲葉自治会	第11分団
35	三鍛冶屋自治会自主防災会	平成20年4月1日	塩田 三鍛冶屋自治会	第11分団
36	鮎新連合自主防災会	平成20年4月1日	室積鮎埴上自治会・室積鮎埴下自治会・光井鮎埴自治会・新畑自治会・立田自治会	第5分団
37	川口自治会防災部	平成20年7月1日	浅江 川口自治会	第1分団
38	山近自治会自主防災組織	平成20年3月16日	上島田 山近自治会	第3分団
39	中村町自主防災組織	平成20年7月1日	浅江 中村町自治会	第1分団
40	鹿の石下自治会自主防災会	平成20年10月1日	塩田 鹿の石下自治会	第11分団
41	三井地区自主防災会	平成24年4月1日	三井 三井地区連合自治会	第2分団
42	石原自治会自主防災会	平成24年5月1日	束荷 石原自治会	第12分団
43	新市自治会自主防災会	平成24年5月1日	束荷 新市自治会	第12分団
44	横尾自治会自主防災会	平成24年5月1日	束荷 横尾自治会	第12分団
45	大平自治会自主防災会	平成24年5月1日	束荷 大平自治会	第12分団
46	樋ノ口自治会自主防災会	平成24年5月1日	束荷 樋ノ口自治会	第12分団
47	黒杭自治会自主防災会	平成24年5月1日	束荷 黒杭自治会	第12分団
48	東自治会自主防災会	平成24年5月1日	束荷 東自治会	第12分団
49	束荷地区自主防災会	平成24年5月1日	束荷 束荷連合自治会	第12分団
50	生野自治会自主防災会	平成24年8月1日	塩田 生野自治会	第11分団
51	旭町自主防災会	平成24年8月26日	島田 旭町自治会	第4分団
52	大町連合自治会自主防災会	平成24年10月1日	室積 大町連合自治会	第6分団
53	助石自治会自主防災会	平成24年11月1日	塩田 助石自治会	第11分団
54	源城自治会自主防災会	平成24年11月1日	塩田 源城自治会	第11分団
55	西ノ浜地区自主防災会	平成24年12月1日	室積 上・中・下西ノ浜自治会	第6分団
56	三輪市町内会自主防災組織	平成24年12月2日	三輪 三輪市町内会	第10分団
57	中島田連合自主防災会	平成25年1月1日	中島田 中島田連合自治会	第3分団
58	虹ヶ丘西部自主防災会	平成25年1月1日	浅江 虹ヶ丘西部連合自治会	第1分団

	組織名称	設立年月日	管轄区域、基礎となる団体等	管轄消防分団
59	上ヶ原自治会自主防災組織	平成25年1月20日	浅江 上ヶ原自治会	第1分団
60	東伊保木地区自主防災会	平成25年2月20日	室積 東伊保木地区	第6分団
61	松中連合自治会自主防災会	平成25年3月28日	室積 松中連合自治会	第6分団
62	室積新開自主防災会	平成25年4月1日	室積 室積新開自治会	第6分団
63	佐内地区防災推進団	平成25年4月1日	浅江 佐内自治会	第1分団
64	池ノ原自主防災組織	平成25年4月1日	室積 池ノ原自治会	第6分団
65	神田自治会自主防災会	平成25年4月1日	室積 神田自治会	第6分団
66	虹ヶ浜西自治会自主防災会	平成25年4月1日	浅江 虹ヶ浜西自治会	第1分団
67	塩田地区自主防災組織	平成25年4月1日	塩田 塩田地区連合自治会	第11分団
68	紺屋浴自主防災会	平成25年4月1日	光井 紺屋浴自治会	第5分団
69	木園自主防災会	平成25年4月7日	浅江 木園自治会	第1分団
70	山根町自主防災組織	平成25年4月29日	室積 山根町自治会	第6分団
71	室積地区11ブロック (潮浜自治会・西湊1区自治会) 自主防災組織	平成25年6月1日	室積 潮浜自治会 西湊1区自治会	第6分団
72	宝町自治会自主防災組織	平成25年9月2日	浅江 宝町自治会	第1分団
73	岩屋自治会自主防災会	平成26年2月1日	室積 岩屋自治会	第6分団
74	西伊保木自主防災会	平成26年2月11日	室積 西伊保木自治会	第6分団
75	浅江地区防災会	平成26年4月1日	浅江 浅江地区コミュニティ協議会	第1分団
76	前松原自主防災会	平成26年4月1日	室積 前松原自治会	第6分団
77	上島田地区自主防災会	平成26年4月1日	上島田 上島田地区連合自治会	第3分団
78	今柵住宅自治会自主防災会	平成26年6月25日	三井 今柵住宅自治会	第2分団
79	島田市の1自主防災会	平成26年9月1日	島田 島田市第1自治会	第4分団
80	儀山自主防災会	平成26年10月1日	岩田 儀山自治会	第9分団
81	正木自主防災会	平成26年10月1日	室積 正木自治会	第6分団
82	草場自主防災会	平成26年10月1日	三輪 草場自治会	第10分団
83	上大塚自主防災会	平成26年10月1日	岩田 上大塚自治会	第9分団
84	室積地区自主防災会	平成26年10月17日	室積 室積地区連合自治会	第6分団
85	貞延自治会自主防災組織	平成26年11月1日	三輪 貞延自治会	第10分団
86	宮重自治会自主防災会	平成26年12月1日	岩田 宮重自治会	第9分団
87	岩田・三輪地区連合自治会防災会	平成27年1月1日	岩田・三輪地区連合自治会	第9, 10分団
88	千束自主防災会	平成27年1月1日	三輪 千束自治会	第10分団
89	共和自主防災会	平成27年1月1日	三輪 共和自治会	第10分団
90	下大塚自主防災会	平成27年1月1日	岩田 下大塚自治会	第9分団
91	西八幡自治会自主防災会	平成27年1月27日	三輪 西八幡自治会	第10分団
92	西畑自治会自主防災会	平成27年2月1日	三輪 西畑自治会	第10分団
93	千福自治会自主防災組織	平成27年2月1日	三輪 千福自治会	第10分団
94	近政自治会自主防災会	平成27年2月1日	岩田 近政自治会	第9分団

	組織名称	設立年月日	管轄区域、基礎となる団体等	管轄消防分団
95	中岩田自主防災会	平成27年2月1日	岩田 中岩田自治会	第9分団
96	旭が丘自主防災会	平成27年2月1日	岩田 旭が丘自治会	第9分団
97	室積(中央・中央住宅・神舞)自主防災会	平成27年2月1日	室積 中央自治会 中央住宅自治会 神舞自治会	第6分団
98	上岩田自主防災会	平成27年2月2日	岩田 上岩田自治会	第9分団
99	やまと台自治会自主防災会	平成27年2月20日	三輪 やまと台自治会	第10分団
100	浅江ひかりが丘自主防災会	平成27年2月20日	浅江 浅江ひかりが丘自治会	第1分団
101	溝呂井自主防災会	平成27年3月1日	岩田 溝呂井自治会	第9分団
102	片山自治会自主防災会	平成27年3月8日	三輪 片山自治会	第10分団
103	新内自主防災会	平成27年4月1日	岩田 新内自治会	第9分団
104	戸別当自主防災会	平成27年4月1日	三輪 戸別当自治会	第10分団
105	美原自治会自主防災会	平成27年7月1日	三輪 美原自治会	第10分団
106	高畑自治会自主防災組織	平成27年7月10日	光井 高畑自治会	第5分団
107	岩田立野自主防災会	平成27年10月1日	岩田 岩田立野自治会	第9分団
108	宇立自主防災会	平成27年10月1日	三輪 宇立自治会	第10分団
109	石田自主防災会	平成27年11月1日	三輪 石田自治会	第10分団
110	下岩田自主防災会	平成27年11月7日	岩田 下岩田自治会	第9分団
111	鮎帰自主防災会	平成28年1月1日	三輪 鮎帰自治会	第10分団
112	五軒屋自主防災会	平成28年2月1日	室積 五軒屋自治会	第6分団
113	新幸町自治会自主防災会	平成28年9月1日	島田 新幸町自治会	第4分団
114	末常自主防災会	平成28年10月1日	岩田 末常自治会	第9分団
115	宮河内自主防災会	平成29年4月1日	周防 宮河内自治会	第8分団
116	八幡自治会自主防災会	平成29年7月1日	岩田 八幡自治会	第9分団
117	近政台自治会自主防災会	平成29年7月1日	岩田 近政台自治会	第9分団
118	雨桑自治会自主防災会	平成29年9月3日	岩田 雨桑自治会	第9分団
119	小池東自主防災会	平成29年10月1日	岩田 小池東自治会	第9分団
120	花園3区自治会自主防災組織	平成29年10月1日	浅江 花園3区自治会	第1分団
121	東大塚自主防災会	平成30年6月1日	岩田 東大塚自治会	第9分団
122	植松自主防災会	平成31年4月1日	周防 植松自治会	第8分団
123	亀山自治会自主防災会	令和4年3月23日	上島田 亀山自治会	第3分団
124	共栄平和自主防災会	令和4年4月1日	三輪 共栄平和自治会	第10分団
125	西庄防災安全団	令和5年9月9日	立野 西庄自治会	第8分団
126	平岡台自治会自主防災組織	令和6年4月10日	浅江 平岡台自治会	第1分団

〔救援施設等〕

## ○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

令和4年8月22日現在

	地区	名 称	指 定 避難所	指定緊急避難場所							海拔 (約 m)	所在地	電話番号
				洪水*		土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事			
				計画 規模	想定最大 規模								
1	周防	周防小学校校庭		○	×	○	-	○	○	○	14	大字小周防 1587 番地	-
2		周防小学校体育館	□	○	×	○	-	○	○	○	14	大字小周防 1587 番地	0833-77-2076
3		周防コミュニティセンター	■	○	○	○	-	×	○	○	15	大字小周防 1552 番地 1	0833-77-2022
4		周防の森ロッジ	□	○	○	×	-	○	○	○	21	大字立野 1705 番地 1	0833-77-5789
5		周防多目的集会所	□	×	×	○	-	○	○	○	13	大字小周防 2297 番地 1	-
6		旧さつき幼稚園園庭		○	×	○	-	○	○	○	13	大字小周防 1656 番地	0833-74-3601
7	三井	三井コミュニティセンター	■	○	×	○	○	○	○	○	9	三井六丁目 3 番 1 号	0833-77-0411
8		三井小学校校庭		○	×	○	○	○	○	○	10	三井五丁目 9 番 1 号	-
9		三井小学校体育館	□	○	○	○	○	○	○	○	11	三井五丁目 9 番 1 号	0833-77-0042
10		やよい幼稚園	□	○	×	○	○	○	○	○	10	三井五丁目 9 番 2 号	0833-77-2690
11		岩狩公園		○	○	×	○	○	○	○	41	岩狩一丁目 1-193	-
12	島田	農村婦人の家	■	○	×	×	○	○	○	×	10	上島田四丁目 8 番 6 号	0833-77-4301
13		上島田小学校校庭		○	○	×	○	○	○	○	10	上島田三丁目 9 番 1 号	-
14		上島田小学校体育館	□	○	○	×	○	○	○	○	10	上島田三丁目 9 番 1 号	0833-77-0006
15		島田中学校校庭		○	○	×	○	○	○	○	18	中島田二丁目 7 番 1 号	-
16		島田中学校武道場・体育館	□	○	○	×	○	○	○	○	17	中島田二丁目 7 番 1 号	0833-77-0255
17		島田コミュニティセンター	□	○	○	○	○	×	○	○	5	島田四丁目 13 番 15 号	0833-72-1443
18		地域づくり支援センター	■	○	▲ 1階を除く	○	▲ 1階を除く	○	△	○	4	島田四丁目 14 番 3 号	0833-72-8880
19		中島田コミュニティセンター	□	○	○	×	○	×	○	○	22	中島田二丁目 8 番 16 号	0833-77-4066
20		島田小学校校庭		○	○	×	○	○	○	○	16	島田五丁目 15 番 1 号	-
21		島田小学校体育館	□	○	○	○	○	○	○	○	17	島田五丁目 15 番 1 号	0833-72-0038
22	光市民ホール	□	○	×	○	×	×	○	○	5	島田四丁目 13 番 15 号	0833-72-1441	

資料編 (救援施設等)

	地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所							海拔 (約 m)	所在地	電話番号
				洪水*		土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事			
				計画 規模	想定最大 規模								
23	島田	新町公園		○	×	○	×	○	×	○	4	島田四丁目 4	-
24		アルク光店駐車場		○	×	○	×	○	×	○	3	島田一丁目 12 番 20 号	0833-72-1403
25		上島田運動広場		○	○	○	○	○	○	○	25	大字島田 1278	0833-74-3605
26	浅江	浅江東保育園	□	○	▲ 1階を除く	×	○	○	○	○	6	大字浅江 302 番地 1	0833-72-1448
27		光テクノキャンパス研修センター	□	○	○	○	○	○	○	○	26	光ヶ丘 3 番 17 号	0833-72-1519
28		浅江小学校校庭		○	○	○	○	○	○	○	22	光ヶ丘 2 番 10 号	-
29		浅江小学校体育館	□	○	○	○	○	○	○	○	23	光ヶ丘 2 番 10 号	0833-72-0039
30		浅江中学校武道場・体育館	□	○	×	○	×	○	×	○	4	花園二丁目 1 番 1 号	0833-72-0027
31		浅江中学校校庭		○	×	○	×	○	×	○	3	花園二丁目 1 番 1 号	-
32		浅江コミュニティセンター	■	○	▲ 1階を除く	○	▲ 1階を除く	×	×	○	2	浅江三丁目 18 番 11 号	0833-72-1431
33		あさえふれあいセンター	□	○	▲ 1階を除く	○	▲ 1階を除く	×	×	×	3	浅江七丁目 4 番 23 号	0833-72-1445
34		わかば児童館	□	○	▲ 1階を除く	○	▲ 1階を除く	×	×	×	3	浅江七丁目 4 番 17 号	0833-72-1433
35		勤労者体育センター	□	○	×	○	×	○	×	○	4	浅江七丁目 14 番 1 号	0833-72-4744
36		西部憩いの家	□	○	○	○	○	○	○	○	10	中村町 31 番 1 号	0833-71-6380
37		浅江南保育園	□	○	▲ 1階を除く	○	×	○	×	×	3	浅江七丁目 4 番 23 号	0833-72-1449
38		花園町公園		○	×	○	×	○	×	○	3	花園二丁目 30-1	-
39		浅江公園		○	×	○	×	○	×	○	3	浅江五丁目 4083-12	-
40		わかば公園		○	×	○	×	○	×	○	3	浅江七丁目 4	-
41		虹ヶ浜北公園		○	○	○	○	○	×	○	4	虹ヶ浜一丁目 1	-
42		虹ヶ丘一丁目公園		○	○	○	○	○	○	○	14	虹ヶ丘一丁目 5-3	-

	地区	名 称	指 定 避難所	指定緊急避難場所						海拔 (約 m)	所在地	電話番号	
				洪水*		土砂 災害	高潮	地震	津波				大規模 な火事
				計画 規模	想定最大 規模								
43	浅江	虹ヶ丘公園		○	○	×	○	○	○	△	26	虹ヶ丘二丁目 720-11	-
44		大蔵池公園		○	○	○	○	○	○	○	26	光ヶ丘 3	-
45		丸山町公園		○	○	×	○	○	○	△	23	丸山町 5	-
46		宝町公園		○	×	○	○	○	○	○	8	宝町 16	-
47		イオン光店駐車場		○	×	○	×	○	△	○	4	大字浅江字木園 1756 番地 1	0833-72-1403
48		マルキュウ浅江店駐車場		○	×	○	×	○	×	○	2	浅江三丁目 22 番 10 号	0833-72-1403

\*洪水：計画規模…2日間の総雨量 331mm 想定最大規模…2日間の総雨量 546mm

○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

令和4年8月22日現在

	地区	名 称	指 定 避難所	指定緊急避難場所						海拔 (約 m)	所 在 地	電話番号	
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事				
49	光井	光市教育委員会	□	○	○	○	○	○	○	○	28	光井九丁目 18 番 3 号	0833-74-3600
50		光井中学校校庭		○	○	○	○	○	○	○	15	光井七丁目 18 番 1 号	-
51		光井中学校武道場・体育館	□	○	×	○	○	○	○	○	15	光井七丁目 18 番 1 号	0833-72-0160
52		光井小学校校庭		○	×	○	○	○	○	○	15	光井四丁目 23 番 1 号	-
53		光井小学校体育館	□	○	○	○	○	○	○	○	16	光井四丁目 23 番 1 号	0833-72-0001
54		光井コミュニティセンター	■	△	○	○	○	○	○	○	5	光井四丁目 28 番 1 号	0833-72-1446
55		光市総合体育館	□	○	×	○	○	○	○	○	22	大字光井 1941 番地 1	0833-72-9100
56		光市総合福祉センター	■	○	○	▲ 1階を除く	○	×	○	○	4	光井二丁目 2 番 1 号	0833-74-3000
57		光市スポーツ館	□	○	○	○	×	○	○	○	28	光井九丁目 18 番 4 号	0833-74-3605
58		光スポーツ公園（屋外）	□	○	○	○	○	○	○	○	45	大字光井 110 番地	0833-72-2334
59		光市文化センター	□	○	○	○	×	○	○	○	21	光井九丁目 18 番 2 号	0833-72-5800
60		浴公園		○	○	○	○	○	○	○	34	光井五丁目 1155-2	-
61		長尾台公園		○	○	○	○	○	○	○	20	光井七丁目 631-28	-
62		冠山総合公園		○	×	○	○	○	○	○	5	大字光井 599 番地 1	-
63	アルク光井店駐車場		○	○	○	○	○	○	○	5	光井四丁目 33 番 1 号	0833-72-1403	

	地区	名称	指定 避難所	指定緊急避難場所						海抜 (約 m)	所在地	電話番号
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事			
64	光井	メガガイア光ツインパークⅡ 駐車場		△	○	○	○	×	○	4	光井四丁目30番1号	0833-72-1403
65		情熱食堂光井店駐車場		△	○	○	○	×	○	4	光井四丁目30番1号	0833-72-1403
66	室積	室積中学校校庭		○	×	○	○	○	○	6	室積新開二丁目4番1号	-
67		室積中学校武道場・体育館	□	○	×	○	○	○	○	6	室積新開二丁目4番1号	0833-78-0133
68		サン・アビリティーズ光	□	○	×	○	○	○	○	6	室積沖田6番1号	0833-79-2025
69		室積コミュニティセンター	■	○	○	○	○	○	○	5	室積一丁目6番1号	0833-78-0013
70		室積小学校校庭		○	○	×	○	×	○	2	室積六丁目4番1号	-
71		室積小学校体育館	□	○	○	×	○	×	○	3	室積六丁目4番1号	0833-78-0010
72		伊保木コミュニティセンター	□	○	○	○	○	○	○	22	大字室積村858番地	0833-79-0934
73		東部憩いの家	□	○	○	○	×	▲ 1階を除く	○	5	室積新開一丁目1番1号	0833-78-0815
74		千坊台一丁目公園		○	○	○	○	○	○	47	千坊台一丁目380・381	-
75		千坊台二丁目公園		○	×	○	○	○	○	43	千坊台二丁目226	-
76		沖田児童遊園地		○	×	○	○	○	○	5	室積沖田3020-1	-
77		室積市場公園		○	○	×	○	×	○	4	室積一丁目3400-7	-
78		池原公園		○	○	×	○	×	○	4	室積八丁目3951-1	-
79	牛島	牛島コミュニティセンター	■	-	×	▲ 1階を除く	×	▲ 1階を除く	○	2	大字牛島763番地9	0833-79-3198
80		牛島憩いの家	□	-	×	×	○	×	○	2	大字牛島708番地4	0833-78-2022
81	大和	大和コミュニティセンター	■	○	○	-	○	-	○	46	大字岩田2483番地1	0820-48-2211
82		大和スポーツセンター	□	○	○	-	○	-	○	65	大字岩田849番地	0820-48-5500
83		大和総合運動公園		○	○	-	○	-	○	65	大字岩田849番地	-
84	岩田	岩田小学校校庭		○	○	-	○	-	○	49	大字岩田193番地2	-
85		岩田小学校体育館	□	○	○	-	○	-	○	49	大字岩田193番地2	0820-48-2404
86		マルキュウ岩田店駐車場		○	×	-	○	-	○	43	大字岩田2299番地	0833-72-1403
87	三輪	三輪小学校校庭		○	○	-	○	-	○	60	大字三輪264番地1	-

	地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						海拔(約m)	所在地	電話番号
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事			
88	三輪	三輪小学校体育館	□	○	○	-	○	-	○	60	大字三輪 264 番地 1	0820-48-2402
89	塩田	塩田小学校校庭		△	×	-	○	-	○	62	大字塩田 1927 番地 6	-
90		塩田小学校体育館	□	△	×	-	○	-	○	62	大字塩田 1927 番地 6	0820-48-2657
91		大和中学校校庭		○	○	-	○	-	○	35	大字塩田 3333 番地 1	-
92		大和中学校武道場・体育館	□	○	○	-	○	-	○	35	大字塩田 3333 番地 1	0820-48-2803
93	東荷	東荷小学校校庭		×	○	-	○	-	○	56	大字東荷1301番地	-
94		東荷小学校体育館	□	○	○	-	○	-	○	56	大字東荷1301番地	0820-48-2158

□：指定避難所、■：指定避難所兼自主避難所

※指定避難所については、災害の状況を考慮した上で、開設する避難所を決定します。

○：適、△：災害状況によっては不適、▲：一部不適、×：不適、-：想定なし

内水氾濫は、全てを適とし、災害状況によって個別に判断します。

洪水の自主避難所は計画規模降雨に基づいて開設します。

火山現象は対象とする火山がないため省略しています。

※地震については、昭和56年以前の建物で耐震補強が行われていない建物は不適とします。

※津波については、内閣府が公表した津波高5m以下の施設又は海岸線に近接する施設は不適とします。

※大規模な火事については、地震防災計画に記載されている「火災拡大危険地域一覧」内にある施設は不適とします。

※海拔については、小数点以下を切り捨てて表示しています（現地測量または地理院地図による）。

## 市の施設以外の避難施設

### 県立高等学校

大規模災害時など、市の施設では収容能力が不足する場合などに、市の要請により避難場所の提供を行う。

- ・ 山口県立光高等学校 武道場

## ○福祉避難所一覧

事業所名	事業所住所	電話番号	施設名	備考
NPO法人 優喜会	大字小周防1658番1	0833-76-0550	有料老人ホーム きらら	
社会福祉法人 和光苑	大字立野826番地	0833-76-1050	ケアハウス 和光苑	
社会福祉法人 ひかり苑	岩狩三丁目1番2号	0833-77-2000	特別養護老人ホーム ひかり苑 ----- ケアハウス ひかり苑 ----- 障害者支援施設 ひかり苑	
有限会社 メディビス	島田二丁目20番20号	0833-74-1611	高齢者向け優良賃貸住宅 アリ ヴィオ	
有限会社 兼清メディ カルサービス	浅江三丁目1番25号	0833-74-0100	小規模多機能ケア 兼清 ----- グループホーム 兼清	
社会福祉法人 光富士 白苑	虹ヶ浜二丁目5番7号	0833-71-3090	特別養護老人ホーム 光富士白 苑 ----- 老人短期入所施設 光富士白苑	
医療法人社団 光仁会	中央三丁目2番26号	0833-72-5700	小規模多機能ケアホーム のは ら	
光市総合福祉センター	光井二丁目2番2号	0833-74-3000	光市総合福祉センター	
社会福祉法人 大和福 社会	大字岩田267番地	0820-48-3333	特別養護老人ホーム やまと苑 ----- 老人短期入所施設 やまと苑	
NPO法人 森林の里	大字岩田1042番12	0820-48-3363	知的障害者グループホーム・ケア ホーム 森林の里 ----- 就労継続支援施設 森林の里	
医療法人睦会	大字岩田2477番地	0820-49-1111	ナイスケアまほろば	
社会福祉法人 光仁会	周南市城ヶ丘三丁目 6番1号	0833-71-6155	地域密着型特別養護老人ホーム ひいらぎ ----- ショートステイひいらぎ	

## ○市内医療機関一覧

地区	医療機関名	住所	電話番号	診療科目	病床数
浅江	あきよし心療内科クリニック	虹ヶ浜三丁目16番30号	74-1177	心内・内・精	0
	梅田病院	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	産・婦・児・肛門	34
	兼清外科	浅江三丁目1番25号	71-0800	外・整・内・消外・肛外・麻	0
	クリニック高橋眼科	浅江三丁目17番1-101	72-1010	眼	0
	河内山医院	大字浅江1340番地1	71-1040	内・児・麻・ペインクリニック	0
	耳鼻咽喉科しみず医院	浅江三丁目9番5号	71-4187	耳鼻咽喉	0
	佃医院	虹ヶ丘一丁目13番10号	71-0816	内・児・外・リハ・麻	0
	虹ヶ浜整形外科クリニック	虹ヶ浜一丁目9番11号	44-7024	整・リハ・リウ	0
	虹ヶ浜皮フ科クリニック	浅江三丁目17番18号	72-2720	皮・アレルギー	0
	光市立光総合病院	光ヶ丘6番1号	72-1000	内・外・整・脳外・泌・眼・耳・麻・児・皮・婦・精・放・リハ	210
	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	内・消・循・呼・放	0
	ひかり皮フ科クリニック	木園一丁目8番3号	74-1112	皮・形・アレルギー	0
	ふなつ眼科光分院	木園一丁目5番22号	74-1288	眼	0
	みちがみ病院	光ヶ丘2番5号	72-3332	産・婦・内・児・漢方内科	30
	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	内・糖尿	0
	やまて小児科・アレルギー科	浅江一丁目10番12号	72-5041	児・アレルギー・漢方小児	0
ひかり医院	光ヶ丘5番18号	74-1223	内・皮・脳外	0	
島田	いのうえ内科クリニック	島田六丁目13番26号	74-2211	内	0
	大田病院	島田五丁目3番1号	77-0621	精・神	204
	日本製鉄(株)九州製鉄所 光診療所	大字島田3434番地	71-5020	精	0
	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	内・循・消・外・リハ	0
	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	内・放・整・小整外・外・麻・呼・消・脳外・リハ・乳外・アレルギー・肛・内視鏡内科	98
	耳鼻咽喉科前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	耳鼻咽喉	0
	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	内・循内	0
	周南ホームケアクリニック	島田二丁目23番8号 原田第一ビル1階	48-8878	内	0
光井	武田薬品工業株式会社 光工場 診療所	光井字武田4720	71-5625	内	0
	市川医院	中央三丁目2番26号	72-5700	内・リハ・消・循・糖尿・神内・外	7
	広田医院	中央二丁目15番1号	71-0225	内・児・皮	0
	光市休日診療所	光井二丁目2番1号	74-1399	内・外	0
	松島こどもクリニック	光井三丁目7番30号	74-2552	児・アレルギー	0
	ひかり腎泌尿器科クリニック	中央四丁目5番8号	48-5000	内・泌	0
室積	光市牛島診療所	大字牛島762番地1	79-3197	内	0

	たけなか医院	室積中央町5番5号	78-0074	内・外・循・消・児・リハ	0
	田村医院	室積大町22番20号	79-1231	内・児・循	0
	平岡医院	室積松原4番7号	79-1500	外・内・胃・リハ・麻	0
三井	河村循環器神経内科	三井六丁目18番1号	77-0606	内・児	1
周防	光武医院	大字小周防1633番地1	77-3800	胃・外・リハ・放・麻・皮	0
大和	光市立大和総合病院	大字岩田974番地	0820-48-2111	内・呼・消・循・外・整・婦・ 児・耳・歯・歯外・眼・脳外・ 脳内・リハ・放・泌・小歯	243

## ○市内歯科医院一覧

	歯科医院	診療科目	所在地	電話番号
浅江	あさえ歯科クリニック	歯科・小児歯科	浅江四丁目1番19号	48—8241
	儀本歯科医院	歯科	浅江三丁目25番9号	72—4200
	諏訪歯科医院	歯科	浅江三丁目20番1号	72—5755
	中川歯科医院	歯科	宮ノ下町11番6号	72—8049
	平田歯科医院	歯科	虹ヶ丘一丁目19番1号	72—8148
	くにもと歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・ 歯科口腔外科	虹ヶ浜一丁目5番37号	48—8750
島田	大上歯科医院	歯科	島田四丁目11番15号	71—4606
	くもい歯科医院	歯科	島田一丁目11番25号	72—8001
	しまた歯科医院	歯科	島田一丁目2番17号	72—5545
	よしはら歯科クリニック	歯科・小児歯科	上島田三丁目10番15号	76—0820
光井	すずき歯科医院	歯科・小児歯科	光井四丁目34番8号	71—4144
	佃歯科医院	歯科	光井九丁目10番10号	72—5337
	藤本歯科診療所	歯科・矯正歯科・小児歯科	中央五丁目11番7号	71—1342
	みなみ歯科医院	歯科	中央三丁目1番5号	72—8888
室積	たむら歯科	歯科	室積新開二丁目3番1号	79—0120
	松田歯科クリニック	歯科	室積松原4番3号	79—2533
	守田歯科医院	歯科・小児歯科	室積松原15番7号	78—0457
	友愛歯科医院	歯科・小児歯科	室積四丁目1番1号	79—0517
大和	ひかり歯科クリニック	歯科・小児歯科	大字岩田2346番地1	0820—25—3933
	大和歯科医院	歯科	大字岩田2483番地6	0820—48—4978
	光市立大和総合病院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	大字岩田974番地	0820—48—2111

## ○市内薬局一覧

地区	店名	住所	電話番号	備考
浅江	あいりす薬局	虹ヶ浜一丁目9番13号	44-7337	
	エイト薬局	光ヶ丘3番3号	48-8538	
	エスマイル薬局浅江店	浅江一丁目17番23号	72-7189	
	うみがめ薬局	浅江一丁目11番26号	71-5331	
	オリーブ薬局光店	虹ヶ浜三丁目16番30号102	74-0080	
	かしわや薬局きぞの店	大字浅江1340番地1	72-9370	
	かしわや薬局本店	浅江一丁目9番11号	71-0103	
	なないろ薬局	虹ヶ浜三丁目7番25号	44-9500	
	ひかり中央薬局	木園一丁目8番5号	74-1193	
	榎ファミリー薬局	光ヶ丘2番2号	74-0312	
	榎みどり薬局光店	浅江三丁目9番6号	72-1151	
	レインボー薬局	浅江三丁目17番20号	74-0711	
	ココカラファイン薬局光店	木園一丁目5番28号	72-8881	
	さくら薬局ひかり店	光ヶ丘6番2号	48-6370	
	セブン薬局光店	光市浅江三丁目1番26号2F	74-0770	
	光ヶ丘薬局	光ヶ丘5番17号	48-9531	
イオン薬局光店	大字浅江字木園1756番地1	71-2971		
島田	きりん薬局	島田一丁目1番16号	74-5112	
	いちご薬局光店	島田二丁目4番3号	74-1577	
	島田薬局	島田二丁目18番7号	72-5300	
	そうごう薬局光店	島田二丁目21番3号	74-0891	
	かなえ薬局	島田六丁目13番27号	74-0600	
光井	小松薬局	光井三丁目7番33号	72-7861	
	エスマイル薬局みつい中央店	中央二丁目12番12号	74-2489	
	ふくふく薬局	中央四丁目5番3号	48-8822	
室積	大戸薬局	室積中央町1番1号	78-1902	
	いちご薬局室積店	室積中央町4番10号	79-2525	
	ひまわり薬局光店	室積松原4番4号	75-0555	
	室積薬局	室積大町22番16号	78-1101	
三井	そうごう薬局三井店	三井六丁目17番17号	76-0600	
大和	むさし薬局	大字岩田2536番地	0820-48-8800	
	やまと薬局	大字岩田2481番地1	0820-48-5511	

## ○応急給水機器材所在状況一覧

(令和4年年4月1日現在)

給水車				大型タンク				小型タンク				その他				
材質等	容量 m <sup>3</sup>	数量	所管	材質等	容量 m <sup>3</sup>	数量	所管	材質等	容量 ℓ	数量	所管	材質等	容量等	数量	所管	備考
給水車	2t	1	水道局	ポリエチレン	1	7	水道局	ポリエチレン	500	1	水道局工務課	トラック	1.5t	1	水道局	タンク運搬用
				アルミ	1	1			300	1						
				仮設水槽	1	2			18	23						

## ○清掃施設・器材等の状況

## 第1 ごみ処理施設

## 1 可燃物

施設名	所在地	電話番号	処理能力	管理者
恋路クリーンセンター	下松市大字河内340番地	0833—43—2636	330 t /24H	周南地区衛生施設組合

## 2 不燃物

施設名	所在地	電話番号	処理能力	管理者
後畑不燃物埋立処理場	光市大字岩田1412番地	0820—48—2442	178,000m <sup>3</sup>	周南東部環境施設組合
周南東部環境施設組合 リサイクルセンター (えこぱーく)	光市大字岩田1204番地3	0820—48—2442	33t/日	

## 第2 し尿処理施設

施設名	所在地	電話番号	処理能力
光市深山浄苑	光市大字浅江3341番地の2	72—1437	38kℓ /日

## ○火葬場処理能力状況

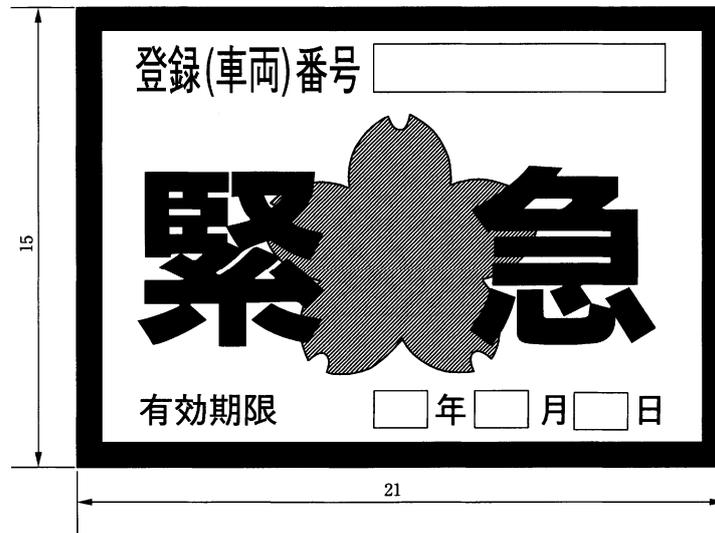
施設名	使用燃料別炉体基数			1日火葬能力	管理者
	重油灯油	石炭	薪・その他		
御屋敷山斎場	9,000ℓ /日	—	—	20体/日	周南地区衛生施設組合

## 〔輸 送〕

## ○市公用車一覧

	軽自動車	小型・普通自動車	その他	計
総務課	5	11	1	17
税務課	1			1
収納対策課	2			2
生活安全課		1		1
あさえふれあいセンター		1		1
地域づくり推進課	9			9
環境政策課	2			2
環境事業課	3		5	8
下水道課	3			3
深山浄苑	1			1
総合福祉センター	8	6		14
農林水産課	6	1		7
商工振興課		1		1
観光・シティプロ モーション推進課	1			1
監理課	2			2
道路河川課	4	1	4	9
建築住宅課	1	1		2
都市政策課	3		1	4
教育委員会	5	4		9
学校給食センター	1		4	5
市議会事務局		1		1
消防団		1	16	17
合計	55	31	31	117

## ○緊急通行車両確認標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## ○緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使 用 者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## ○臨時ヘリポート予定地一覧

## 第1 山口県消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地一覧

名 称	所 在 地	地積 (㎡)	長さ×幅	管 理 者	電話番号	緊急避難 場所指定
光スポーツ公園 (第1球場)	大字光井110番地	19,840	155×128	財団法人 光市スポーツ振興会	0833-72-9100	有
光地区消防本部	光井六丁目16番 1号	1,089	33×33	消 防 本 部	0833-74-5600	無
光 高 校	光井六丁目10番 1号	14,720	160×92	学 校 長	0833-72-0340	無
浅江小学校	光ヶ丘2番10号	10,212	138×74	〃	0833-72-0039	有
聖光高校	光井九丁目22番 1号	4,000	80×50	〃	0833-72-1187	無
旧光丘高校	光ヶ丘1番1号	27,000	180×150	〃	0833-72-0340	無
光市立光総合病院	光ヶ丘6番1号	1,225	35×35	光市病院事業管理者	0833-72-1000	無
牛島ヘリポート	牛島902番地1	225	15×15	光 市 長	0833-72-1403	無
岩田小学校	大字岩田193番地 2	10,324	116×89	学 校 長	0820-48-2404	有
大和中学校	大字塩田3333番 地1	10,200	120×85	〃	0820-48-2803	有
大和総合運動公園 (多目的グラウンド)	大字岩田849番地	23,716	154×154	財団法人 光市スポーツ振興会	0820-48-5500	有

## 第2 自衛隊ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地一覧

		第1予定地	第2予定地	第3予定地	第4予定地
光 地 域	認定 地点	浅江小学校 グラウンド	光高校 陸上競技場	旧光丘高校 グラウンド	光スポーツ公園
	㎡	10,212	14,720	27,000	19,840
大 和 地 域	認定 地点	岩田小学校 グラウンド	大和総合運動公園 (多目的グラウンド)	大和中学校 グラウンド	
	㎡	10,315	23,716	10,200	

## ○離島における臨時離着陸場一覧

島 名	名 称	面 積 (㎡)	管 理 者
牛 島	牛島ヘリポート	225	光 市 長

## 〔気象観測等〕

○本市に係る水位観測所一覧(水防団待機水位(通報水位)、  
氾濫注意水位(警戒水位)基準)

河川名：島田川(所管：県)

(単位：m)

観測所名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (洪水特別 警戒水位)	堤防高		水防警報との関連	
						左岸	右岸	対応する水防 警報発令区間	対 象 市 町
下林雨量 水位局	大字島田 字下林 河川敷内	2.0	2.6	2.8	3.2	5.9	5.5	椎ノ木川合流 点上流300m ～河口まで	周南市 /光市
島田水位 局	三 井	2.4	3.0	3.4	4.4	6.27	6.33		
土手水位 局	周 南 市 (安田)	2.7	3.8	3.9	4.0	7.1	8.7		

## ○市内雨量観測所一覧

観 測 所 名	位 置	観 測 責 任 者
下 林 雨 量 局	光市大字島田字下林河川敷内	土木防災情報システム
林 浄 水 場	光市島田	光市水道局
消 防 本 部	光市光井六丁目16-1	光地区消防組合

## ○市内潮位観測所一覧

港湾名	観測所名	位 置	平均高潮面 (CDL表示)	所管名	電話番号
徳山下松港	光港観測局	光市光井	2.83	周南港湾管理事務所	0834-21-1787

○市内異常気象時通行規制区間及び通行規制基準一覧

路線名	担当 事務所名	規制区間		交通量 (台/日) H22	規制基準				指定 年度	交通遮 断装置 (箇所数)
		自県郡市町村字 至県郡市町村字	延長 (km)		規制基準値					
					通行注意		通行止			
一般県道 石城山光線	周南	光市大峰峠 光市東之庄	2.7	252	連続 時間	80m/m 20m/m	連続 時間	150m/m 40m/m	56	2

## 〔消 防〕

## ○光地区消防組合所有車両等一覧

(令和5年4月1日現在)

種別	署別					計
	消防本部	中央消防署	中央消防署 東出張所	中央消防署 北出張所		
消 防 ポ ン プ 自 動 車		1	1	1		3
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車		2	1	1		4
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車		1				1
屈 折 は し ご 消 防 車		1				1
化 学 車		1				1
救 助 工 作 車		1				1
小 型 動 力 ポ ン プ		3	1	1		5
高 規 格 救 急 車		3	1	1		5
資 機 材 搬 送 車	1					1
指 令 車 ・ 広 報 車 等	5	2	1	1		9
計	6	15	5	5		31

※予備車両を含む

## ○消防団車両等一覧

(令和5年4月1日現在)

種類	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	無線機（基地局含む）	発電機
計	4	9	22	123	14

## ○消防水利の現況

(令和5年4月1日現在)

種 別	合 計
消 火 栓	806
防 火 水 槽	105
耐 震 性 防 火 水 槽 (100 t 級)	6
耐 震 性 防 火 水 槽 (40 t 級)	18

井	戸	1
計		936

## ○火災拡大危険地域一覧

整理 番号	地 域 名	指 定 理 由
1	上 島 田 四 丁 目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) 密集地域の中に木造大建築物があり、延焼拡大のおそれがある (4) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
2	浅 江 一 丁 目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) 密集地域の中に木造大建築物があり、延焼拡大のおそれがある
3	浅 江 二 丁 目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) 密集地域の中に木造大建築物があり、延焼拡大のおそれがある (4) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
4	浅 江 六 丁 目 浅 江 七 丁 目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難である (3) その他消防活動上問題点がある ア 消火栓のみに偏重している
5	中 村 町	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難である (3) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる イ 消火栓のみに偏重している
6	虹ヶ丘一丁目～七丁目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難である (3) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
7	丸 山 町	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる イ 消火栓のみに偏重している
8	岩 狩 町	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
9	島 田 一 丁 目 島 田 二 丁 目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) 密集地域の中に木造大建築物があり、延焼拡大のおそれがある

10	光井一丁目 光井二丁目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難である
11	室積一丁目 室積三丁目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) 密集地域の中に木造大建築物があり、延焼拡大のおそれがある (4) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
12	室積二丁目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
13	室積四丁目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能(道路幅4m以下) (3) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
14	室積五丁目 室積七丁目	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能(道路幅4m以下) (3) 密集地の中に木造大建築物があり延焼拡大のおそれがある (4) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
15	大町	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難である (3) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる イ 消火栓のみに偏重している
16	松原	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
17	中央町	(1) 木造建築物が著しく密集している (2) 道路が狭あいだで消防車の進入が困難若しくは不可能 (3) その他消防活動上問題点がある ア 出動して5分以上かかる
18	千坊台一丁目～三丁目	(1) 木造建築物が著しく密集している

## ○火災拡大準危険地域一覧

整理番号	地 域 名	指 定 理 由
1	周 防 (植 松・殿 山)	(1) 道路が狭あいである (2) 遠隔地である
2	三 井 (溝 路・妙見所)	(1) 道路が狭あいである (2) 遠隔地である
3	浅 江 (新山・佐内・弥ヶ迫・ 駒ヶ原・宝光寺)	(1) 道路が狭あいである (2) 遠隔地である
4	上 島 田 (成松・畑・三丁目)	(1) 消防水利が悪い (2) 道路が狭あいである (3) 遠隔地である
5	光 井 (五丁目の一部) (新 畑)	(1) 道路が狭あいである (2) 遠隔地である
6	室 積 (岩屋・伊保木・五軒 屋)	(1) 消防水利が悪い (2) 道路が狭あいである (3) 遠隔地である

## ○防火地域、準防火地域指定状況一覧

都市計画 区域の 名 称	防 火 地 域			準 防 火 地 域		
	最終年月日	告 示 番 号	面 積	最終年月日	告 示 番 号	面 積
周南都市 計画区域	—	—	—	平成24. 3. 30	光市告示第38号	約122ha
周南東都市 計画区域	—	—	—	平成24. 3. 30	光市告示第41号	約16ha
合計			—			約138ha

## ○市内危険物施設一覧

(令和5年4月1日現在)

製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所					計
	屋 内	屋 外 タン ク	屋 内 タン ク	地 下 タン ク	簡 易 タン ク	移 動 タン ク	屋 外	給 油	給 油 (自 家用)	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般	
1	28	54		16		10	9	17	13			51	198

## ○市内危険物等主要事業所一覧

事業所名	所在地	主要製品名	危険物等品名
日本製鉄株式会社九州製鉄所大分地区光鋼管部	大字島田3434番地	各種鋼管	第4類：第1・2・3・4石油類、アルコール類 第5類：第2種自己反応性物資 指定可燃物：可燃性液体類
日鉄ステンレス株式会社製造本部山口製造所光エリア	大字島田3434番地	ステンレス棒線、ステンレス冷延鋼板等	第4類：第1・2・3・4石油類、特殊引火物、アルコール類、動植物油類 指定可燃物：ぼろ及び紙くず、可燃性固体類、石炭・木炭等、可燃性液体類、木材加工品及び木くず、合成樹脂類
武田薬品工業株式会社光工場	大字光井字武田4720番地	医薬品	第1類：第1・2・3種酸化性固体 第2類：引火性固体 第3類：第3種自然発火性物資及び禁水性物資 第4類：第1・2・3・4石油類、特殊引火物、アルコール類 第5類：第2種自己反応性物資

## ○市内高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

第 1 種 製 造 者				第 2 種 製造者	第 1 種 貯蔵所	第 2 種 貯蔵所	特定高圧ガ ス消費
一般ガス	コンビ	LPガス	一般・LP				
8		1		12	1	8	4

## ○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧

(令和5年4月1日現在)

所 有 者	化 学 消 火 剤		油処理剤 (ℓ)	オイルフェンス (m)	吸 着 剤 (kg)
	液 体 (ℓ)	粉 末 (kg)			
日鉄ステンレス(株)製造 本部山口製造所光エリア			540	520	200
武田薬品工業(株)光工場	18,880			360	
光地区消防組合消防本部	1,980				

## 〔水 防〕

## ○水防用輸送設備、備蓄器具資材一覧

区分 倉庫の位置	輸送設備				備蓄器具										備蓄資材				
	乗 用 車 (台)	四 輪 駆 動 車 (台)	ト ラ ク ク (台)		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま	ぺ ン チ	の こ	じ よ れ ん	ハ ン マ ー	照 明 器 具	ロ ー プ (本)	杭 (本) 2 m	土 の う 袋 (枚)	ブ ル ー シ ー ト (枚)
			大	小															
市 役 所	37	1	3	3	63	12	31	18	11	90	5	20	5	6	5	30	128	3,000	50
周 防 出 張 所				1	3	1	1	1	2	4	1	2		7	2			450	7
三 島 〃				1	3	1	1	1	2	4	3	2			2	2		400	5
浅 江 〃				1	3	1	1	2	2	5	1	2		1	2	2		600	15
光井コミュニティセンター				1	3	1	1	1	1	2	1	2		1	2			400	4
室積出張所				1	3	1	1	1	1	4	1	1		1	2	2		200	6
大 和 支 所		1			3	1	1	1	1	2	1	1		1	2	2		200	4
島田コミュニティセンター				1	3	1	1	1	1	4	1	1			2			270	5
計	37	2	3	9	84	19	38	26	21	115	14	31	5	17	19	38	128	5,520	96

## ○市内排水機場等一覧

排水機場名称	水門名称	位 置	排水先	計画外水位	許容湛水位	水門閉鎖水位	運転開始内水位
西の河原川排水機場	西の河原川防潮水門	光市浅江七丁目	海	T. P. +3.60m	T. P. +3.10m	T. P. +2.00m	T. P. +2.00m
枝虫川・鳶の子川排水機場	枝虫川樋門	光市虹ヶ浜三丁目	海	T. P. +3.35m	T. P. +2.9m	T. P. +2.15m	T. P. +2.35m
	鳶の子川樋門		海	T. P. +3.35m	T. P. +3.2m	T. P. +2.4m	T. P. +2.6m
光井排水機場	光井樋門	光市光井二丁目	川	T. P. +3.6m	T. P. +2.7m	T. P. +2.1m	T. P. +2.4m

## ○市内水防警報区域一覧

＜知事が水防警報を発する指定河川・海岸、水位情報周知河川及び洪水予報河川区域＞

## 第1 河川関係

水系名	河川名	水防警報担当者	管理団体名	延 長	区 域	水位情報周知河川	洪水予報河川
島田川	島田川	周南土木建築事務所長	周南市／光市	15,500m	椎ノ木川合流点上流300m～河口まで		○

## 第2 海岸関係

海 岸 名	水防警報担当者	管理団体名	延 長	備 考
山口南沿岸光市地先海岸	周南土木建築事務所長 周南港湾管理事務所長	光市	41,519m	

## ○市内要配慮者利用施設（浸水想定区域）一覽

## ＜島田川洪水＞

番号	施設種類	施設名	住所	電話	F A X	その他
1	医療施設	光武医院	大字小周防1633番地1	77-3800	77-3834	停電時は 広報車等で 直接伝達
2	障害者福祉施設	サルビアの家ひかり	大字小周防1656番地8	48-9300	76-0551	
3	介護保険施設	デイサービスセンターきら光	大字小周防1656番地8	76-0550	76-0551	
4	介護保険施設	地域密着型デイサービスセンターきら光	大字小周防1656番地8	76-0550	76-0551	
5	介護保険施設	地域密着型デイサービスきらら3号館	大字小周防1658番地1	76-0550	76-0551	
6	高齢者施設	シェアホームきらら	大字小周防1658番地1	76-0550	76-0551	
7	介護保険施設	デイサービスセンターきくや	大字立野1403番地1	77-0185	77-0189	
8	高齢者施設	ケアホームきくや	大字立野1403番地1	77-0185	77-0189	
9	児童福祉施設	やよい幼稚園	三井五丁目9番2号	77-2690	77-2690	
10	医療施設	河村循環器神経内科	三井六丁目18番1号	77-0606	77-1606	
11	介護保険施設	グループホームよりさんせ	三井六丁目18番1号	77-0381	77-0382	
12	介護保険施設	デイサービスセンターリバーサイド	三井六丁目18番1号	76-0161	76-0171	
13	高齢者施設	住宅型有料老人ホームひだまりの家	三井八丁目6番14号	76-0182	76-0183	
14	医療施設	よしはら歯科クリニック	上島田三丁目10番15号	76-0820	77-4040	
15	医療施設	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2860	71-07107	
16	医療施設	しまた歯科医院	島田一丁目2番17号	72-5545	72-6880	
17	医療施設	くもい歯科医院	島田一丁目11番25号	72-8001	-	
18	医療施設	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	48-8721	
19	介護保険施設	ケアシステムオレンジサークル	島田二丁目17番10号	44-9890	44-9890	
20	医療施設	耳鼻咽喉科前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	71-4918	

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
21	介護保険施設	アリヴィオげんきむら	島田二丁目20番20号	71-3045	71-3047	停電時は 広報車等で 直接伝達
22	介護保険施設	ケアシステム オレンジ	島田二丁目22番16号	72-1212	72-0789	
23	医療施設	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	72-0789	
24	医療施設	周南ホームケアクリニック	島田二丁目23番8号 原田ビル 1階	48-8878	45-8838	
25	医療施設	大田病院	島田五丁目3番1号	77-0621	77-3322	
26	介護保険施設	介護老人保健施設しま た川苑	島田五丁目3番2号	77-3000	77-3001	
27	児童福祉施設	浅江東保育園	大字浅江302番地1	72-1448	72-1478	
28	医療施設	河内山医院	大字浅江1340番地1	71-1040	71-6030	
29	介護保険施設	グループホームアクア	木園一丁目4番5号	48-8321	48-8322	
30	医療施設	ふなつ眼科光分院	木園一丁目5番22号	74-1288	74-1289	
31	医療施設	ひかり皮フ科クリニック	木園一丁目8番3号	74-1112	74-1116	
32	児童福祉施設	東光保育園	木園一丁目11番2号	71-1449	71-3444	
33	介護保険施設	ニチイケアセンター光	木園一丁目5番32号	74-2888	74-2891	
34	医療施設	中川歯科医院	宮ノ下町11番6号	72-8049	72-8049	
35	医療施設	やまて小児科アレル ギー科	浅江一丁目10番12号	72-5041	72-5046	
36	医療施設	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	72-4630	
37	医療施設	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	72-7540	
38	医療施設	しみず医院	浅江三丁目9番5号	71-4187	71-4287	
39	医療施設	クリニック高橋眼科	浅江三丁目17番1号1 01号	72-1010	72-1010	
40	医療施設	諏訪歯科医院	浅江三丁目20番1号	72-5755	71-4287	
41	医療施設	あさえ歯科クリニック	浅江四丁目1番19号	48-8241	48-8242	
42	医療施設	くにもと歯科	虹ヶ浜一丁目5番37号	48-8750	71-0818	
43	介護保険施設	特別養護老人ホーム光 富士白苑	虹ヶ浜二丁目5番7号	71-3090	71-3196	
44	介護保険施設	光富士白苑デイサービ スセンター	虹ヶ浜二丁目5番12号	71-1788	71-1811	

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
45	高齢者施設	ヴィラ虹ヶ浜	虹ヶ浜二丁目5番12号	72-6017	71-1811	停電時は 広報車等で 直接伝達
46	児童福祉施設	梅田病院 (院内託児所、病児保育)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
47	医療施設	梅田病院 (有床医療施設)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	

## ○市内学校施設（浸水想定区域）一覧

### <島田川洪水>

番号	施設名	住所	電話	FAX	その他
1	浅江中学校	花園二丁目1番1号	72-0027	72-8562	停電時は広報車 等で直接伝達 (防災行政無線 戸別受信機も設 置されている。)

## ○市内要配慮者利用施設（高潮浸水想定区域）一覧

## ＜高潮＞

番号	施設種類	施設名	住所	電話	F A X	その他
1	医療施設	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	71-7107	停電時は 広報車等で 直接伝達
2	医療施設	しまた歯科医院	島田一丁目2番17号	72-5545	72-6880	
3	医療施設	くもい歯科医院	島田一丁目11番25号	72-8001	-	
4	医療施設	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	48-8721	
5	介護保険施設	ケアシステムオレンジ サークル	島田二丁目17番10号	44-9890	44-9890	
6	医療施設	耳鼻咽喉科 前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	71-4918	
7	介護保険施設	アリヴィオげんきむら	島田二丁目20番20号	71-3045	71-3047	
8	医療施設	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	72-0789	
9	介護保険施設	ケアシステムオレンジ	島田二丁目22番16号	72-1212	72-0789	
10	医療施設	周南ホームケアクリニッ ク	島田二丁目23番8号 原田ビル1階	48-8878	48-8838	
11	医療施設	やまて小児科・アレル ギー科	浅江一丁目10番12号	72-5041	72-5046	
12	障害者支援施設	西日本ケアサービス光	浅江一丁目15番3号	72-0708	48-9599	
13	医療施設	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	72-4630	
14	医療施設	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	72-7540	
15	医療施設	耳鼻咽喉科 しみず医 院	浅江三丁目9番5号	71-4187	71-4287	
16	医療施設	クリニック高橋眼科	浅江三丁目17番1号1 01	72-1010	72-1010	
17	医療施設	虹ヶ浜皮膚科クリニック	浅江三丁目17番18号	72-2720	72-2721	
18	医療施設	諏訪歯科医院	浅江三丁目20番1号	72-5755	72-6116	
19	医療施設	儀本歯科医院	浅江三丁目25番9号	72-4200	72-6644	
20	医療施設	あさえ歯科クリニック	浅江四丁目1番19号	48-8241	48-8242	
21	児童福祉施設	浅江南保育園	浅江七丁目4番23号	72-1449	72-1495	

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
22	児童福祉施設	浅江東保育園	大字浅江302番地1	72-1448	72-1478	停電時は 広報車等で 直接伝達
23	医療施設	河内山医院	大字浅江 1340 番地 1	71-1040	71-6030	
24	医療施設	虹ヶ浜整形外科クリニック	虹ヶ浜一丁目9番11号	44-7024	44-7025	
25	医療施設	くにもと歯科	虹ヶ浜一丁目5番37号	48-8750	48-8752	
26	介護保険施設	特別養護老人ホーム光富士白苑	虹ヶ浜二丁目5番7号	71-3090	71-3196	
27	介護保険施設	光富士白苑デイサービスセンター	虹ヶ浜二丁目5番12号	71-1788	71-1811	
28	高齢者施設	ヴィラ虹ヶ浜	虹ヶ浜二丁目5番12号	72-6017	71-1811	
29	障害者支援施設	エーアンドエム	虹ヶ浜三丁目2番18号	71-6337	44-7037	
30	医療施設	梅田病院	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
31	児童福祉施設	梅田病院(院内託児所、病児保育)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
32	医療施設	あきよし心療内科クリニック	虹ヶ浜三丁目16番30号	74-1177	74-1166	
33	医療施設	中川歯科医院	宮ノ下町11番6号	72-8049	72-8049	
34	介護保険施設	グループホームアクア	木園一丁目4番5号	48-8321	48-8322	
35	医療施設	ふなつ眼科光分院	木園一丁目5番22号	74-1288	74-1289	
36	介護保険施設	ニチイケアセンター光	木園一丁目5番32号	74-2888	74-2891	
37	医療施設	ひかり皮フ科クリニック	木園一丁目8番3号	74-1112	74-1116	
38	児童福祉施設	東光保育園	木園一丁目11番2号	71-1449	71-3444	
39	障害者支援施設	光市身体障害者デイサービスセンター	光井二丁目2番1号	74-3050	74-3076	
40	医療施設	光市休日診療所	光井二丁目2番1号	74-1399	74-3077	
41	医療施設	広田医院	中央二丁目15番1号	71-0225	71-0225	
42	児童福祉施設	野原保育園	中央三丁目5番12号	71-1085	71-1222	
43	介護保険施設	さくらデイサービス光	中央三丁目7番18号	71-0787	71-0778	

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
44	医療施設	友愛歯科医院	室積四丁目1番1号	79-0517	79-0517	停電時は 広報車等で 直接伝達
45	児童福祉施設	室積保育園	室積五丁目13番27号	78-0047	78-0047	
46	児童福祉施設	室積サンホーム	室積六丁目4番1号	79-0911	79-0911	
47	障害者支援施設 介護保険施設	福祉メイキングスタジオ みべ	室積六丁目13番28号	48-8232	48-8249	
48	介護保険施設	デイサービス美ら海	室積八丁目3番1号	79-3322	79-3333	
49	医療施設	松田歯科クリニック	室積松原4番3号	79-2533	79-2533	
50	医療施設	平岡医院	室積松原4番7号	79-1500	79-0079	
51	高齢者施設	養護老人ホーム海光苑	室積七丁目18番20号	48-5665	48-5666	
52	学校施設	マリア幼稚園	室積松原21番37号	78-0658	78-2995	
53	介護保険施設	光市牛島憩いの家デイ サービスセンター	大字牛島708番地4	74-3020 (光市社会 福祉協議 会)	74-3073 (光市社会 福祉協議 会)	
54	医療施設	牛島診療所	牛島762番地1	79-3197	-	

## ○市内学校施設（高潮浸水想定区域）一覧

## ＜高潮＞

番号	施設名	住所	電話	FAX	その他
1	浅江中学校	花園二丁目1番1号	72-0027	72-8562	停電時は広報車等で直接伝達 (防災行政無線戸別受信機も設置されている。)
2	室積小学校	室積六丁目4番1号	78-0010	78-2304	
3	山口大学教育学部 附属光小学校	室積八丁目4番1号	78-0124	75-1507	
4	山口大学教育学部 附属光中学校	室積八丁目4番1号	78-0007	75-1509	

## ○市内要配慮者利用施設（津波災害警戒区域）一覧

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
1	介護保険施設	光市牛島憩いの家 デイサービスセンター	大字牛島708番地4	74-3020 (光市社会福祉協 議会)	74-3073 (光市社 会福祉協 議会)	停電時は 広報車等 で直接伝達
2	医療施設	光市牛島診療所	大字牛島762番地1	79-3197	—	
3	障害者福祉施設 介護保険施設	福祉メイキングスタジ オうみべ	室積六丁目13番28号	48-8232	48-8249	
4	高齢者施設	養護老人ホーム海光苑	室積七丁目18番20号	48-5665	48-5666	
5	介護保険施設	デイサービス美ら海	室積八丁目3番1号	79-3322	79-3333	

## ○市内学校施設（津波災害警戒区域）一覧

番号	施設名	住所	電話	FAX	その他
1	室積小学校(※)	室積六丁目4番1号	78-0010	78-2304	停電時は広報車 等で直接伝達 (防災行政無線 戸別受信機も設 置されている。)
2	山口大学教育学部 附属光小学校(※)	室積八丁目4番1号	78-0124	75-1507	
3	山口大学教育学部 附属光中学校(※)	室積八丁目4番1号	78-0007	75-1509	

※想定されている浸水深は30cm未満



## ○市内重要水防箇所及び予定避難場所一覧

## 第1 河川関係 (県管理区間)

番号	河川名	位置		左岸 右岸	延長 (m)	予想される危険	対策水防 工 法	保全対象区域の現況				避難場所		重要度
		大字等	字					人口	戸数	公共 施設	冠水面積 (km <sup>2</sup> )	第一場所	第二場所	
1	島田川	小周防、立野、島田		左	7,000	堤防高	積土のう	300人	80戸		1.8	周防コミュニティセンター 周防小学校 中島田コミュニティセンター	島田中学校	A
2	島田川	小周防、立野、三井		右	7,000	堤防高	積土のう					三井小学校 周防の森ロッジ	周防コミュニティセンター	B
3	束荷川	立野	宮河内	左	1,000	堤防断面	積土のう	60人	15戸		0.13	周防コミュニティセンター	周防小学校	B
4	束荷川	立野	宮河内	右	1,000	堤防断面	積土のう					周防コミュニティセンター	周防小学校	A
5	中村川	小周防	殿山	左	300	堤防断面	積土のう	60人	15戸		0.03	周防コミュニティセンター 周防の森ロッジ	周防小学校	B
6	中村川	小周防	殿山	右	300	堤防断面	積土のう					周防コミュニティセンター 周防の森ロッジ	周防小学校	B
7	光井川	光井四丁目		左	750	堤防断面	積土のう	85人	20戸		0.06	光井コミュニティセンター	光井小学校	B
8	光井川	光井四丁目		右	720	堤防断面	積土のう					光井コミュニティセンター	光井小学校	B
9	西の河原川	中村町、浅江三、五、七丁目		左	1,500	堤防高	積土のう	900人	250戸		0.41	浅江コミュニティセンター	浅江小学校	A
10	西の河原川	中村町、虹ヶ浜一、二丁目		右	1,500	堤防高	積土のう					浅江コミュニティセンター	浅江小学校	A
11	田布施川	三輪	共和千束	左	400	堤防高	積土のう	43人	10戸	1	0.3	三輪小学校		B
12	田布施川	三輪	共和千束	右	400	堤防高	積土のう					三輪小学校		B

番号	河川名	位置		左岸 右岸	延長 (m)	予想される危険	対策水防 工 法	保全対象区域の現況				避難場所		重要度
		大字等	字					人口	戸数	公共 施設	冠水面積 (km <sup>2</sup> )	第一場所	第二場所	
13	田布施川	塩田	助石周地	左	500	堤防高	積土のう	25人	4戸	1	0.3	大和中学校		B
14	田布施川	塩田	助石周地	右	500	堤防高	積土のう					大和中学校		B
15	田布施川	塩田	十王	左	200	堤防高	積土のう	15人	3戸	3	0.2	塩田小学校		B
16	田布施川	塩田	十王	右	200	堤防高	積土のう					塩田小学校		B
17	溝呂井川	岩田	末常	左	300	堤防高	積土のう	25人	6戸		0.1	岩田小学校		B
18	溝呂井川	岩田	末常	右	300	堤防高	積土のう					岩田小学校		B
19	溝呂井川	岩田	下岩田	左	100	堤防高	積土のう	51人	10戸		0.06	岩田小学校		B
20	溝呂井川	岩田	下岩田	右	100	堤防高	積土のう					岩田小学校		B
21	束荷川	束荷	黒杭	左	1,400	堤防高	積土のう	28人	7戸		0.17	束荷小学校		B
22	束荷川	束荷	黒杭	右	1,400	堤防高	積土のう					束荷小学校		B
23	貞延川	三輪	千福貞延	左	300	堤防高	積土のう	45人	15戸	1	0.04	三輪小学校		B
24	貞延川	三輪	千福貞延	右	300	堤防高	積土のう					三輪小学校		B

(注) 重要度の設定は、A：水防上最も重要な区間、B：重要な区間

第2 海岸関係

番号	海岸名	位置		延長 (m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所		所管
		大字等	字				人口	戸数	公共施設数	冠水面積 (km <sup>2</sup> )	第一場所	第二場所	
1	五軒屋	室積	室積90番地2	50	高潮	積土のう	80人	20戸		0.01	伊保木コミュニティセンター		国土交通省河川局
2	浅江	浅江七丁目4番地～虹ヶ浜三丁目1番地4		1,500	高潮	積土のう	3,585人	1,244戸		1.1	浅江コミュニティセンター	浅江小学校	国土交通省港湾局
3	光	室積	室積松原～光井二丁目	2,770	高潮・浸食	積土のう	518人	140戸	1	0.18	室積コミュニティセンター 光市総合福祉センター 光井コミュニティセンター	室積中学校 光井中学校	水産庁

## ○市内防災重点ため池一覧

整理 番号	ため池名	所在地	ため池規模			避難場所		危険ため池 の指定状況
			堤高	堤長	貯水量	第一場所	第二場所	
1	景平	大字室積村	8.0	38	37,000	伊保木コミュニティセンター		
2	宮ノ尾2号	大字島田	7.6	163	20,000	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	
3	宮ノ尾1号	大字島田	10.3	92	23,100	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	○
4	柏木	大字浅江	4.1	57	6,200	浅江小学校体育館	テクノキャンパス研修センター	
5	畑村	大字三井	4.3	49	3,600	三井小学校体育館	やよい幼稚園	○
6	山崎	大字三井	3.9	66	3,700	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
7	岩狩	大字三井	3.6	42	5,200	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
8	山代	大字三井	3.4	85	3,600	三井小学校体育館	やよい幼稚園	○
9	神原池	大字東荷	3.4	60	1,500	東荷小学校体育館		
10	八ヶ宗	大字東荷	4.4	45	7,000	東荷小学校体育館		
11	宮重	大字岩田	3.8	70	2,700	大和スポーツセンター	岩田小学校体育館	

〈選定基準〉

決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるもの。

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のもの

ウ ため池から500m以上の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>以上のもの

エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地等の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

## ○市内危険ため池一覧

1486

整理 番号	ため池名	所在地	所管 農林 事務所	管理者 (代表者名)	ため池規模			受益 面積	予想され る危険	対策水 防工法	保全対象区域の現況				避難場所		老 状	朽 況
					堤高	堤長	貯水量				人口	戸数	公 共 施設数	冠水 面積	第一 場所	第二 場所		
1	宮ノ尾 1号	大字島田	周南	共同 (吉原則行)	10.3	92.0	23,100	0.5	堤体決壊	積土の う又は 切開	150	50	1	14.0	島田コ ミュニ ティセ ンター	地域づ くり支 援セン ター	b b c	
2	畑村	大字三井	周南	共同 (藤井道子)	4.3	49.0	3,600	2.8	堤体決壊	積土の う又は 切開	0	0	0	1.0	三井 小学校 体育館	やよい 幼稚園	b b b	
3	山代	大字三井	周南	共同 (松本健司)	3.4	85.0	3,600	0.3	堤体決壊	積土の う又は 切開	3	1	0	4.8	三井 小学校 体育館	やよい 幼稚園	b b b	

備考 「老朽状況」欄中、左(a～c):堤体の老朽化及び断面不足、中(a～c):取水施設の老朽化、右(a～c):余水吐の老朽化及び断面不足

## 〔災害危険箇所〕

## ○地すべり危険箇所一覧

## 第1 県砂防課所管

箇所名	河川名			位置	地すべり想定 区域の面積 (ha)	区域内の保全対象			避難路・避難場所
	水系名	幹川名	溪流名	大字		人家 戸数	公共席 施設	数量 (m)	
岩屋				岩屋	50.9	27	国道	1,040	室積コミュニティ センター

## 第2 県農村整備課所管

地区名	所在地	地すべり危険地の概要			被害の対象			人家	その他 重要 施設
	大字・字	地積 (計)	耕地 (計)	その他	法令 指定等	農用地	農業用施設		
塩田	塩田・十王	14ha	8ha	6ha		8ha	水路13路線 道路7路線	11戸	県道

## ○山地災害危険地区一覽

## 第1 山腹崩壊危険地区一覽

区分		位置		公共施設等					
		大字	字	人家戸数				公共施設	道路
				50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下		
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	懸山	0	0	9	0	1	国
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	上ヶ原	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	佐内	0	22	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	駒ノ尾	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	大土井坂	0	39	0	0	1	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	土井	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	土井	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	土井	0	11	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	桑畑	0	0	9	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	柳ヶ久保	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	徳満	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	鯨	0	10	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	龍ヶ崎	0	17	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	浅江	懸山	0	0	0	3	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	妙見所	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	湯面	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	上溝路	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	溝路	0	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	上鬼ヶ溝	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	入里	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	天符	0	23	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	岡原	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	今積西	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三井	今積	0	38	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	殿河内	0	10	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	橋本	0	23	0	0	0	市

民有林	山腹崩壊危険地	三井	坂井	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大景	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	東樋ノ口	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大迫	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大和	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大和	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	大和	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	善正庵	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	西藤田	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	水上	0	14	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	藤谷	0	15	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	平迫	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	西後浴	0	0	0	1	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	尻無	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	尻面	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三井	芋尻	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	旭	0	18	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	新宮	0	27	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	新宮	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	殿山	0	19	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	殿山	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	殿山	0	0	0	2	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	鳥迫	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	植松	0	10	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	下植松	0	0	5	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	清原庵	0	10	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	中ノ原	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	池ノ迫	0	36	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	池ノ迫	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	下小周防	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	清水谷	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	地坂	0	13	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	下小周防	0	11	0	0	0	県

民有林	山腹崩壊危険地	小周防	楠	0	40	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	植松	0	18	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	坂部	0	38	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	町田	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	後口迫	0	32	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	小周防	虹川上	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	立野	宮河内	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	立野	宮河内	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	立野	宮河内	0	0	0	2	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	高野	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	立野	大久保	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	神ノ前	0	0	6	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	高野	0	0	0	3	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	師藤田	0	22	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	立野	立ヶ迫	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	島田	亀山	0	0	0	4	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	島田	下岡堂	0	15	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	島田	山田	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	島田	畑	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	畑	0	0	0	2	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	畑	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	島田	塚山	0	22	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	石田	0	26	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	大田	0	27	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	大田	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	島田	上向ヶ迫	0	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	金山後	0	0	8	0	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	中央六丁目		0	21	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	光井	金山後	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井九丁目		0	47	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	紺屋浴	0	15	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	紺屋浴	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	光井	家近	0	10	0	0	0	市

民有林	山腹崩壊危険地	光井	新畑	0	23	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	瀬戸道	0	12	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	鮎埴	0	30	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	鮎埴	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	光井	小迫	0	10	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	香ノ木	0	20	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	西河地	0	13	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	光井	溝路	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	室積	新開	94	0	0	0	1	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	正木	79	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	西ノ庄	235	0	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	室積	市延	0	14	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	室積	岩屋第二	59	0	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	千坊	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	室積	岩屋	0	0	0	3	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	室積	瀬戸下	0	29	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	西伊保木	0	0	9	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	室積	東伊保木	0	0	0	4	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	室積	南沖浦	0	0	0	3	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	室積	伊保木	0	0	0	3	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	室積	五軒屋	0	20	0	0	0	国
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	沖字立	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	是岡	0	0	5	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	弥ヶ迫	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	片山	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	大形	0	24	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	西片山	0	16	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	千束	0	11	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	片山	0	0	9	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	榑本	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	片山	0	0	9	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	石田	0	0	0	3	0	

民有林	山腹崩壊危険地	三輪	草場	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	石田	0	0	0	1	0	
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	石田	0	0	0	3	0	林
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	清成	0	21	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	三輪	榑本	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	根ヶ迫	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	今宮	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	才役	0	17	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	森ヶ迫	0	40	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	重松	0	0	9	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	三斗代	0	0	7	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	8	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	0	1	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	上岩田	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	中岩田	0	0	5	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	下岩田	0	0	6	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	下岩田	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	慶見	0	0	9	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	岩田	雨桑	0	21	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	景	0	0	0	2	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大峠	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	坂根	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	重平	0	0	7	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	田中	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	中坪	0	0	5	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	明神	0	0	5	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	勘田	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大峠	0	15	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	矢嶋	0	0	7	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	周地	0	26	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	宗	0	0	0	3	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	宮ヶ迫	0	0	0	3	0	

民有林	山腹崩壊危険地	塩田	半田	0	0	6	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	横田	0	0	7	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	大地平	0	0	0	1	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	佐田上	0	34	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	入郷	0	12	0	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	十王	0	0	9	0	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	小倉	0	0	0	3	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	塩田	楠	0	0	0	2	0	県
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	森政	0	13	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	宗弘	0	0	5	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	実盛	0	18	0	0	0	市
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	森政	0	10	0	0	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	大平	0	0	0	4	0	
民有林	山腹崩壊危険地	束荷	黒杭	0	0	5	0	0	

## 第2 崩壊土砂流出危険地区一覧

区 分	位 置	公共施設等							
		大字	字	人家戸数				公共施設	道路
				50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下		
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	上ヶ原	0	0	5	0	0	
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	宝光寺	0	13	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	迫	0	0	0	0	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	平原	0	15	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	駒ヶ原	0	27	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	浅江	新山	51	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	新山	0	35	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	新山	0	33	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	一の坂	0	45	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	別所	0	40	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	観音寺	60	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	三井	藤谷	0	34	0	0	0	市

民有林	崩壊土砂流出危険地	立野	向立野	0	11	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	小周防	新宮	0	24	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	大田	73	0	0	0	2	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	70	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	0	37	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	284	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	石田	149	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	大田	80	0	0	0	2	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	鮎婦	0	24	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	光井	新畑	0	0	0	4	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	西ノ庄	432	0	0	0	1	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	市延	735	0	0	0	1	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	東ノ庄	241	0	0	0	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	野地	0	17	0	0	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	岩屋	0	0	0	3	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	鮎婦	0	16	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	鮎婦	0	0	0	2	0	
民有林	崩壊土砂流出危険地	室積村	東伊保木	0	0	0	0	0	国
民有林	崩壊土砂流出危険地	牛島	大久保	51	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	足谷	0	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	清六	0	0	0	3	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	清六	0	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	束荷	八ヶ宗	0	11	0	0	0	
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	植松	0	19	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	石城	0	13	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	瀧ノ水	0	34	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	塩田	北池ヶ迫	64	0	0	0	0	県

## ○土石流危険溪流一覽

## 第1 土石流危険溪流Ⅰ

水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要					人家数 (戸)	避難場所
			字	溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	発生流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	平均溪床勾配 (°)		
光井川	光井川	鮎新川	鮎新	0.24	0.10	0.01	1.0	16	5	光市総合福祉センター
光井川	光井川	八海北川	八海	0.20	0.03	0.03	0.5	27	6	〃
光井川	光井川	八海南川	八海	0.35	0.05	0.04	0.5	16	5	〃
光井川	光井川	河内大川	河内	1.13	0.47	0.05	1.0	12	15	〃
光井川	光井川	河内小川	河内	0.69	0.22	0.05	1.0	10	15	〃
光井川	光井川	紺屋浴川	紺屋浴	0.23	0.04	0.01	2.7	11	16	〃
光井川	光井川	紺屋浴第2川	紺屋浴	0.24	0.01	0.01	1.0	16	5	〃
光井川	光井川	光井川	光井	0.24	0.26	0.07	1.0	16	5	〃
光井川	金山川	金山川	金山	0.22	0.03	0.03	0.3	18	6	〃
光井川	光井川	岡庄川	岡庄	0.29	0.04	0.01	1.5	6	9	〃
島田川	笠野川	新宮川	新宮	0.26	0.21	0.16	2.7	17	5	周防コミュニティセンター
島田川	島田川	北旭川	旭	0.27	0.05	0.05	1.5	20	8	〃
島田川	島田川	旭川	旭	0.64	0.25	0.13	0.7	14	3	〃
島田川	島田川	藤谷川	藤谷川	1.15	0.54	0.09	0.5	13	10	三島コミュニティセンター
島田川	島田川	大迫川	大迫	0.25	0.04	0.01	0.5	11	5	〃
島田川	山田川	畑西川	畑	0.27	0.11	0.02	0.5	8	5	地域づくり支援センター
島田川	山田川	畑南川	畑	0.30	0.06	0.01	1.0	9	5	〃
島田川	山田川	畑北川	畑	0.05	0.01	0.01	0.5	10	5	〃
島田川	山田川	上島田第1川	上島田	0.30	0.03	0.02	0.4	11	5	〃
島田川	山田川	上島田第2川	上島田	0.35	0.05	0.04	0.8	12	63	〃
島田川	島田川	上島田第3川	上島田	0.24	0.08	0.02	1.0	16	5	〃
島田川	島田川	上島田第4川	上島田	0.24	0.03	0.03	1.0	16	5	〃
島田川	島田川	上島田第5川	上島田	0.24	0.02	0.01	1.0	16	5	〃
島田川	島田川	北山近川	山近	0.32	0.03	0.03	0.5	16	14	〃

島田川	島田川	東山近北川	山近	0.37	0.12	0.02	2.0	13	28	地域づくり支援センター
島田川	島田川	石田東大川	石田	0.47	0.08	0.03	0.5	13	7	〃
島田川	島田川	石田南小川	石田	0.14	0.02	0.01	1.9	9	20	〃
島田川	島田川	石田東小川	石田	0.17	0.06	0.02	2.3	11	14	〃
島田川	島田川	石田南大川	石田	0.53	0.15	0.15	0.4	10	15	〃
島田川	島田川	石田西大川	石田	0.83	0.24	0.22	0.4	11	16	〃
島田川	島田川	石田西小川	石田	0.13	0.02	0.01	0.3	11	20	〃
島田川	島田川	東太田川	太田	0.75	0.18	0.12	0.5	16	11	〃
島田川	島田川	大原川	大原	0.30	0.06	0.06	0.8	18	4	三島コミュニティセンター
島田川	島田川	一ノ坂川	一ノ坂	0.85	0.43	0.42	0.5	16	4	〃
島田川	島田川	西太田東川	太田	0.25	0.03	0.03	0.3	14	10	地域づくり支援センター
島田川	島田川	西太田西川	太田	0.40	0.06	0.02	1.9	14	14	〃
島田川	島田川	島田第1川	島田	0.24	0.15	0.10	1.0	16	5	〃
島田川	島田川	島田第2川	島田	0.24	0.17	0.12	1.0	16	5	〃
島田川	島田川	新幸町川	新幸町	0.67	0.13	0.09	0.5	12	64	〃
島田川	島田川	佐内東川	佐内	0.24	0.15	0.11	1.0	16	5	浅江コミュニティセンター
島田川	島田川	佐内北川	佐内	0.20	0.16	0.11	3.5	5	8	〃
島田川	島田川	佐内西川	佐内	0.19	0.02	0.01	1.5	5	8	〃
島田川	島田川	佐内南川	佐内	0.24	0.03	0.01	1.0	16	5	〃
西の河原川	西の河原川	宝光寺川	宝光寺	0.55	0.14	0.07	0.6	17	5	〃
光井川	光井川	新宮川	新宮	0.49	0.07	0.03	2.3	16	0	光市総合福祉センター
	千坊台川	千坊台第1川	千坊台	0.24	0.08	0.04	1.0	16	5	室積コミュニティセンター
	千坊台川	千坊台第2川	千坊台	0.24	0.30	0.06	1.0	16	5	〃
	千坊台川	千坊台第3川	千坊台	0.24	0.02	0.01	1.0	16	5	〃
	室積大町川	室積大町川	室積大町	0.24	0.35	0.20	1.0	16	5	〃
	室積村川	室積村川	室積村	0.24	0.01	0.01	1.0	16	5	〃
	西之庄川	西之庄北川	西之庄	0.54	0.15	0.15	1.5	15	62	〃
	市延川	市延小川	市延	0.60	0.09	0.08	0.3	16	61	〃
	西之庄川	西之庄南川	西之庄	0.70	0.14	0.12	0.4	12	37	〃
	市延川	市延大川	市延	0.77	0.34	0.31	3.5	14	37	〃
	東之庄川	東之庄川	東之庄	0.42	0.12	0.12	0.6	13	20	〃

	野地川	野地川	野地	1.98	0.47	0.37	0.8	11	5	室積コミュニティセンター
	五軒屋川	五軒屋川	五軒屋	0.65	0.34	0.05	1.0	13	12	〃
	牛島川	牛島川	牛島	0.16	0.06	0.06	2.0	17	5	〃
田布施川	田布施川	鹿之石上1	鹿之石上	0.07	0.02	0.02	0.4	16	0	大和コミュニティセンター
田布施川	田布施川	鹿之石上川	鹿之石上	0.02	0.03	0.01	4.0	20	1	〃
田布施川	田布施川	鹿之石下川	鹿之石下	0.77	0.20	0.20	1.0	8	5	〃
田布施川	田布施川	十王東川	十王	0.14	0.02	0.02	0.5	8	4	〃
田布施川	田布施川	十王西川	十王	0.24	0.05	0.03	1.0	15	4	〃
田布施川	田布施川	十王川	十王	0.77	0.14	0.14	1.0	13	7	〃
田布施川	田布施川	小倉中北川	小倉	0.22	0.09	0.00	0.7	6	5	〃
田布施川	田布施川	小倉中西川	小倉	0.21	0.09	0.03	1.0	9	5	〃
田布施川	田布施川	源城1	源城	0.06	0.02	0.00	2.0	12	6	〃
田布施川	田布施川	三鍛冶屋	三鍛冶屋	0.20	0.19	0.02	1.0	10	11	〃
田布施川	田布施川	稲葉北川	稲葉	0.56	0.19	0.00	0.8	6	1	〃
田布施川	田布施川	共和東川	共和	0.04	0.01	0.01	1.0	16	13	〃
田布施川	田布施川	共和西川	共和	0.05	0.02	0.01	1.0	16	6	〃
島田川	束荷川	石原1	石原	0.16	0.06	0.00	2.0	11	1	〃
島田川	束荷川	横尾西川	横尾	0.30	0.07	0.00	1.0	7	2	〃
島田川	束荷川	大平1	大平	0.17	0.03	0.02	1.4	16	2	〃
島田川	束荷川	大平2	大平	0.25	0.05	0.04	1.2	13	5	〃
島田川	束荷川	大平川	大平	0.29	0.09	0.06	0.6	10	8	〃
島田川	束荷川	野尻東川	野尻	0.51	0.13	0.07	1.6	10	8	〃
島田川	束荷川	大平3	大平	0.12	0.02	0.00	1.0	10	6	〃
島田川	溝呂井川	石田南川	石田	0.17	0.07	0.00	1.0	7	6	〃
島田川	溝呂井川	慶見南川	慶見	0.16	0.06	0.00	1.3	6	6	〃
島田川	溝呂井川	慶見北川	慶見	0.18	0.10	0.00	1.0	10	8	〃
島田川	束荷川	横尾川	横尾	1.09	0.96	0.28	2.0	9	5	〃

## 第2 土石流危険渓流Ⅱ

水系名	河川名	渓流名	所在地	流域概要					人家数 (戸)	避難場所
			字	溪流長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	発生流域面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	平均溪床勾配 (°)		
光井川	光井川	鮎埴南小川	鮎埴	0.07	0.03	0.03	1.5	11	3	光市総合福祉センター
光井川	光井川	鮎埴南川	鮎埴	0.23	0.10	0.08	2.0	12	4	〃
光井川	光井川	鮎埴北第1川	鮎埴	0.08	0.04	0.03	1.0	15	3	〃
光井川	光井川	鮎埴	鮎埴	0.13	0.03	0.02	2.0	13	2	〃
光井川	光井川	鮎埴北第2川	鮎埴	0.14	0.03	0.03	1.5	17	2	〃
光井川	光井川	新畑川	新畑	0.53	0.41	0.02	2.0	5	1	〃
光井川	光井川	鮎新川	鮎埴	0.80	0.24	0.08	2.0	10	4	〃
光井川	光井川	鮎新南第1川	鮎新	0.61	0.11	0.09	2.0	6	1	〃
光井川	光井川	鮎新南第2川	鮎新	0.14	0.06	0.05	1.5	9	3	〃
光井川	光井川	八海南川	八海	0.48	0.06	0.03	2.0	11	1	〃
島田川	植松川	植松川	植松	0.15	0.03	0.01	1.0	11	4	周防コミュニティセンター
島田川	笠野川	北新宮川	新宮	0.12	0.02	0.02	1.5	19	1	〃
島田川	笠野川	新宮川	新宮	0.96	0.23	0.11	2.0	9	2	〃
島田川	島田川	旭川	旭	0.10	0.03	0.02	2.0	16	4	〃
島田川	島田川	下旭川	旭	0.55	0.12	0.05	2.0	16	3	〃
島田川	島田川	藤谷第1川	藤谷	0.09	0.02	0.01	1.5	12	2	〃
島田川	島田川	藤谷第2川	藤谷	0.60	0.12	0.06	2.0	14	3	〃
島田川	束荷川	西庄東川	西庄	0.25	0.03	0.03	3.0	10	3	〃
島田川	束荷川	西庄川	西庄	0.09	0.02	0.01	2.0	9	1	〃
島田川	束荷川	束荷川	宮河内	0.05	0.03	0.02	0.5	11	3	地域づくり支援センター
島田川	山田川	畑南川	畑	0.06	0.04	0.04	2.0	9	2	〃
島田川	山田川	畑北第1川	畑	0.37	0.08	0.05	2.0	10	1	〃
島田川	山田川	畑北第2川	畑	0.18	0.06	0.03	2.0	12	1	〃
島田川	島田川	観音寺川	観音寺	0.54	0.21	0.21	2.5	12	4	三島コミュニティセンター
島田川	島田川	別所川	別所	0.50	0.23	0.23	2.0	12	3	〃

島田川	島田川	南観音寺川	別所	0.19	0.05	0.02	1.5	11	2	三島コミュニティセンター
島田川	今柵川	妙見所西川	妙見所	0.86	0.30	0.20	2.0	16	4	〃
島田川	今柵川	妙見所川	妙見所	0.37	0.14	0.12	3.0	14	4	〃
島田川	今柵川	妙見所東川	妙見所	0.74	0.20	0.15	2.0	14	3	浅江コミュニティセンター
島田川	今柵川	新山大川	新山	0.25	0.11	0.06	3.0	14	4	〃
島田川	島田川	新山川	新山	0.02	0.02	0.01	0.3	11	2	〃
島田川	島田川	土井川	土井	0.16	0.03	0.01	1.0	10	1	〃
島田川	島田川	荒神第1川	荒神	0.33	0.06	0.04	3.0	10	3	〃
島田川	島田川	荒神第2川	荒神	0.43	0.09	0.05	2.0	14	4	〃
島田川	島田川	駒ヶ原東川	駒ヶ原	0.17	0.07	0.06	2.5	13	1	〃
島田川	島田川	駒ヶ原川	駒ヶ原	0.27	0.07	0.07	3.0	15	4	〃
島田川	島田川	西駒ヶ原川	駒ヶ原	0.40	0.08	0.08	2.0	17	2	〃
島田川	島田川	東平原川	東平原	0.18	0.08	0.07	2.0	10	1	〃
島田川	島田川	平原川	平原	0.35	0.13	0.12	2.0	12	3	〃
西の河原川	西の河原川	宝光寺上川	宝光寺	0.21	0.11	0.04	2.0	11	3	〃
	岩屋川	岩屋川	岩屋	0.89	0.74	0.52	2.0	10	1	室積コミュニティセンター
	西伊保木川	西伊保木第1川	西伊保木	0.75	0.42	0.09	2.0	11	1	〃
	西伊保木川	西伊保木第2川	西伊保木	0.79	0.13	0.13	1.5	10	1	〃
	西伊保木川	東伊保木川	東伊保木	0.36	0.11	0.09	2.0	14	1	〃
	西五軒屋川	西五軒屋川	五軒屋	0.14	0.07	0.05	2.0	11	1	〃
	東五軒屋川	東五軒屋川	五軒屋	0.20	0.07	0.02	1.5	6	2	〃
田布施川	田布施川	生野1	生野	0.87	0.26	0.13	0.8	7	1	大和コミュニティセンター
田布施川	田布施川	生野西川	生野	0.17	0.07	0.00	0.6	7	2	〃
田布施川	田布施川	佐田上川	佐田上	0.10	0.11	0.00	1.0	11	1	〃
田布施川	田布施川	佐田中東川	佐田中	0.98	0.59	0.08	1.5	7	1	〃
田布施川	田布施川	佐田中西川	佐田中	0.89	0.30	0.00	1.5	7	1	〃
田布施川	田布施川	鹿之石上1	鹿之石上	0.32	0.07	0.00	0.8	8	1	〃
田布施川	田布施川	鹿之石下1	鹿之石下	0.12	0.03	0.01	1.0	13	1	〃
田布施川	田布施川	鹿之石下2	鹿之石下	0.35	0.13	0.03	1.0	8	1	〃
田布施川	田布施川	入野1	入野	0.13	0.02	0.00	4.0	11	1	〃
田布施川	田布施川	佐田下1	佐田下	0.49	0.16	0.05	2.0	14	4	〃
田布施川	田布施川	入野2	入野	0.34	0.11	0.03	0.7	10	1	〃

田布施川	田布施川	入野川	入野	0.11	0.04	0.04	1.0	10	3	大和コミュニティセンター
田布施川	田布施川	十王1	十王	0.68	0.11	0.11	0.6	16	2	〃
田布施川	田布施川	小倉1	小倉	0.17	0.03	0.03	0.5	16	2	〃
田布施川	田布施川	小倉2	小倉	0.12	0.01	0.01	0.8	18	1	〃
田布施川	田布施川	小倉東川	小倉	0.56	0.15	0.00	1.0	9	3	〃
田布施川	田布施川	小倉西川	小倉	0.17	0.05	0.00	1.2	10	4	〃
田布施川	田布施川	小倉3	小倉	0.14	0.02	0.02	1.2	12	3	〃
田布施川	田布施川	小倉4	小倉	0.10	0.05	0.04	1.0	12	1	〃
田布施川	田布施川	小倉5	小倉	0.05	0.02	0.02	0.6	13	2	〃
田布施川	田布施川	稲葉西川	稲葉	0.08	0.01	0.01	2.0	21	3	〃
田布施川	田布施川	稲葉南川	稲葉	0.08	0.02	0.01	0.3	12	2	〃
田布施川	田布施川	稲葉東川	稲葉	0.01	0.01	0.00	3.0	5	4	〃
田布施川	田布施川	助石1	助石	0.07	0.02	0.00	0.6	10	1	〃
田布施川	田布施川	周地川	周地	0.14	0.04	0.00	0.5	12	2	〃
田布施川	田布施川	草場1	草場	0.02	0.01	0.01	1.0	23	2	〃
島田川	束荷川	石原川	石原	0.35	0.07	0.03	1.2	11	3	〃
島田川	束荷川	東1	東	0.18	0.04	0.00	0.3	8	1	〃
島田川	束荷川	東川	東	0.87	0.30	0.06	1.2	10	3	〃
島田川	束荷川	石原2	石原	0.22	0.08	0.00	0.5	10	1	〃
島田川	束荷川	雨桑1	雨桑	0.22	0.03	0.02	3.0	16	1	〃
島田川	束荷川	黒杭北川	黒杭	0.60	0.23	0.03	1.2	8	1	〃
島田川	束荷川	黒杭1	黒杭	0.16	0.02	0.01	2.4	14	1	〃
島田川	束荷川	黒杭川	黒杭	0.27	0.05	0.00	1.0	8	3	〃
島田川	束荷川	黒杭2	黒杭	0.26	0.06	0.00	1.5	10	1	〃
島田川	束荷川	黒杭西川	黒杭	0.24	0.08	0.00	0.6	7	2	〃
島田川	束荷川	黒杭3	黒杭	0.04	0.01	0.00	0.6	14	1	〃
島田川	束荷川	横尾北川	横尾	0.72	0.21	0.01	1.2	10	2	〃
島田川	束荷川	黒杭4	黒杭	0.22	0.03	0.02	0.8	9	3	〃
島田川	束荷川	黒杭5	黒杭	0.15	0.02	0.01	0.9	12	2	〃
島田川	束荷川	束荷西川	束荷	0.20	0.03	0.01	0.6	9	2	〃
島田川	束荷川	束荷1	束荷	0.19	0.04	0.00	1.2	8	2	〃

島田川	束荷川	野尻北川	野尻	0.25	0.04	0.00	0.5	8	4	大和コミュニティセンター
島田川	束荷川	野尻西川	野尻	0.23	0.06	0.00	0.4	7	4	〃
島田川	溝呂井川	鮎婦川	鮎婦	0.22	0.08	0.00	1.0	8	2	〃
島田川	溝呂井川	片山1	片山	0.15	0.02	0.01	1.5	14	3	〃
島田川	溝呂井川	片山2	片山	0.13	0.05	0.01	0.3	14	1	〃
島田川	溝呂井川	片山3	片山	0.12	0.03	0.00	5.0	7	4	〃
島田川	溝呂井川	雨桑2	雨桑	0.07	0.02	0.00	0.8	13	2	〃
島田川	溝呂井川	宮重1	宮重	0.05	0.05	0.00	1.0	10	2	〃
島田川	溝呂井川	下岩田1	下岩田	0.22	0.05	0.02	1.0	13	2	〃
島田川	溝呂井川	上岩田川	上岩田	0.11	0.03	0.01	2.0	16	1	〃
島田川	溝呂井川	上岩田1	上岩田	0.10	0.01	0.00	10.0	11	3	〃
島田川	溝呂井川	上岩田2	上岩田	0.14	0.02	0.02	0.8	12	1	〃
島田川	溝呂井川	上岩田3	上岩田	0.06	0.01	0.00	0.8	10	2	〃
島田川	溝呂井川	中岩田1	中岩田	0.06	0.01	0.00	0.6	13	1	〃
島田川	溝呂井川	下岩田2	下岩田	0.09	0.04	0.00	0.4	10	2	〃

## 第3 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

水系名	河川名	溪流名	所在地	流域概要					人家 戸数 (戸)	避難場所
			字	溪流 長 (km)	流域 面積 (km <sup>2</sup> )	発生 流域 面積 (km <sup>2</sup> )	川幅 (m)	平均 溪床 勾配 (°)		
光井川	光井川	見越南側沢	見越	0.00	0.03	0.02	0.0	11	0	光市総合福祉センター
島田川	束荷川	宮河内南側沢	宮河内	0.00	0.12	0.06	0.0	10	0	周防コミュニティセンター
島田川	島田川	高野南側沢	高野	0.00	0.02	0.01	0.0	9	0	地域づくり支援センター
島田川	島田川	溝路沢	溝路	0.00	0.02	0.01	0.0	13	0	三島コミュニティセンター
	室積村川	室積西ノ庄北側沢	室積西ノ庄	0.00	0.05	0.05	0.0	20	0	室積コミュニティセンター
(瀬戸内海)		西伊保木西側沢	西伊保木	0.00	0.06	0.04	0.0	17	0	〃
(瀬戸内海)		東伊保木東側沢	東伊保木	0.00	0.08	0.08	0.0	21	0	〃
(瀬戸内海)		牛島東側沢	牛島	0.00	0.06	0.05	0.0	16	0	牛島コミュニティセンター
(瀬戸内海)		牛島東側沢	牛島	0.00	0.03	0.03	0.0	24	0	〃
島田川	束荷川	新市1	新市	0.19	0.06	0.02	0.0	11	0	大和コミュニティセンター

資料編 (災害危険箇所)

島田川	溝呂井川	石田 1	石田	0.23	0.03	0.01	0.0	12	0	大和コミュニティセンター
島田川	溝呂井川	儀山 1	儀山	0.14	0.02	0.00	0.0	6	0	〃

## ○砂防指定地一覧

番号	溪流名			所在地	面積 (ha)	区間長 (m)	避難場所
	水系名	河川名	溪流名	大字			
1	大町川	大町川	大町川	室積	0.27	199.0	室積コミュニティセンター
2	光井川	千坊川	千坊川	〃	0.03	109.0	光市総合福祉センター
3	島田川	今積川	今積川	三井	6.20	2670.0	三島コミュニティセンター
4	〃	今桝川	今桝川	〃	6.31	2323.0	〃
5	東の川	東の川	東の川	牛島	1.16	131.0	牛島コミュニティセンター
6	大峯川	大峯川	大峯川	室積	3.56	246.0+265.0	室積コミュニティセンター
7	新開川	新開川	新開川	室積村	3.34	200.0	〃
8	島田川		横尾川	束荷	0.40	440.0+270.0	大和コミュニティセンター
9	〃		束荷川	〃	0.67	本川：192.0 支川：115.0	〃
10	〃		東川	〃	10.21	2030.0	〃
11	〃		束荷川	〃	4.77	1860.0	〃
12	田布施川		鹿之石川	塩田	6.45	2120.0	〃
13	〃		小倉川	〃	4.76	1137.0	〃
14	〃		貞延川	三輪	5.78	2353.0	〃
15	島田川		岩田川	岩田	6.19	2644.0	〃
16	〃		黒杭川	束荷	0.65	118.0	〃
17	〃		〃	〃	3.37	1426.0	〃
18	〃		〃	〃	5.80	1315.0	〃
19	〃		〃	〃	0.11	124.0	〃
20	田布施川		十王川	塩田	1.35	260.0	〃
21	〃		潤田川	三輪	8.37 (0.50)	本線：1093.0 (400.0) 支川：361.0 (93.0)	〃
22			市延小川	室積	1.03	206.0	室積コミュニティセンター

( )内は光市内の値を示す

## ○急傾斜地崩壊危険箇所一覽

## 第1 急傾斜地崩壊危険箇所 I

箇所名	所在地		地形要因	保全対象	保全対象区域の現状	
	大字	小字	斜面高 m	人家戸数	公共的建物	公共施設(m)
下小周防1	小周防	下小周防	20	7		市道60
下矢面	光井	下矢面	30	0	学(1)	
丸山	浅江	丸山	8	6		
岩屋	室積	岩屋	15	5	公(1)	市道100
牛島	牛島	牛島	15	12	役(1)病(1)	市道150
金山	光井	西金山	12	19		市道100
見の越	光井	見の越	15	6	他(1)	県道30市道70
光井四丁目1	光井	四丁目	30	5		他道40
香ノ木	光井	大迫	8	15		市道50
黒井	島田	黒井	25	11	保(1)	他道100
今柵	三井	今柵	15	26		市道50他道100
山田	島田	山田	8	8	他(1)	
室積新開二丁目(1)	室積新開	二丁目	20	7		市道20
室積新開二丁目(2)	室積新開	二丁目	40	0	学(1)	
室積大町1	室積大町		20	5		市道70
室積東ノ庄1	室積東ノ庄		20	0	他(1)	市道90
周南	立野	周南	30	5		県道50
上中郷1	小周防	上中郷	20	10		他道70
上島田八丁目(1)	上島田	八丁目	20	9		市道30
上島田八丁目(2)	上島田	八丁目	25	6		市道50
植松	小周防	植松	30	7		他道80
植松1	小周防	植松	20	6		
新宮	小周防	三日市	50	17		県道550
新宮1	室積村	新宮	30	0	他(1)	
新幸町	島田	新幸町	40	22	公(1)	市道300

清山	光井	清山	15	5		
西ヶ迫	光井	西ヶ迫	15	8		市道100
西庄	立野	西庄	10	8	老(1)	市道100
西水船	三井	水船	15	7		市道80
千坊台三丁目(1)	千坊台	三丁目	25	8		市道65
千坊台三丁目(2)	千坊台	三丁目	20	6		市道75橋3
千坊台三丁目1	千坊台	三丁目	20	27		市道190 河川30
殿河内	三井	殿河内	30	10		市道300
殿山	小周防	上千田	30	7		市道200
東伊保木	東伊保木		10	6		市道110
東筒井	浅江	東筒井	10	6		
虹ヶ丘	浅江		15	8	駅(1)	J R 110
畑1	島田	畑	40	5	公(1)	市道90河川120
片山	光井	片山	15	5		市道150
北花園	浅江	花園町	8	6	公(1)	市道100
緑ヶ丘	光井	緑ヶ丘	20	5		市道100 他道40
緑ヶ丘(2)	光井	緑ヶ丘	6	5		
鮎婦(1)	三輪	鮎婦	60	6		県道20市道165
雨桑(1)	塩田	雨桑	18	5		
共和(1)	三輪	共和	20	11		市道190
溝呂井(1)	岩田	溝呂井	6	5		
佐田下	塩田	佐田下	35	5		市道10
佐田中東	塩田	佐田中	20	5		県道75
鹿ノ石上	塩田	鹿之石上	35	5		県道35
周地	塩田	周地	6		他(1)	
周地下	塩田	周地	30	7		県道275 市道20
西畑(1)	三輪	西畑	8		他(1)	市道10
片山(1)	三輪	片山	10	5		市道50
立野慶見(1)	岩田立野	慶見	35	7		市道210

## 第2 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

箇所名	所在地		地形要因		保全対象 人家戸数	保全対象区域の現状	
	大字	小字	傾斜度	斜面高 m		公共的建物	公共施設(m)
鮎埴(1)	光井	鮎埴	35	20	1		市道30
鮎埴(2)	光井	鮎埴	30	40	2		市道80
鮎埴(3)	光井	鮎埴	35	10	1		市道15
鮎埴(4)	光井	鮎埴	35	20	3		市道30
鮎新(1)	光井	鮎新	30	10	4		市道80
鮎新(2)	光井	鮎新	35	10	1		
下小周防1	小周防	下小周防	45	30	2		
観音寺1	三井	観音寺	35	60	1		市道30
宮河内(1)	立野	宮河内	40	20	1		市道30
宮河内(2)	立野	宮河内	40	20	3		市道50
宮河内(3)	立野	宮河内	40	20	1		市道20
光井四丁目(1)	光井	四丁目	30	20	1		
光井四丁目(2)	光井	四丁目	34	20	3		
光井四丁目(3)	光井	四丁目	35	10	1		
溝路1	浅江	溝路	40	20	2		市道70
荒神1	浅江	荒神	35	20	1		
高尾1	小周防	高尾	50	15	2		
高野(1)	立野	高野	35	20	1		市道20
高野(2)	立野	高野	35	20	1		市道80
高野(3)	立野	高野	40	10	2		市道75
三井1	三井		45	20	2		市道60
三井二丁目1	三井	二丁目	40	20	2		市道25
三井四丁目1	三井	四丁目	50	25	2		市道60
山田(1)	立野	山田	30	20	1		市道100
山田(2)	立野	山田	35	20	1		市道70
山田(3)	立野	山田	35	10	1		
周南1	立野	周南	40	10	1		市道40
小周防(1)	小周防		35	20	3		
小周防(2)	小周防		35	20	4		市道30

小周防(3)	小周防		45	40	2		市道40
小周防(4)	小周防		40	10	2		市道40
小周防(5)	小周防	高尾	40	15	1		
上島田一丁目1	上島田	一丁目	40	20	4		市道90
新畑(1)	光井	新畑	33	30	2		市道60
新畑(2)	光井	新畑	40	20	1		
新畑(3)	光井	新畑	45	25	1		市道30
水上(1)	三井	水上	45	35	1		市道50
水上(2)	三井	水上	35	15	1		
西伊保木1	室積村	西伊保木	40	20	3		市道100
西河内1	浅江	西河内	30	20	1		市道60
西庄(1)	立野	西庄	35	10	1		市道30
西庄(2)	立野	西庄	40	20	1		県道20
西庄(3)	立野	西庄	40	30	3		市道60
西庄(4)	立野	西庄	40	20	1		
浅原(1)	三井	浅原	50	20	2		市道50
浅原(2)	三井	浅原	35	10	4		市道80
浅江(1)	浅江		40	10	1		市道50
浅江(2)	浅江		30	20	1		市道40
大原1	三井	大原	45	20	1		市道50
大迫1	三井	大迫	50	20	2		市道60
中島田一丁目1	中島田	一丁目	36	20	3		市道60
中島田二丁目1	中島田	二丁目	33	15	3		市道40
殿山1	小周防	殿山	40	25	2		市道50
土井1	浅江	土井	40	20	2		市道25
東伊保木(1)	室積村	東伊保木	35	35	1		
東伊保木(2)	室積村	東伊保木	35	30	1		市道40
東伊保木(3)	室積村	東伊保木	40	10	4		
東伊保木(4)	室積村	東伊保木	40	20	2		市道30
藤谷(1)	三井	藤谷	40	30	1		市道30
藤谷(2)	三井	藤谷	40	20	1		市道50
虹川下(1)	小周防	虹川下	45	20	1		

虹川下(2)	小周防	虹川下	45	20	1		市道60
虹川上1	小周防	虹川上	45	20	1		市道50
畑(1)	島田	畑	40	15	1		市道10
畑(2)	島田	畑	40	10	1		市道30
八海1	光井	八海	30	10	1		市道10
平原1	浅江	平原	35	30	1		
別所1	三井	別所	40	70	1		
宝町1	宝町		30	20	2		
弥ヶ迫1	浅江	弥ヶ迫	40	20	1		
立野(1)	立野		35	10	1		
立野(2)	立野		35	10	1		
立野(3)	立野		35	10	1		市道20
鮎埴(2)	三輪	鮎埴	60	30	1		市道45
鮎埴(3)	三輪	鮎埴	55	20	1		市道30
鮎埴(4)	三輪	鮎埴	70	10	1		市道5
稲葉(1)	塩田	稲葉	65	17	1		
稲葉(2)	塩田	稲葉	55	20	1		
稲葉(3)	塩田	稲葉	43	18	1		市道10
稲葉(4)	塩田	稲葉	40	20	1		
稲葉(5)	塩田	稲葉	50	10	1		
稲葉(6)	塩田	稲葉	36	24	2		
稲葉(7)	塩田	稲葉	75	20	2		
宇立(1)	三輪	宇立	70	10	1		
宇立(2)	三輪	宇立	60	8	2		
宇立(3)	三輪	宇立	70	8	1		
宇立(4)	三輪	宇立	70	8	1		
雨桑(2)	岩田	雨桑	55	12	2		
雨桑(3)	岩田	雨桑	74	10	1		市道10
雨桑(4)	岩田	雨桑	70	20	2		
雨桑(5)	岩田	雨桑	50	20	1		
横尾(1)	束荷	横尾	45	30	1		
横尾(2)	束荷	横尾	40	10	2		市道10

横尾(3)	束荷	横尾	60	15	1		
下岩田(1)	岩田	下岩田	65	15	2		
下岩田(2)	岩田	下岩田	50	10	3		市道30
儀山	岩田	儀山	55	6	2		
宮重(1)	岩田	宮重	55	10	1		
宮重(2)	岩田	宮重	50	20	2		
宮重(3)	岩田	宮重	60	15	1		
宮重(4)	岩田	宮重	60	15	1		
宮重(5)	岩田	宮重	65	10	1		
共和(2)	三輪	共和	60	25	1		
共和(3)	三輪	共和	60	7	1		市道5
共和(4)	三輪	共和	55	8	1		市道10
共和(5)	三輪	共和	55	10	2		市道10
共和(6)―①	三輪	共和	60	15	3		
共和(6)―②	三輪	共和	60	10	4		
共和(7)	三輪	共和	55	8	4		
共和(8)	三輪	共和	60	10	1		
共和(9)	三輪	共和	60	15	1		県道20
慶見	岩田	慶見	70	25	2		
源城(1)	塩田	源城	40	16	2		市道35
源城(2)	塩田	源城	32	14	1		
源城(3)	塩田	源城	43	20	1		市道85
源城(4)	塩田	源城	54	26	1		市道25
源城(5)	塩田	源城	47	18	2		
戸別当	三輪	戸別当	40	10	1		市道45
溝呂井(2)	岩田	溝呂井	45	10	1		
溝呂井(3)	岩田	溝呂井	50	12	1		市道15
溝呂井(4)	岩田	溝呂井	65	6	1		
黒杭(1)	束荷	黒杭	75	6	1		
黒杭(2)	束荷	黒杭	75	10	1		市道15
黒杭(3)	束荷	黒杭	40	10	2		市道20
黒杭(4)	束荷	黒杭	75	10	1		

黒杭(5)	束荷	黒杭	40	20	1		
黒杭(6)	束荷	黒杭	65	10	1		市道5
黒杭(7)	束荷	黒杭	50	15	1		市道40
黒杭(8)	束荷	黒杭	50	20	1		
佐田上	塩田	佐田上	50	15	1		
佐田中(1)	塩田	佐田中	38	15	1		県道5
佐田中(2)	塩田	佐田中	40	15	2		
佐田中(3)	塩田	佐田中	44	20	2		
佐田中(4)	塩田	佐田中	38	15	1		
三鍛冶屋(1)	塩田	三鍛冶屋	40	20	2		
三鍛冶屋(2)	塩田	三鍛冶屋	32	30	1		
鹿之石下(1)	塩田	鹿之石下	30	15	1		
鹿之石下(2)	塩田	鹿之石下	50	15	1		県道20
鹿之石下(3)	塩田	鹿之石下	46	20	1		市道15
鹿之石下(4)	塩田	鹿之石下	40	20	2		市道25
鹿之石下(5)	塩田	鹿之石下	36	35	1		
鹿之石上(1)	塩田	鹿之石上	36	35	1		市道20
鹿之石上(2)	塩田	鹿之石上	43	35	1		市道20
鹿之石上(3)	塩田	鹿之石上	40	30	1		県道5
鹿之石上(4)	塩田	鹿之石上	30	15	1		
鹿之石上(5)	塩田	鹿之石上	39	30	1		
周地上	塩田	周地	30	10	2		
十王(1)	塩田	十王	50	10	4		
十王(2)	塩田	十王	60	20	3		
助石(1)	塩田	助石	39	10	1		
助石(2)	塩田	助石	43	32	1		
小倉(1)	塩田	小倉	60	25	1		県道45
小倉(2)	塩田	小倉	40	20	4		県道85市道15
小倉(3)	塩田	小倉	70	10	2		
小倉(4)	塩田	小倉	50	15	1		市道10
小倉(5)	塩田	小倉	75	15	2		市道10
上岩田(1)	岩田	上岩田	35	20	4		市道45

上岩田(10)	岩田	上岩田	45	10	1		市道5
上岩田(11)	岩田	上岩田	40	15	1		市道30
上岩田(2)	岩田	上岩田	50	20	2		
上岩田(3)	岩田	上岩田	50	30	1		市道45
上岩田(4)	岩田	上岩田	35	8	1		
上岩田(5)	岩田	上岩田	50	20	1		市道40
上岩田(6)	岩田	上岩田	50	15	1		市道10
上岩田(7)	岩田	上岩田	50	10	1		
上岩田(8)	岩田	上岩田	60	15	1		市道40
上岩田(9)	岩田	上岩田	50	15	1		
新市	束荷	新市	40	10	1		
森ヶ迫(1)	岩田	森ヶ迫	75	20	4		市道200
森ヶ迫(2)	岩田	森ヶ迫	55	10	2		
神手	三輪	神手	45	5	3		
西畑(2)	三輪	西畑	55	20	1		市道5
西八幡(1)	三輪	西八幡	71	8	2		
西八幡(2)	三輪	西八幡	75	12	2		
西八幡(3)	三輪	西八幡	40	10	4		市道50
石原(1)	束荷	石原	50	20	1		
石原(2)	束荷	石原	70	5	1		
石原(3)	束荷	石原	65	25	3		
石原(4)	束荷	石原	70	15	1		
石田(1)	三輪	石田	35	5	2		市道30
石田(2)	三輪	石田	60	15	2		
石田(3)	三輪	石田	45	8	1		
石田(4)	三輪	石田	60	55	1		市道30
石田(5)	三輪	石田	60	20	1		県道30
石田(6)	三輪	石田	65	10	2		
千束(1)	三輪	千束	40	30	1		市道65
千束(2)	三輪	千束	50	10	1		市道15
千束(3)	三輪	千束	55	10	1		市道25
千束(4)	三輪	千束	50	15	2		市道70

千束(5)	三輪	千束	60	10	1		
千束(6)	三輪	千束	60	10	1		
草場(1)	三輪	草場	70	20	1		
草場(2)	三輪	草場	50	15	2		市道120
草場(3)	三輪	草場	45	10	2		
大平(1)	束荷	大平	50	10	2		
大平(2)	束荷	大平	40	10	1		市道30
大平(3)	束荷	大平	65	5	2		
中岩田(1)	岩田	中岩田	60	25	2		市道90
中岩田(10)	岩田	中岩田	60	10	3		市道95
中岩田(11)	岩田	中岩田	40	6	1		
中岩田(12)	岩田	中岩田	60	20	1		市道5
中岩田(13)	岩田	中岩田	65	15	1		市道15
中岩田(14)	岩田	中岩田	60	8	1		
中岩田(15)	岩田	中岩田	50	20	1		市道105
中岩田(16)	岩田	中岩田	60	15	1		市道50
中岩田(17)	岩田	中岩田	50	10	1		
中岩田(2)	岩田	中岩田	60	8	1		
中岩田(3)	岩田	中岩田	35	10	1		
中岩田(4)	岩田	中岩田	60	10	1		市道10
中岩田(5)	岩田	中岩田	35	8	3		市道40
中岩田(6)	岩田	中岩田	40	10	1		
中岩田(7)	岩田	中岩田	62	15	1		
中岩田(8)	岩田	中岩田	70	25	1		
中岩田(9)	岩田	中岩田	40	10	1		市道30
貞延(1)	三輪	貞延	40	5	2		
貞延(2)	三輪	貞延	50	8	3		
入野	塩田	入野	50	25	1		
樋之口(1)	束荷	樋之口	40	8	2		
樋之口(2)	束荷	樋之口	55	5	2		市道20
樋之口(3)	束荷	樋之口	55	20	3		
樋之口(4)	束荷	樋之口	60	10	1		

美原(1)	三輪	美原	45	8	1		
美原(2)	三輪	美原	50	5	1		市道5
美原(3)	三輪	美原	50	5	1		
片山(2)	三輪	片山	70	6	1		
片山(3)	三輪	片山	60	20	2		市道35
片山(4)	三輪	片山	65	15	2		市道50
片山(5)	三輪	片山	50	10	1		市道5
野尻(1)	束荷	野尻	40	8	1		
野尻(2)	束荷	野尻	55	20	3		
野尻(3)	束荷	野尻	55	10	2		
野尻(4)	束荷	野尻	40	10	1		
野尻(5)	束荷	野尻	35	10	1		市道25
野尻(6)	束荷	野尻	65	10	1		
野尻(7)	束荷	野尻	50	15	1		
野尻(8)	束荷	野尻	40	10	2		
野尻下(1)	束荷	野尻	45	10	1		市道25
野尻下(2)	束荷	野尻	40	9	1		
立野慶見(2)	岩田立野	慶見	45	20	3		市道30

## 第3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

箇所名	所在地		地形要因		保全対象	
	大字	小字	傾斜度	斜面高	人口	公共施設
別所1	三井	別所	30	13	5	河川 50
鮎婦1	光井	鮎婦	34	30	5	河川 100
雨桑	岩田	雨桑	45	18	6	

## ○急傾斜地崩壊危険区域一覧

光地域	大和地域	合計
20か所	1か所	21か所

## ○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

## 第1 急傾斜地の崩壊

大字等	区域番号	区域名	警戒区域		特別警戒区域		避難場所
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	
浅江	K-210-RD344-006	浅江(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
浅江	K-210-RD441-003	浅江(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-004	浅江(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-006	浅江(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-007	浅江(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-010	浅江(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-011	浅江(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-014	浅江(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-015	浅江(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-016	浅江(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-026	浅江(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-029	浅江(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-031	浅江(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-033	浅江(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-004	浅江(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-006	浅江(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-018	浅江(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-020	浅江(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-022	浅江(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-041	浅江(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD443-003	浅江(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD443-004	浅江(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-037	浅江(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-038	浅江(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-043	浅江(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-044	浅江(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-045	浅江(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD443-003	浅江(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

浅江	K-210-RD443-010	浅江(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
浅江	K-210-RD443-013	浅江(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩狩	K-210-RD353-037	岩狩(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	三島コミュニティセンター
岩狩	K-210-RD451-003	岩狩(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-003	岩田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
岩田	K-210-RD452-004	岩田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-023	岩田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-024	岩田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-026	岩田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-027	岩田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-028	岩田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-029	岩田(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-031	岩田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-032	岩田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-035	岩田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-001	岩田(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-002	岩田(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-006	岩田(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-007	岩田(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-011	岩田(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-014	岩田(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-016	岩田(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-017	岩田(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-018	岩田(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-019	岩田(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-020	岩田(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-021	岩田(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-024	岩田(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-025	岩田(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-026	岩田(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-027	岩田(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-028	岩田(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-030	岩田(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-031	岩田(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-032	岩田(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

岩田	K-210-RD454-038	岩田(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
岩田	K-210-RD454-040	岩田(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-041	岩田(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-047	岩田(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-001	岩田(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-002	岩田(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-005	岩田(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-007	岩田(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-008	岩田(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-009	岩田(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-012	岩田(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-045	岩田(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-037	岩田(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-055	岩田(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-059	岩田(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-047	岩田(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-048	岩田(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD463-027	岩田(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD463-028	岩田(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD463-029	岩田(一)(51)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田立野	K-210-RD452-002	岩田立野(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田立野	K-210-RD452-006	岩田立野(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-001	牛島(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	牛島コミュニティセンター
牛島	K-210-RD961-002	牛島(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-003	牛島(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-004	牛島(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-005	牛島(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-006	牛島(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-013	上島田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	地域づくり支援センター
上島田	K-210-RD451-014	上島田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-015	上島田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-017	上島田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-006	上島田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-007	上島田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-008	上島田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

上島田	K-210-RD453-009	上島田(一)(8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	地域づくり支援センター
上島田	K-210-RD453-010	上島田(一)(9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD453-012	上島田(一)(10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD453-015	上島田(一)(11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-018	上島田(一)(12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-021	上島田(一)(13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-022	上島田(一)(14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-025	上島田(一)(15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD452-008	上島田(一)(16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-024	上島田(一)(17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-029	上島田(一)(18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-030	上島田(一)(19)	H28. 12. 20	418			〃
上島田	K-210-RD451-031	上島田(一)(20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-032	上島田(一)(21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	K-210-RD451-033	上島田(一)(22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
協和町	K-210-RD441-017	協和町(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	浅江コミュニティセンター
小周防	K-210-RD253-001	小周防(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	周防コミュニティセンター
小周防	K-210-RD253-002	小周防(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD253-003	小周防(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD253-005	小周防(一)(4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD253-006	小周防(一)(5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD254-001	小周防(一)(6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD351-002	小周防(一)(7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD351-004	小周防(一)(8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD351-006	小周防(一)(9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD351-007	小周防(一)(10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD351-008	小周防(一)(11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-001	小周防(一)(12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-003	小周防(一)(13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-004	小周防(一)(14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-005	小周防(一)(15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-006	小周防(一)(16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-008	小周防(一)(17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-009	小周防(一)(18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	K-210-RD352-010	小周防(一)(19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

小周防	K-210-RD352-012	小周防(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	周防コミュニケーション
小周防	K-210-RD352-013	小周防(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-016	小周防(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-017	小周防(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-018	小周防(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD354-001	小周防(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD351-010	小周防(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-023	小周防(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-024	小周防(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-027	小周防(一)(29)	R04.10.18	309	R04.10.18	315	〃
小周防	K-210-RD352-028	小周防(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-030	小周防(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-031	小周防(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD361-030	小周防(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD361-031	小周防(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-215-RD351-013	大河内(一)(70)	H24.10.16	396	H24.10.16	397	〃
小周防	K-215-RD253-027	安田(一)(1)	H24.10.16	396	H24.10.16	397	〃
塩田	K-210-RD461-042	塩田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニケーション
塩田	K-210-RD364-010	塩田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-011	塩田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-015	塩田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-017	塩田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-019	塩田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-001	塩田(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-003	塩田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-006	塩田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-007	塩田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-008	塩田(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-010	塩田(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-016	塩田(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-017	塩田(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-020	塩田(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-026	塩田(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-028	塩田(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-029	塩田(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

塩田	K-210-RD461-030	塩田(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-032	塩田(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-036	塩田(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和ロビービル
塩田	K-210-RD461-037	塩田(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-040	塩田(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-002	塩田(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-003	塩田(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-004	塩田(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-005	塩田(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-006	塩田(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-007	塩田(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-008	塩田(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-011	塩田(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-012	塩田(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-013	塩田(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-014	塩田(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-001	塩田(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-002	塩田(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-003	塩田(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-005	塩田(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-006	塩田(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-008	塩田(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-010	塩田(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-014	塩田(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-015	塩田(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD472-003	塩田(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD473-023	塩田(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD473-025	塩田(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD473-026	塩田(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-052	塩田(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-020	塩田(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-021	塩田(一)(51)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-022	塩田(一)(52)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-017	塩田(一)(53)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-018	塩田(一)(54)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

塩田	K-210-RD471-021	塩田(一)(55)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-022	塩田(一)(56)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-023	塩田(一)(57)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
塩田	K-210-RD471-024	塩田(一)(58)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-004	島田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	地域づくり支援センター
島田	K-210-RD444-005	島田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-006	島田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-007	島田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-009	島田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-016	島田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-020	島田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-021	島田(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-022	島田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-023	島田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-048	島田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-049	島田(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-050	島田(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-021	島田(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-022	島田(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-023	島田(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-056	島田(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD542-023	島田(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-042	島田(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-009	千坊台(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
千坊台	K-210-RD553-010	千坊台(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-012	千坊台(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-013	千坊台(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-016	千坊台(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD554-001	千坊台(一)(6)	H28.12.20	418			〃
宝町	K-210-RD442-023	宝町(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
立野	K-210-RD353-034	立野(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	周防コミュニティセンター
立野	K-210-RD353-011	立野(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-012	立野(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-014	立野(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-015	立野(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

立野	K-210-RD353-033	立野(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-036	立野(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-003	立野(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	周防コミュニティセンター
立野	K-210-RD354-006	立野(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-007	立野(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-008	立野(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-009	立野(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-028	立野(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-029	立野(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-001	立野(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD454-043	立野(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD451-026	立野(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-010	立野(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-011	立野(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-012	立野(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-013	立野(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-014	立野(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-016	立野(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-017	立野(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-020	立野(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-040	立野(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-030	立野(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-032	立野(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-036	立野(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-001	中央(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	光市総合福祉センター
中央	K-210-RD542-002	中央(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-004	中央(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-005	中央(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-008	中央(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-009	中央(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-010	中央(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-011	中央(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-013	束荷(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
束荷	K-210-RD354-014	束荷(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-016	束荷(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

束荷	K-210-RD354-017	束荷(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティーセンター
束荷	K-210-RD354-018	束荷(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-020	束荷(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-021	束荷(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-024	束荷(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-027	束荷(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-001	束荷(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-002	束荷(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-005	束荷(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-006	束荷(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-007	束荷(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-008	束荷(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-010	束荷(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-011	束荷(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-012	束荷(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-013	束荷(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-017	束荷(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-020	束荷(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-021	束荷(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-024	束荷(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-027	束荷(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-028	束荷(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-001	束荷(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-003	束荷(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-007	束荷(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-008	束荷(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-009	束荷(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-011	束荷(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-014	束荷(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-015	束荷(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-021	束荷(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-022	束荷(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-025	束荷(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-029	束荷(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-030	束荷(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

束荷	K-210-RD364-001	束荷(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
束荷	K-210-RD364-005	束荷(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD364-006	束荷(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD364-008	束荷(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD461-034	束荷(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-034	束荷(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-032	束荷(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-033	束荷(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-034	束荷(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD362-005	束荷(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-031	束荷(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-033	束荷(一)(51)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-034	束荷(一)(52)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-035	束荷(一)(53)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-037	束荷(一)(54)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-038	束荷(一)(55)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD364-024	束荷(一)(56)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-002	中島田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	地域づくり支援センター
中島田	K-210-RD444-003	中島田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-012	中島田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-013	中島田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-014	中島田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-016	中島田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-018	中島田(一)(7)	R03.12.21	394	R03.12.21	410	〃
中島田	K-210-RD444-019	中島田(一)(8)	R03.12.21	394	R03.12.21	410	〃
中島田	K-210-RD453-001	中島田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD453-003	中島田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD453-004	中島田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
虹ヶ丘	K-210-RD443-001	虹ヶ丘(一)(1)	R04.3.22	70	R04.03.22	75	浅江コミュニティセンター
虹ヶ丘	K-210-RD443-002	虹ヶ丘(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
虹ヶ丘	K-210-RD443-012	虹ヶ丘(一)(3)	H28.12.20	418			〃
花園	K-210-RD443-006	花園(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
花園	K-210-RD443-007	花園(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
花園	K-210-RD443-008	花園(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
丸山町	K-210-RD441-018	丸山町(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

丸山町	K-210-RD441-023	丸山町(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	浅江コミュニティセンター
丸山町	K-210-RD441-024	丸山町(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
丸山町	K-210-RD441-046	丸山町(一)(4)	H28. 12. 20	418			〃
三井	K-210-RD442-033	三井(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	三島コミュニティセンター
三井	K-210-RD451-009	三井(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-001	三井(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-003	三井(一)(4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-007	三井(一)(5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-010	三井(一)(6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-001	三井(一)(7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-004	三井(一)(8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-005	三井(一)(9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-008	三井(一)(10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-010	三井(一)(11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-020	三井(一)(12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-021	三井(一)(13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-024	三井(一)(14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-026	三井(一)(15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-028	三井(一)(16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-029	三井(一)(17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-030	三井(一)(18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-031	三井(一)(19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-012	三井(一)(20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-013	三井(一)(21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-014	三井(一)(22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-015	三井(一)(23)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-016	三井(一)(24)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-017	三井(一)(25)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-025	三井(一)(26)	H28. 12. 20	418			〃
三井	K-210-RD442-028	三井(一)(27)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-029	三井(一)(28)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-030	三井(一)(29)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-031	三井(一)(30)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-032	三井(一)(31)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-034	三井(一)(32)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

三井	K-210-RD442-035	三井(一)(33)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	三島コミュニティセンター
三井	K-210-RD442-036	三井(一)(34)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-038	三井(一)(35)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-040	三井(一)(36)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD451-001	三井(一)(37)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD451-005	三井(一)(38)	H24. 01. 31	29			〃
三井	K-210-RD451-008	三井(一)(39)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD451-027	三井(一)(40)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-027	三井(一)(41)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-044	三井(一)(42)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-045	三井(一)(43)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-050	三井(一)(44)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-051	三井(一)(45)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-052	三井(一)(46)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-053	三井(一)(47)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-055	三井(一)(48)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-056	三井(一)(49)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD451-028	三井(一)(50)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD453-025	光井(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター
光井	K-210-RD542-003	光井(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-006	光井(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-012	光井(一)(4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-013	光井(一)(5)	H28. 12. 20	418			〃
光井	K-210-RD542-014	光井(一)(6)	R04. 10. 18	309	R04. 10. 18	315	〃
光井	K-210-RD542-015	光井(一)(7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-016	光井(一)(8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-017	光井(一)(9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-018	光井(一)(10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-019	光井(一)(11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-020	光井(一)(12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-022	光井(一)(13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-003	光井(一)(14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-004	光井(一)(15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-005	光井(一)(16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-006	光井(一)(17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

光井	K-210-RD551-009	光井(一)(18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター
光井	K-210-RD551-010	光井(一)(19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-011	光井(一)(20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-012	光井(一)(21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-013	光井(一)(22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-014	光井(一)(23)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-016	光井(一)(24)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-017	光井(一)(25)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-018	光井(一)(26)	H28. 12. 20	418			〃
光井	K-210-RD551-019	光井(一)(27)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-020	光井(一)(28)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-021	光井(一)(29)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-022	光井(一)(30)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-023	光井(一)(31)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-024	光井(一)(32)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-025	光井(一)(33)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-026	光井(一)(34)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-027	光井(一)(35)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-028	光井(一)(36)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-029	光井(一)(37)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-030	光井(一)(38)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-031	光井(一)(39)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-033	光井(一)(40)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-034	光井(一)(41)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-035	光井(一)(42)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-036	光井(一)(43)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-037	光井(一)(44)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-038	光井(一)(45)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-039	光井(一)(46)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-040	光井(一)(47)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-041	光井(一)(48)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-042	光井(一)(49)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD552-014	光井(一)(50)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD552-015	光井(一)(51)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD552-018	光井(一)(52)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

光井	K-210-RD552-019	光井(一)(53)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター
光井	K-210-RD552-020	光井(一)(54)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD552-021	光井(一)(55)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD552-022	光井(一)(56)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD553-002	光井(一)(57)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD553-004	光井(一)(58)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD553-005	光井(一)(59)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD553-008	光井(一)(60)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD542-025	光井(一)(61)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	K-210-RD551-046	光井(一)(62)	H28. 12. 20	418			〃
光井	K-210-RD553-018	光井(一)(63)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD454-033	三輪(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
三輪	K-210-RD454-034	三輪(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD454-035	三輪(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD454-036	三輪(一)(4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD461-014	三輪(一)(5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD461-016	三輪(一)(6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD461-020	三輪(一)(7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD461-021	三輪(一)(8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD461-022	三輪(一)(9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD461-023	三輪(一)(10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-001	三輪(一)(11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-002	三輪(一)(12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-003	三輪(一)(13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-004	三輪(一)(14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-005	三輪(一)(15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-006	三輪(一)(16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-008	三輪(一)(17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-010	三輪(一)(18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-012	三輪(一)(19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-014	三輪(一)(20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-015	三輪(一)(21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-016	三輪(一)(22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-017	三輪(一)(23)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-018	三輪(一)(24)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

三輪	K-210-RD463-020	三輪(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
三輪	K-210-RD463-022	三輪(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD463-025	三輪(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-001	三輪(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-003	三輪(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-004	三輪(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-007	三輪(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-008	三輪(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-009	三輪(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-010	三輪(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-011	三輪(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-012	三輪(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-023	三輪(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-024	三輪(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-025	三輪(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-026	三輪(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD552-028	三輪(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD561-001	三輪(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD461-050	三輪(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD463-031	三輪(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD463-032	三輪(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD463-033	三輪(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD463-034	三輪(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積大町	K-210-RD651-002	室積大町(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
室積新開	K-210-RD553-014	室積新開(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積新開	K-210-RD553-015	室積新開(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積新開	K-210-RD651-001	室積新開(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	K-210-RD652-007	室積東ノ庄(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	K-210-RD654-001	室積東ノ庄(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	K-210-RD654-002	室積東ノ庄(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD652-001	室積村(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-008	室積村(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD553-001	室積村(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD553-006	室積村(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

室積村	K-210-RD553-007	室積村(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
室積村	K-210-RD554-002	室積村(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD654-004	室積村(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-001	室積村(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-003	室積村(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-004	室積村(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-006	室積村(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-009	室積村(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-011	室積村(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-012	室積村(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-013	室積村(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-014	室積村(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-001	室積村(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-002	室積村(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-003	室積村(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-004	室積村(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-006	室積村(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-007	室積村(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-008	室積村(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-009	室積村(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-010	室積村(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-011	室積村(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-012	室積村(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-014	室積村(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-015	室積村(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-016	室積村(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-017	室積村(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-018	室積村(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-019	室積村(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-020	室積村(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-001	室積村(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-002	室積村(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-003	室積村(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-005	室積村(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-006	室積村(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

室積村	K-210-RD762-007	室積村(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
室積村	K-210-RD653-001	室積村(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD653-007	室積村(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

## 第2 土石流

大字等	区域番号	区域名	警戒区域		特別警戒区域		避難場所
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	
浅江	D-210-RD344-001	浅江(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
浅江	D-210-RD432-001	浅江(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-002	浅江(二)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-003	浅江(二)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-005	浅江(二)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-006	浅江(二)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-008	浅江(二)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-009	浅江(二)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-010	浅江(二)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-011	浅江(二)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-012	浅江(二)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	D-210-RD452-003	岩田(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
岩田	D-210-RD452-004	岩田(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	D-210-RD452-005a	岩田(二)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	D-210-RD452-005b	岩田(二)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	D-210-RD454-005	岩田(二)(5)	H28.12.20	418			〃
岩田	D-210-RD454-007	岩田(二)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	D-210-RD461-001	岩田(二)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	D-210-RD461-002	岩田(二)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	D-210-RD461-004	岩田(二)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田立野	D-210-RD452-006	岩田立野(二)(1)	H28.12.20	418			〃
牛島	D-210-RD961-001	牛島(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	牛島コミュニティセンター
牛島	D-210-RD961-002	牛島(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	D-210-RD961-003	牛島(二)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	D-210-RD961-004	牛島(二)(4)	H28.12.20	418			〃
牛島	D-210-RD961-001	牛島(二)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

上島田	D-210-RD451-003	上島田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	地域づくり支援センター
上島田	D-210-RD453-004	上島田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-007	上島田 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-008a	上島田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-008b	上島田 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	地域づくり支援センター
上島田	D-210-RD453-011	上島田 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-012	上島田 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD451-004	上島田 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD451-005	上島田 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD451-006	上島田 (二) (10)	H28. 12. 20	418			〃
小周防	D-210-RD351-001	小周防 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	周防コミュニティセンター
小周防	D-210-RD351-002	小周防 (二) (2)	H28. 12. 20	418			〃
小周防	D-210-RD351-003	小周防 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	D-210-RD351-004	小周防 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	D-210-RD353-009	小周防 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-009	塩田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
塩田	D-210-RD364-010a	塩田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-010b	塩田 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-011	塩田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-012	塩田 (二) (5)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD364-013	塩田 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-014	塩田 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-015	塩田 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-016	塩田 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-017	塩田 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-002	塩田 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-003	塩田 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-004	塩田 (二) (13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-005	塩田 (二) (14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-006	塩田 (二) (15)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD373-007	塩田 (二) (16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-008	塩田 (二) (17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-009	塩田 (二) (18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-010	塩田 (二) (19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

塩田	D-210-RD373-011	塩田(二)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
塩田	D-210-RD373-012	塩田(二)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD373-013	塩田(二)(22)	H28.12.20	418			〃
塩田	D-210-RD373-014a	塩田(二)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD373-014b	塩田(二)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD373-015	塩田(二)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD461-008	塩田(二)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-001	塩田(二)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-003	塩田(二)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-004	塩田(二)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-005	塩田(二)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-006	塩田(二)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-007	塩田(二)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-008	塩田(二)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-009	塩田(二)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-010	塩田(二)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-011	塩田(二)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-012	塩田(二)(37)	H28.12.20	418			〃
塩田	D-210-RD462-013	塩田(二)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-014	塩田(二)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD462-015	塩田(二)(40)	H28.12.20	418			〃
塩田	D-210-RD471-001	塩田(二)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD471-002	塩田(二)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD471-003	塩田(二)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD471-004	塩田(二)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	D-210-RD472-001a	塩田(二)(45)	H28.12.20	418			〃
塩田	D-210-RD472-001b	塩田(二)(46)	H28.12.20	418			〃
塩田	D-343-RD373-001	大波野(二)(1)	H28.10.18	325			
塩田	D-343-RD374-006	大波野(二)(4)	H28.10.18	325	H28.10.18	326	
島田	D-210-RD444-002	島田(二)(1)	H28.12.20	418			地域づくり支援センター
島田	D-210-RD444-003	島田(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	D-210-RD444-001	島田(二)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	D-210-RD453-010a	島田(二)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	D-210-RD453-014	島田(二)(5)	H28.12.20	418			〃

島田	D-210-RD454-008	島田 (二) (6)	H28. 12. 20	418			地域づくり支援センター
千坊台	D-210-RD553-005	千坊台 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	室積コミュニティセンター
千坊台	D-210-RD554-001	千坊台 (二) (2)	H28. 12. 20	418			〃
千坊台	D-210-RD554-002	千坊台 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD353-007	立野 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	周防コミュニティセンター
立野	D-210-RD353-008	立野 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD354-002	立野 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD354-003	立野 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD354-005	立野 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD452-001	立野 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD451-008	立野 (二) (7)	H28. 12. 20	418			〃
立野	D-210-RD452-002	立野 (二) (8)	H28. 12. 20	418			〃
立野	D-210-RD452-007	立野 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD454-001	立野 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
中央	D-210-RD542-001	中央 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター
束荷	D-210-RD263-001	束荷 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
束荷	D-210-RD263-002	束荷 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD354-006	束荷 (二) (3)	H28. 12. 20	418			〃
束荷	D-210-RD354-007	束荷 (二) (4)	H28. 12. 20	418			〃
束荷	D-210-RD354-008	束荷 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD354-010	束荷 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD354-011	束荷 (二) (7)	H28. 12. 20	418			〃
束荷	D-210-RD361-001	束荷 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-002	束荷 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-003a	束荷 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-004	束荷 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-005	束荷 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-007	束荷 (二) (13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-009	束荷 (二) (14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD362-001	束荷 (二) (15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD362-002	束荷 (二) (16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD362-003	束荷 (二) (17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD363-001	束荷 (二) (18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD363-002	束荷 (二) (19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

束荷	D-210-RD363-003	束荷 (二) (20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
束荷	D-210-RD363-004	束荷 (二) (21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD363-007	束荷 (二) (22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-001	束荷 (二) (23)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-002	束荷 (二) (24)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-003	束荷 (二) (25)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-007	束荷 (二) (26)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-008	束荷 (二) (27)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD461-006	束荷 (二) (28)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
中島田	D-210-RD444-004	中島田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	地域づくり支援センター
中島田	D-210-RD444-005	中島田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
中島田	D-210-RD453-001	中島田 (二) (3)	H28. 12. 20	418			〃
中島田	D-210-RD453-002	中島田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-003	三井 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	三島コミュニティセンター
三井	D-210-RD344-002	三井 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD344-003	三井 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD344-004	三井 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD344-005	三井 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD344-006	三井 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-001	三井 (二) (7)	H28. 12. 20	418			〃
三井	D-210-RD353-002	三井 (二) (8)	H28. 12. 20	418			〃
三井	D-210-RD353-004	三井 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-005	三井 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-010	三井 (二) (11)	H28. 12. 20	418			〃
三井	D-210-RD353-011	三井 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-012	三井 (二) (13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD442-008	三井 (二) (14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD453-016	光井 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター
光井	D-210-RD542-002	光井 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-002	光井 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-003	光井 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-004	光井 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-005	光井 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-006	光井 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

光井	D-210-RD551-007	光井(二)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	光市総合福祉センター
光井	D-210-RD551-008	光井(二)(9)	H28.12.20	418			〃
光井	D-210-RD551-009b	光井(二)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD551-010	光井(二)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD551-011	光井(二)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD552-001b	光井(二)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD552-002	光井(二)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD552-003	光井(二)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD553-001	光井(二)(16)	H28.12.20	418			〃
光井	D-210-RD553-002	光井(二)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD553-003	光井(二)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD553-004	光井(二)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD553-007	光井(二)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	D-210-RD554-011	光井(二)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD461-011	三輪(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
三輪	D-210-RD463-001	三輪(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD463-002	三輪(二)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD552-004	三輪(二)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD552-005	三輪(二)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD552-006	三輪(二)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD552-007	三輪(二)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD552-008	三輪(二)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD552-009	三輪(二)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-210-RD552-010	三輪(二)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	D-343-RD561-001	宿井(二)(11)	H28.10.18	325	H28.10.18	326	〃
室積新開	D-210-RD651-001	室積新開(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
室積新開	D-210-RD652-001	室積新開(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積神田	D-210-RD652-006	室積神田(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積神田	D-210-RD652-007	室積神田(二)(2)	H28.12.20	418			〃
室積西ノ庄	D-210-RD652-003	室積西ノ庄(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積西ノ庄	D-210-RD652-004	室積西ノ庄(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積西ノ庄	D-210-RD652-005	室積西ノ庄(二)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	D-210-RD652-008	室積東ノ庄(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	D-210-RD654-001	室積東ノ庄(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

室積村	D-210-RD553-006b	室積村 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	室積コミュニティセンター
室積村	D-210-RD663-001	室積村 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD663-004	室積村 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD761-002a	室積村 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD761-003	室積村 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD761-004	室積村 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD761-005	室積村 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-001	室積村 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-002	室積村 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-003	室積村 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-004	室積村 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-005	室積村 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

### 第3 地すべり

大字等	区域番号	区域名	警戒区域		特別警戒区域		避難場所
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	
塩田	J-210-RD462-001	塩田 (三) (1)	H24. 1. 31	29			大和コミュニティセンター
室積村	J-210-RD663-001	室積村 (三) (1)	H24. 1. 31	29			室積コミュニティセンター

## ○市内要配慮者利用施設 (土砂災害警戒区域) 一覧

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
1	医療施設	光武医院	大字小周防1633番地1	77-3800	77-3834	停電時は広報車等で直接伝達
2	介護保険施設	ケアハウスひかり苑	大字三井1046番地1	76-1167	76-1163	
3	障害者福祉施設	ひかり苑	岩狩三丁目1番2号	77-2000	77-2043	
4	児童福祉施設	聖華保育園	上島田三丁目6番1号	77-4033	77-4001	
5	児童福祉施設	上島田サンホーム	上島田三丁目9番1号	77-0025	77-0025	
6	医療施設	よしはら歯科クリニック	上島田三丁目10番15号	76-0820	77-4040	
7	医療施設	大上歯科医院	島田四丁目11番15号	71-4606	71-4606	
8	医療施設	大田病院	島田五丁目3番1号	77-0621	77-3322	
9	介護保険施設	介護老人保健施設 しまた川苑	島田五丁目3番2号	77-3000	77-3001	
10	児童福祉施設	光市立浅江東保育園	大字浅江302番地1	72-1448	72-1478	
11	介護保険施設	光デイサービスセンター	虹ヶ丘二丁目21番22号	74-3477	71-8208	
12	高齢者施設	光有料ホーム	虹ヶ丘二丁目21番22号	74-3477	71-8208	
13	児童福祉施設	光井サンホーム	光井四丁目23番1号	72-8779	72-8779	
14	医療施設	佃歯科医院	光井九丁目10番10号	72-5337	72-5337	
15	障害者福祉施設 介護保険施設	福祉メイキングスタジオ ジオうみべ	室積六丁目13番28号	48-8232	48-8249	
16	介護保険施設	特別養護老人ホーム 光寿苑	室積沖田5番1号	79-1700	79-1701	
17	介護保険施設	小規模多機能げんき むら	室積沖田5番1号	79-1722	48-8366	
18	介護保険施設	光寿苑デイサービス センター	室積沖田5番1号	79-0777	48-8229	
19	高齢者施設	住宅型有料老人ホーム スマイル	室積沖田5番1号	79-1700	79-1701	
20	介護保険施設	小規模多機能型 ケアホームはまゆう	大字室積村1529番地1	79-3533	79-3533	

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
21	介護保険施設	グループホームはまゆう	大字室積村1529番地1	79-3533	79-3533	停電時は広報車等で直接伝達
22	介護保険施設	光市牛島憩いの家 デイサービスセンター	大字牛島708番地4	74-3020 (光市社会福祉協議会)	74-3073 (光市社会福祉協議会)	
23	医療施設	光市牛島診療所	大字牛島762番地1	79-3197	—	
24	児童福祉施設	光市立大和保育園	大字三輪1106番地	0820-48-2810	0820-48-2277	
25	障害者福祉施設	大和あけぼの園	大字東荷21番地2	0820-49-3000	0820-49-3001	
26	学校施設	東荷幼稚園	大字東荷1622番地	0820-48-4614	0820-48-4614	

## ○市内学校施設（土砂災害警戒区域）一覧

番号	施設名	住所	電話	F A X	その他
1	上島田小学校	上島田三丁目9番1号	77—0006	77—4391	停電時は広報車等で直接伝達 (光高等学校を除き、防災行政無線戸別受信機も設置されている。)
2	島田中学校	中島田二丁目7番1号	77—0255	77—4491	
3	島田小学校	島田五丁目15番1号	72—0038	72—7947	
4	光井小学校	光井四丁目23番1号	72—0001	72—8364	
5	光高等学校	光井六丁目10番1号	72—0340	71—3611	
6	光井中学校	光井七丁目18番1号	72—0160	72—8642	
7	聖光高等学校	光井九丁目22番1号	72—1187	72—1308	
8	室積中学校	室積新開二丁目4番1号	78—0133	78—1625	
9	山口大学教育学部 附属光小学校	室積八丁目4番1号	78—0124	75—1507	
10	山口大学教育学部 附属光中学校	室積八丁目4番1号	78—0007	75—1509	
11	塩田小学校	大字塩田1927番地6	0820— 48—2657	0820— 48—4499	



## ○その他市長が認めた危険区域一覧

番号	区分	位置		崩壊危険区域の面積 L H m <sup>2</sup>	直接保全対策施設		対策等の工法
		大字	字		人家	公共的施設	
1	山地崩壊	室積	岩屋	10×15=150	1	国道	コンクリート土留工
2	〃	〃	東伊保木	10×20=200	2		法切工
3	〃	〃	西伊保木	15×10=150	1	市道	土留工
4	〃	〃	東伊保木	7×10=70	1		〃
5	〃	〃	〃	7×10=70	1		〃
6	〃	〃	〃	7×5=35	1		〃
7	〃	光井	家近	15×4=60	1		ブロック土留工
8	〃	〃	金山後	15×10=150	1		土留工
9	〃	〃	脇田	15×5=75	1		〃
10	〃	〃	鮎帰	10×10=100	1		〃
11	〃	〃	金山後	20×8=160	2		〃
12	〃	〃	紺屋浴	15×7=105	2		〃
13	〃	〃	浴	7×5=35	1		〃
14	〃	〃	八海	5×8=40	2		〃
15	〃	〃	脇田	20×10=200	1		〃
16	〃	〃	家近	5×10=50	1		〃
17	〃	〃	紺屋浴	7×7=49	1		〃
18	〃	〃	浴	30×15=450	3		〃
19	〃	〃	金山後	7×5=35	1	国道	〃
20	〃	〃	家近	8×10=80	1		〃
21	〃	〃	鮎帰	10×10=100 4×5=20	1		〃
22	〃	〃	瀬越	8×15=120	1		〃
23	〃	〃	家近	35×8=280	2		〃
24	〃	〃	新畑	20×7=140	1		〃
25	〃	浅江	西河内	15×5=75	1		〃

26	〃	〃	土井	13×5=65	1		〃
27	〃	中村町	中村	10×6=60	2		〃
28	〃	浅江	木園	4×5=20	2		〃
29	〃	〃	栄下	20×10=200	1		〃
30	〃	協和町	協和	7×8=56	1		〃
31	〃	浅江	佐内	20×5=100	1		〃
32	〃	〃	懸山	15×8=120	1		〃
33	〃	〃	佐内	15×7=105	1		〃
34	〃	〃	木園	15×20=300	2		〃
35	〃	島田	太田	15×8=120	2		〃
36	〃	〃	〃	8×20=640	4		〃
37	〃	〃	林	10×10=100	1		〃
38	〃	〃	畑	50×15=750	2		〃
39	〃	〃	〃	40×7=280	2		〃
40	〃	〃	〃	6×24=144	1		〃
41	〃	〃	清山	15×8=120	1		〃
42	〃	三井	今積	15×12=180	1		ブロック 土留工
43	〃	〃	大迫	25×15=375	2		土留工
44	〃	〃	山代	8×8=64	1		〃
45	〃	〃	溝路	10×10=100	1		〃
46	〃	〃	入里	7×8=56 5×1=5	1		〃
47	〃	〃	樋ノ迫	8×6=48	1		〃
48	〃	〃	今積	10×10=100	1		〃
49	〃	〃	天符	18×7=126	1		〃
50	〃	〃	大迫	10×10=100	1		〃
51	〃	〃	常盤	25×15=375	2		〃
52	〃	〃	天符	15×5=75	1		〃
53	〃	〃	大迫	15×20=300	2		〃
54	〃	〃	今積	20×15=300	1		〃
55	〃	〃	大迫	15×10=150	1		〃
56	〃	〃	溝路	8×6=48	1		〃

57	〃	〃	大 和	$7 \times 7 = 49$	1		〃
58	〃	〃	横 畠	$25 \times 20 = 500$	1		〃
59	〃	〃	〃	$30 \times 8 = 240$	1		〃
60	〃	〃	溝 路	$8 \times 10 = 80$	1		〃
61	〃	〃	藤 谷	$10 \times 10 = 100$	1		〃
62	〃	〃	平 迫	$15 \times 15 = 225$	1		〃
63	〃	〃	天 符	$20 \times 15 = 300$	1		〃
64	〃	〃	山 代	$15 \times 15 = 225$	1		〃
65	〃	立 野	西 庄	$8 \times 6 = 48$ $8 \times 5 = 40$	1		〃
66	〃	〃	宮 河 内	$20 \times 15 = 300$	1		〃
67	〃	〃	〃	$10 \times 7 = 70$	1		〃
68	〃	〃	山 田	$15 \times 8 = 120$	2		〃
69	〃	〃	宮 河 内	$7 \times 8 = 56$	1		〃
70	〃	〃	周 南	$15 \times 8 = 120$	1		〃
71	〃	小 周 防	虹 川 上	$8 \times 4 = 32$	1		〃
72	〃	〃	殿 山	$16 \times 10 = 160$	1		〃
73	〃	〃	〃	$25 \times 15 = 375$	1		〃
74	〃	〃	下 小 周 防	$15 \times 17 = 255$	2		〃
75	〃	〃	高 野	$30 \times 10 = 300$	2		〃
76	〃	〃	高 尾	$12 \times 6 = 72$	1		〃
77	〃	〃	中 郷	$20 \times 15 = 300$	2		〃
78	〃	〃	虹 川 上	$20 \times 7 = 140$	1	県 道	〃
79	〃	〃	〃	$12 \times 8 = 96$ $8 \times 6 = 48$	2		〃
80	〃	牛 島	西 古 郷	$5 \times 20 = 100$	2		〃
81	〃	〃	盛	$8 \times 20 = 160$	1		〃
82	〃	浅 江	西 河 内	$15 \times 6 = 90$	2		〃

## 〔応援協定等〕

### ○山口県消防防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

**第2条** この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等（以下「協定市町」という。）の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

(応援要請の方法)

**第5条** 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

**第6条** 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町

等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の指揮)

**第7条** 前条第1項の規定により派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の指揮は、要請市町等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。ただし、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

**第8条** 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定（平成20年5月20日締結。以下「相互応援協定」という。）第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

**第9条** この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

**第11条** この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定（平成22年4月14日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

## ○山口県内広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

**第2条** この協定の実施区域は、協定を締結した市町等（以下「協定市町等」という。）の全域とする。

(対象とする災害)

**第3条** この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害（以下「災害」という。）で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

**第4条** 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

**第5条** この協定に基づく応援要請は、次の各号のいずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等（以下「受援市町等」という。）の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
- (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合。
- (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。

- (1) 災害の状況（災害の種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由。
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
- (3) 応援隊の活動内容。
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。
- (5) その他必要な事項。

(応援隊の派遣)

**第6条** 前条の規定により、応援要請を受けた市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通

報するものとする。

（応援隊の派遣の中断）

**第7条** 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

（応援隊の指揮）

**第8条** 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長（消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長）が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

**第9条** 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

（経費の負担）

**第10条** この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

（1）応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員（以下「応援隊員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

（2）受援市町等が負担する経費

ア 要請による救済消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

（3）前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

（実施細目）

**第11条** この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

（協議）

**第12条** この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

（協定書の保管）

**第13条** この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

#### 附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

2 山口県内広域消防相互応援協定書（平成20年5月20日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

## ○中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定に基づき、下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合(以下「協定市町等」という。)の長は、中国自動車道及び山陽自動車道における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

**第1条** この協定は、中国自動車道(付属施設を含む。)の下関インターチェンジから鹿野インターチェンジまでの間並びに山陽自動車道(付属施設を含む。)の山口ジャンクションから岩国インターチェンジまでの間及び下関ジャンクションから宇部ジャンクションまでの間(以下「協定区域」という。)において、次に掲げる災害等が発生した場合、協定市町等の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止することを目的とする。

- (1) 火災
- (2) 救急事故
- (3) 救助事故
- (4) その他の災害

2 本協定の対象施設は、協定区域における次に掲げる施設とする。

- (1) 車両通行路(本線)及びその築堤部
  - (2) インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップ
- (出動区分)

**第2条** 協定市町等の消防機関が担当する協定区域の路線を別表のとおりとし、当該協定区域内の災害等を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し消防活動を行うものとする。

2 前項の規定により第1出動する場合において、災害の発生場所が管轄行政区域外であるときは、当該行政区域を管轄する協定市町等の長から応援要請があったものとみなして出動するものとする。

3 第1項の規定により第2出動を必要とする場合においては、災害発生場所を管轄する協定市町等の長の要請により出動するものとする。

4 第2項の規定により出動した消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、すみやかに災害の発生について通報するものとする。

(指揮)

**第3条** 協定市町等が前条第3項の規定により第2出動した場合の消防活動の指揮は、災害発生場所を管轄する消防機関の長があたるものとする。

(費用の負担)

**第4条** 応援に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援を行った協定市町等(以下「応援市町等」という。)の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合等により食料、燃料等の補給を要する場合の諸経費は、応援を受けた協定市町等(以下「受援市町等」という。)の負担とする。

(2) 応援市町等の消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）が、応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市町等がその災害を補償する。

(3) 応援市町等の消防職員等が現場において活動中、第三者に損害を与えた場合は、受援市町等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、応援市町等の消防職員等の重大な過失による場合又は災害現場への出動途中、若しくは帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害を賠償する。

（災害の調査報告書等）

**第5条** 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。

2 前項の場合において、災害発生場所が管轄行政区域外である場合は、調査にあたった消防機関は、調査の内容を管轄消防機関に提供するものとする。

3 「火災報告取扱要領」又は「救急事故等報告要領」に基づく報告については、それぞれの報告義務協定市町等において行うものとする。

（協議）

**第6条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、協定市町等間で協議の上決定するものとする。

（協定書の保管）

**第7条** この協定の証として、13通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

#### 附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から効力を発する。

2 中国自動車道及び山陽自動車における消防相互応援協定書（平成23年4月1日締結）は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

別表

出 動 区 分

	出 動 区 域	出 動 市 町 等	
		第 一 出 動	第 二 出 動
中 国 自 動 車 道	下関 I C から 美祢西 I C までの上り線 小月 I C から 下関 I C までの下り線	下関市	下 関 市 美 祢 市 山陽小野田市 宇 部 市 宇部・山陽小野田消防組合
	美祢西 I C から 小郡 I C までの上り線 美祢東 J C T から 小月 I C までの下り線	美祢市	山 口 市 防 府 市 周 南 市 下 松 市
	小郡 I C から 鹿野 I C までの上り線 徳地 I C から 美祢東 J C T までの下り線	山口市	光 市 光地区消防組合 岩 国 市 岩国地区消防組合
	鹿野 I C から 徳地 I C までの下り線	周南市	
山 陽 自 動 車 道	山口 J C T から 防府東 I C までの上り線 山口南 I C から 山口 J C T までの下り線	山口市	
	防府東 I C から 徳山西 I C までの上り線 防府西 I C から 山口南 I C までの下り線	防府市	
	徳山西 I C から 熊毛 I C までの上り線 徳山東 I C から 防府西 I C までの下り線	周南市	
	熊毛 I C から 玖珂 I C までの上り線 熊毛 I C から 徳山東 I C までの下り線	光地区消防組合	
	玖珂 I C から 岩国 I C までの上り線 岩国 I C から 熊毛 I C までの下り線	岩国地区消防組合	
	下関 J C T のうち中国自動車道上 り線から 埴生 I C までの上り線	下関市	

埴生 I C から 宇部 I C までの上り線 宇部 J C T のうち県道宇部線上り 線から下関 J C T までの下り線	宇部・山陽小野田消防組合
宇部 J C T のうち県道山口宇部線 から 山陽自動車道下り線口まで	山口市
下関 J C T のうち中国自動車道下 り線から 山陽自動車道上り線まで	美祢市

備考：美祢東 J C T と美祢東料金所間の路線（小郡萩道路）については、中国道下り線から美祢東料金所までの区域を山口市消防本部が管轄し、その他の区域については、美祢市消防本部が管轄する。

## ○山口県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、山口県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県（以下「県」という。）及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

**第2条** 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

**第3条** 応援を受けようとする被災市町（以下「受援市町」という。）は次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町（以下「応援市町」という。）及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項の規定による規定をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

**第4条** 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要

請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

（自主応援）

**第5条** 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定で定めるところにより応援を行うことができる。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）

**第6条** 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一次繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）

**第7条** この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（平時の活動）

**第8条** 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
- (2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

**第9条** この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

## 附 則

- 1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町町が記名押印の上、各1通を所持する。

平成24年1月12日

## ○災害時における協力に関する協定(光地区消防組合)

光市(以下「甲」という。)と光地区消防組合(以下「乙」という。)とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** この協定は、光市内に災害が発生し、甲の庁舎が使用不可能となった場合において、市民の安全確保及び災害復旧等を迅速かつ円滑に遂行するため、甲が乙の施設、資機材等(以下「施設等」という。)の一部を災害対策本部予備施設として使用する等、協力体制を確立することを目的とする。

(対象となる災害)

**第2条** この協定における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力の内容)

**第3条** 乙は、前条の場合において、甲から要請があった場合は、次に掲げる協力を行うものとする。

ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1) 災害対策本部設置場所として、乙の庁舎一部の提供
- (2) 災害対策本部運営に必要な電源の確保
- (3) 災害対策本部運営に必要な駐車場の確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対策本部運営等に必要な資機材の提供

(経費の負担)

**第4条** 甲は、前条の規定に基づき乙の施設等を使用した場合は、次の経費を負担する。

- (1) 施設等の使用に伴い必要となった費用
  - (2) 施設等の使用に伴い施設等に破損が生じた場合において、その回復等に必要となった費用
- (情報の交換)

**第5条** 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

**第6条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては光市総務部総務課長、乙においては光地区消防組合消防本部総務課長とする。

(協議)

**第7条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月1日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光地区消防組合  
管理者 市川 熙 代理  
副管理者 津村 秀雄

## ○瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県加古川市、兵庫県播磨町 和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、岡山県瀬戸内市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

（応援の要請）

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

- 2 要請を受けた地域ブロック幹事（以下「応援とりまとめ幹事」という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- 3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

（応援の実施）

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下、「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

- 2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

（協定運営協議会の設置）

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定  
(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定（参加・離脱）申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

#### 附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。

この協定は、平成25年5月22日から施行する。

この協定は、平成25年10月25日から施行する。

この協定は、平成25年12月27日から施行する。

この協定は、平成26年3月28日から施行する。

この協定は、平成26年5月29日から施行する。

この協定は、平成26年12月17日から施行する。

この協定は、平成29年7月21日から施行する。

この協定は、平成29年8月14日から施行する。

この協定は、平成30年9月10日から施行する。

この協定は、令和元年5月23日から施行する。

この協定は、令和2年3月13日から施行する。

この協定は、令和4年10月5日から施行する。

## ○災害時における情報交換に関する協定（国土交通省

### 中国地方整備局）

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と光市長（以下「乙」という。）は、光市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲及び乙が連携を図り、光市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

**第3条** 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、光市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

**第4条** 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

**第5条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月5日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸 田 和 彦

乙 光 市 光 市 長 市 川 熙

## ○災害時の救護活動に関する協定（光市医師会）

光市（以下「甲」という。）と社団法人光市医師会（以下「乙」という。）は、災害発生時における救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、光市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（救護活動の要請及び実施）

**第2条** 甲は、災害発生時において医療救護活動を実施する必要がある場合、乙に対し同医師会会員及び医療従事者の救護活動の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに第3条に規定する救護所に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（救護所）

**第3条** 甲は、災害の状況により乙と協議の上、必要に応じ避難施設等に救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認める場合は、乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができる。

（医療救護班の編成）

**第4条** 第2条に規定する医療救護班は、原則として医師、看護婦及び補助者で編成する。

2 班長は医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防救急隊員、保健婦等の応援を求めることができる。

（医療救護班の業務）

**第5条** 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置
- (2) 傷病者の選別
- (3) 後方医療施設転送に係る指示
- (4) 死亡の確認
- (5) その他救護所における医療活動について必要な事項

（指揮命令）

**第6条** 医療救護班に係る指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

**第7条** 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行わなければならない。

（輸送）

**第8条** 医療救護班は、原則として交通機関又は乙の所有する車両等により救護所に赴くものとする。

但し、災害の状況等によりこれにより難しい場合は、甲の調達する車両等で赴くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への移送は、甲が行うものとする。

（医薬品等）

**第9条** 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

2 救護所での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

(医療費)

**第10条** 救護所における医療費は無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

(防災訓練)

**第11条** 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(医療救護活動の報告)

**第12条** 乙は、医療救護班ごとに救護日報を整備するとともに、医療救護活動終了後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

**第13条** 乙の医療救護活動に要する次の経費は甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

ア 医療救護班の派遣に要する費用

イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の費用

ウ 医療救護班が携行した医薬材料等が滅失した場合の費用

エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の費用

(2) 第3条第2項の定めにより、医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じた場合の修繕費

(災害補償)

**第14条** 甲は、医療救護班が医療救護活動中、又は救護所等までの往復途上において被災した場合は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に準じて補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

**第15条** 甲が要請した医療救護活動において、医事紛争が生じた場合は、甲、乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

**第16条** 災害救助法(昭和22年法律第118号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(有効期間)

**第17条** この協定の有効期間は、平成8年8月1日から平成9年3月31日までとする。但し、協定期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲乙双方から改定意思表示のないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

(実施細目)

**第18条** この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

**第19条** この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各その1通を保有する。

平成8年8月1日

甲 光市  
光市長 末岡 泰義  
乙 社団法人 光市医師会  
医師会長 近藤 龍一

### 災害時の救護活動に係る実施細目

光市（以下「甲」という。）と社団法人光市医師会（以下「乙」という。）との間において、平成8年8月1日締結した「災害時の救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第7条に定める連絡調整を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。

（指揮体制）

第2条 乙は、指揮本部の構成等指揮体制の確立について、あらかじめ定めておくものとする。

（救護活動の要請）

第3条 協定書第2条第1項に定める要請は、光市長から光市医師会会長に対し行うものとする。

2 緊急を要するときは、光市長から乙の救急担当者に対して要請することができる。

（連絡調整事項）

第4条 協定書第7条に定める連絡調整事項は次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 救護所に関すること。
- (3) 死者に関すること。
- (4) 後方医療施設に関すること。
- (5) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (6) その他医療救護に関すること。

（医療救護活動従事者の費用負担）

第5条 協定書第13条第1号アに定める医療救護活動の従事者に対する費用負担は、山口県災害救助法施行細則（昭和36年5月26日山口県規則第32号）別記二に基づく額とする。

（費用負担の請求）

第6条 協定書第13条に定める費用負担等の請求は、次の各号により行う。

(1) 第1号関係

アに定める費用の請求は、様式1及び様式1の1によるものとする。

イに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

ウに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

エに定める費用の請求は、様式3によるものとする。

(2) 第2号関係

修繕費の請求は、様式2に関係業者の見積等を添付して請求するものとする。

(災害報告)

第7条 協定書第14条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに様式4により報告するものとする。

(医事紛争の処理)

第8条 協定書第15条に定める医事紛争処理は、甲の責任と負担において行うものとする。ただし、当該医事紛争が乙の医療救護活動を実施した医師又は看護婦等の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成8年8月1日

甲 光市  
光市長 末岡 泰義  
乙 社団法人光医師会  
会長 近藤 龍一

様式 1

請 求 書  
 請 求 金 額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

区 分	職 種	延人員	単 価	金 額	備 考
医療救護活動従事者	医 師				
	看 護 婦				
	補 助 者				
合 計					

年 月 日から 年 月 日の間における医療救護活動に係る費用負担を下記のとおり請求します。

光市医師会長 ㊟

光市長 殿

様式 1 の 1

医 療 救 護 活 動 報 告 書

医 療 救 護 班 責 任 者 名	職 種	氏 名	活 動 期 間	活 動 場 所

上記のとおり報告します。

年 月 日

光市医師会長 ㊟

光市長 殿

様式2

請 求 書  
 (医薬品・医薬材料費・修繕費)  
 請 求 金 額 \_\_\_\_\_円

内訳

品 名 (物品名)	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額

年 月 日から 年 月 日の間の医療救護活動における医薬品等の費用を上記のとおり請求します。

年 月 日

光市医師会長 ㊟

光市長 殿

様式2の1

医薬品・薬材等物品損傷報告書

医療救護班名	品 名 (物件名)	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考 (損傷の程度、原因)

上記のとおり報告します。

年 月 日

光市医師会長 ㊟

光市長 殿

様式3

交通機関等利用実費請求書  
請求金額 \_\_\_\_\_円

内訳

種 類	区 間	数 量	単 位	金 額

年 月 日から 年 月 日の間における医療救護活動に係る交通機関等  
利用の費用を上記のとおり請求します。

年 月 日

光市医師会長

㊤

光市長 殿

## ○医薬品等の調達に係る協定（光市薬業組合及び光市薬剤師会）

光市（以下「甲」という。）と光市薬業組合及び光市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品等の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害発生時において甲が実施する医療救護活動に要する医薬品等の調達に関し、必要な事項を定める。

（要請）

**第2条** 甲は、災害の発生による医療救護活動において、医薬品等の必要が生じた場合、乙に対し、乙の保有する医薬品等の供給を要請することができる。

2 前項に規定する要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の処置）

**第3条** 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、会員の保有する医薬品等の供給について可能な限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

**第4条** 甲の要請に基づき、乙が負担した医薬品等の費用については、甲が負担するものとし、その価格は災害発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（引渡し）

**第5条** 医薬品等の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

（協議）

**第6条** この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

**第7条** この協定は、平成8年8月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成8年8月1日

甲 光市  
光市長 末岡 泰義

乙 光市薬業組合  
会長 大戸 富美子

光市薬剤師会  
会長 松本 則一



## ○災害時等における協力態勢に関する協定書（大和町建設業協同組合）

光市（以下「甲」という。）と大和町建設業協同組合（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

**第1条** この協定は、災害発生もしくは災害の発生するおそれがある場合における、甲の災害防止活動及び災害復旧活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

**第2条** 甲は、市内に災害が発生又は発生するおそれがあると認める場合は、乙に対しその協力を要請することができる。

2 前項に規定する要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

**第3条** 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、乙に加盟する業者の斡旋等、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力の範囲）

**第4条** 災害防止及び災害復旧活動に対する協力内容は次のとおりとする。

- （1）物資、機材の提供
- （2）人員の派遣
- （3）その他必要な行為

（経費の負担）

**第5条** 甲の要請に基づき、乙が負担した機材及び人員に係る経費については、要請時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（経費の支払）

**第6条** 甲は、施工業者から適法な請求書を受理したときは、受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

（損害の負担）

**第7条** この協定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定める。

（補償）

**第8条** この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、従事者の使用者の責任において行うものとする。

（機材保有状況の報告）

**第9条** 乙は、甲から報告を求められた場合は、保有する機材等の数量を調査し、別紙「機材保有状況報告書」により甲に報告するものとする。

（協議）

**第10条** この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

(協定の効力)

**第11条** この協定は、平成17年11月8日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、なおその効力を有する。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年11月8日

甲 光市  
光市長 末岡泰義

乙 大和町建設業協同組合  
会長 平池平八郎

別紙 機材保有状況報告書 (業者名 住所 TEL )

〔光市防災〕

ブルドーザー	ショベル系掘削機	ダンプトラック類	コンクリートミキサ	くい打機及びくい抜機		自走式クレーン
t 台		t 台				
t 台		t 台				
t 台		t 台				
空気圧縮機	トラックミキサー	コンクリートポンプ	コンクリート振動機	さく岩機 (含むブレーカー)		モーターグレーダー
振動ローラー	タイヤローラー	ロードローラー	小型振動締固め機	発 電 機	送 風 機	給水タンク
				k w 台		ℓ 台
				k w 台		ℓ 台
				k w 台		ℓ 台
				k w 台		ℓ 台
照 明 機	仮設トイレ	ポンプ	その他			

資 料 編 (応援協定等)

## ○災害時等における協力態勢に関する協定（光市管工事 協同組合）

光市（以下「甲」という。）と光市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

**第1条** この協定は、災害発生もしくは災害の発生するおそれがある場合における、甲の災害防止活動及び災害復旧活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

**第2条** 甲は市内に災害が発生又は発生するおそれがあると認める場合は、乙に対しその協力を要請することができる。

2 前甲に規定する要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭にて要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

**第3条** 乙は前条の規定による要請を受けた場合は、乙の組合に加盟する業者の斡旋等、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力の範囲）

**第4条** 災害防止及び災害復旧活動に対する協力内容は次のとおりとする。

（1）物資、機材の提供

（2）人員の派遣

（3）その他必要な行為

（費用負担）

**第5条** 甲の要請に基づき、乙が負担した機材及び人員に係る経費については、要請時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（機材保有状況の報告）

**第6条** 乙は、甲から報告を求められた場合は、保有する機材等の数量を調査し、別紙「機材保有状況報告書」により甲に報告するものとする。

（協議）

**第7条** この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定める。

（有効期間）

**第8条** この協定は、平成8年4月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 光市

光市長 末岡 泰義

乙 光市管工事協同組合

理事長 河本 真一

別紙

〔光市防災〕

機材保有状況報告書（業者名 住所 TEL )

ブルドーザー	ショベル系掘削機	ダンプトラック類	タイヤショベル	ユニットク	発電機
t 台 t 台 t 台		t 台 t 台 t 台		t 台 t 台 t 台	KW 台
ポンプ類	カッター	ランマー	給水タンク	コンクリートブレーカ	管切断機
			ℓ 基 ℓ 基 ℓ 基		
照明機	その他				

資料編 (応援協定等)

## ○災害時における光市内郵便局、光市間の相互協力に関する覚書（光市内郵便局）

光市内郵便局（以下「甲」という。）と光市（以下「乙」という。）は、光市内に発生した地震その他による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、光市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2）甲が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- （4）甲又は乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5）甲は、必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- （6）甲の所有車（赤車）に消火器を取り付け勤務中初期火災に遭遇した際、消火活動をする。
- （7）前各号に定めるもののほか、協力できる事項

（協力の実施）

**第3条** 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への協力）

**第5条** 乙は甲に対して、光市災害対策本部が設置された場合、甲の職員の派遣を要請することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

**第6条** 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

**第7条** 甲は乙若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

**第8条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者)

**第9条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては光郵便局総務課長、乙については光市総務部総務課長とする。

(協議)

**第10条** この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年4月23日

甲 光市内郵便局 代表者

光郵便局長 畠 中 勝

乙 光 市

光市長 末岡 泰義

## ○災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書 （中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター）

光市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター（以下「乙」という。）とは、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり覚書を締結する。

### （連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- （1）停電発生時刻
- （2）停電発生地域
- （3）停電発生戸数
- （4）停電復旧見込み
- （5）停電原因
- （6）停電復旧時刻

### （連絡責任者）

第2条 甲及び乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

### （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜、協力するものとする。

- （1）広報車による住民への周知
- （2）防災行政無線、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報を含む）
- （3）コミュニティセンター等における掲示物等の設置場所の提供
- （4）避難所に避難している住民への周知
- （5）住民からの問い合わせへの対応
- （6）道路等の被災・復旧状況の乙への情報提供

### （連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議の上、対応するものとする。

- （1）土砂崩れ及び倒木等により被災した道路の復旧又は仮設道路の設置
- （2）除雪対応状況の情報提供
- （3）停電復旧に必要な箇所の優先的な除雪
- （4）停電復旧に必要な土地の貸与
- （5）停電復旧の支障となる、がれき、車両及びその他物件の優先撤去
- （6）停電復旧対応者の宿泊・休憩場所（公共施設等）の提供

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議の上、対応するものとする。

- （1）災害復旧活動に必要な土地の貸与
- （2）所有する施設への電力供給設備の優先復旧

## (要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合、又は乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は、乙の災害復旧に支障のない範囲で甲への要員派遣を行うものとする。

2 派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供並びに第3条及び第4条第1項に定める事項の甲からの情報収集とする。

## (防災訓練)

第6条 甲及び乙は、災害発生時の対応を円滑に行うため、甲又は乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

## (事前伐採への取り組み)

第7条 甲及び乙は、電力設備周辺の樹木に関して、災害発生時の倒木による電力設備および道路等公共設備への被害を軽減するため事前伐採の協議を行う。

## (取扱いの変更)

第8条 この覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを変更するものとする。

## (運用)

第9条 本覚書の実施細目は、別紙のとおりとする。

## (その他)

第10条 この覚書に定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議の上解決するものとする。

## (有効期間)

第11条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって取り扱いの終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年9月20日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 周南市大字久米字東神女3196-1  
中国電力ネットワーク株式会社  
周南ネットワークセンター所長 森 宏 生

## 災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書の実施細目

光市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター（以下「乙」という。）とは、災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第9条の規定に基づき、取扱いの実施に必要な細目を定める。

### （連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制又は非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

### （連絡体制の解除）

第2条 乙の社内警戒体制又は非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

### （連絡方法）

第3条 甲と乙の相互連絡は、双方で確認しておいた連絡先の電話及びファクシミリによるものとする。

### （連絡時期及び連絡内容）

第4条 乙は、停電発生時には、取扱い第1条各号に掲げる事項を、別途定める停電情報連絡票により、原則として毎正時連絡するものとし、必要があればその都度連絡するものとする。

### （経費の負担）

第5条 甲及び乙が取扱いに定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

### （土地の貸与）

第6条 取扱い第4条第1項第4号及び同条第2項第1号に定める土地の貸与は無償とし、甲又は乙は、当該土地の使用について相手方の指示に従うものとする。

### （協力及び連携）

第7条 取扱いに定めた協力及び連携の実施については、甲又は乙がそれぞれの業務に支障のない範囲で、可能な限り行うものとする。

### （その他）

第8条 この要綱に定めた事項について疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲及び乙が協議の上解決するものとする。

## ○特設公衆電話の設置・利用に関する協定書 (西日本電信電話株式会社)

光市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

**第1条** 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

**第2条** 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上、定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

**第3条** 甲は、本協定に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

(屋内設備の管理及び破損)

**第4条** 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めるものとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

**第5条** 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定め、甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知するものとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

**第6条** 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

**第7条** 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

**第8条** 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

**第9条** 特設公衆電話の利用の開始については、乙が決定するものとし、甲は、特設公衆電話を速やかに開設し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲乙互いに連絡が取れない場合は、甲の判断により利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

**第10条** 甲は、特設公衆電話を開設した場合は、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

**第11条** 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

**第12条** 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

**第13条** 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上、講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

**第14条** 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年2月1日

甲 山口県光市中央六丁目1番1号  
光市

光市長 市川 熙

乙 山口県山口市熊野町4-5

西日本電信電話株式会社

山口支店長 泉谷 正

## ○災害時における防災活動及び平常時における防災活動 への協力に関する協定書（イオン株式会社西日本カン パニー）

光市（以下「甲」という。）とイオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

**第1条** この協定は、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

**第2条** 甲は、市内に災害が発生した場合は、乙に対し次の事項について、協力を要請することができる。

- （1）災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、被災者に対し、乙の保有する物資等を供給すること。
- （2）乙の店舗であるイオン株式会社ジャスコ光店の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

（要請手続）

**第3条** 前条に掲げる要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付する。

（要請事項の措置）

**第4条** 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（物資等の範囲）

**第5条** 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

**第6条** 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担する。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

**第7条** 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が別に指定するものが行う。

（支援体制の整備）

**第8条** 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

（平常時の防災活動への協力）

〔光市防災〕

**第9条** 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力する。

- (1) 甲及び乙の店舗であるイオン株式会社ジャスコ光店が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加  
(連絡責任者)

**第10条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては光市総務課長、乙においてはイオン株式会社ジャスコ光店店長とする。

(協議)

**第11条** この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

(協定の効力)

**第12条** この協定書の有効期間は平成18年7月24日から平成19年7月23日までの1年間とする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、双方いずれからも文書をもって協定の終了を通知しない限り、当該有効期間満了日の翌日から起算し1年延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 乙が第2条第2号で掲げる店舗が閉店した場合又は第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成18年7月24日

甲 光 市

光市長 末 岡 泰 義

乙 大阪市福島区海老江1丁目1番23号

イオン株式会社西日本カンパニー

執行役 築 城 政 雄  
西日本カンパニー支社長

別表 (第5条関係)

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災から3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰 (イージーオープン)</p> <p>生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン 使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウエットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香 (夏季) 使い捨てカイロ (冬季)</p>	<p>食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶</p> <p>生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート</p>

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

イオン株式会社西日本カンパニー  
支社長 様

光市長

## 災害発生に伴う物資等の協力要請について

災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

## 記

## 1 災害の状況及び理由

- ・地震による被災
- ・台風による被災
- ・大雨等による被災
- ・その他災害による被災 ( )

## 2 協力を希望する期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 3 要請する事項

## (1) 物資等の供給

品 名	数 量	引渡場所	備 考

## (2) 避難場所として駐車場の提供

有 無

## ○災害時における物資供給及び平常時における防災活動 に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)

災害時における物資供給及び平常時における防災活動について、光市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における物資の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(供給の要請)

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第4条 第2条に掲げる要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議のうえ速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲と乙が共同して行う防災啓発事業  
(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年12月18日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢一

別表 (第3条関係)

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

別記様式 (第4条関係)

年 月 日

NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 様

光市長

災害発生に伴う物資の協力要請について

災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の状況及び理由

- ・地震による被災
- ・台風による被災
- ・大雨等による被災
- ・その他の災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 要請する物資

品 名	数 量	規 格	引渡し場所	備 考

## ○災害時における食糧及び生活必需品の確保に関する協 定書（マックスバリュ西日本株式会社）

光市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における食糧及び生活必需品（以下「食糧等」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内に地震・風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧等の供給等の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に食糧等を調達する必要があると認めるときは、調達する物資名、数量、規格、引渡し場所を記載した協力要請書をもって乙の保有する食糧等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後、要請書を提出するものとする。

（食糧等供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する食糧等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（食糧等）

第4条 甲が乙に要請する食糧等の範囲は、被害の状況に応じ、乙が供給可能なものとする。

- （1）別表に掲げる食糧等
- （2）その他甲が指定する食糧等

（食糧等の運搬）

第5条 食糧等の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（食糧等の引取り）

第6条 食糧等の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した食糧等の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生直前の適正価格に基づき甲乙協議の上、定めるものとする。この場合において、商品の出荷数量等については、乙の提出する出荷確認書等により算定する。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から可能な限り情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては光市総務課長、乙においてはマックスバリュ浅江店長とする。

（協議）

〔光市防災〕

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年12月21日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 姫路市北条口4丁目4番地  
マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役社長 藤本 昭

別表 (第4条関係)

災害時における対応食糧等

種類	品名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター (使い捨てライター等)
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

(1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

別記様式 (第 2 条関係)

年 月 日

マックスバリュ西日本(株)

様

光市長

災害発生に伴う食糧等調達の協力要請について

災害時における食糧及び生活必需品の確保に関する協定書第 2 条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の状況及び理由

- ・地震による被災
- ・台風による被災
- ・大雨等による被災
- ・その他の災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 要請する食糧等

品 名	数 量	規 格	引渡し場所	備 考

## ○災害時における物資供給及び平常時における防災活動 に関する協定書（株式会社アステールおかむら）

光市（以下「甲」という。）と株式会社アステールおかむら（以下「乙」という。）とは、災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

**第2条** 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

（要請の方法）

**第3条** 前条に掲げる要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができないと甲が認める場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の範囲）

**第4条** 甲が乙に対して供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、甲が前条の要請を行った時点において、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（供給の協力）

**第5条** 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

**第6条** 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

**第7条** 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

**第8条** 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力を行うものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲と乙が共同して行う防災啓発事業

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確且つ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては防災・危機管理を所管する課長、乙においては株式会社アステールおかむら代表取締役社長とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月10日

甲 光 市  
光 市 長 市 川 熙  
乙 光市木園一丁目12番16号  
株式会社 アステールおかむら  
代表取締役社長 岡 村 忠 雄

別表 (第4条関係)

災害時等における緊急供給可能な物資

種 類	物 資 名
生活用品	掛ふとん、敷ふとん、枕、毛布、タオルケット、タオル 掛ふとんカバー、敷ふとんカバー、パジャマ、防寒具

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

株式会社 アステールおかむら  
代表取締役社長 様

光市長

災害発生に伴う物資供給の協力要請について

災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の種類及び理由

- ・ 地震による被災
- ・ 台風による被災
- ・ 大雨による被災
- ・ その他の災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 要請する物資

物 資 名	数 量	規 格	引渡し場所	備 考

## ○災害時等における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書（生活協同組合コープやまぐち）

光市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープやまぐち（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における食料・生活必需品等（以下「食料等」という。）の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時等において食料等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し食料等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができないと甲が認める場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（食料等）

第4条 甲が乙に対して供給を要請する食料等の範囲は、次に掲げる物資のうち、甲が前条の要請を行った時点において、乙が調達可能なものとする。

- (1) 別表に掲げる食料等
- (2) その他甲が指定する食料等

（供給の協力）

第5条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、食料等の優先供給に努めるものとする。

（引渡し等）

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の負担）

第7条 本協定に基づき乙が供給した食料等の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

（費用の支払い）

第8条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から可能な限り情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び食料等の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては防災危機管理課長、乙においては生活協同組合コープやまぐち管理部チーフマネージャーとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月2日

甲 光 市

光市長 市 川 熙

乙 山口県山口市小郡上郷901-21

生活協同組合コープやまぐち

理事長 岡 崎 悟

別表 (第4条関係)

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ、歯ブラシ
	歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品、ウェットティッシュ
	ライター (使い捨てライター等)、マスク
光 熱 材 料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

(1) 食料等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

年 月 日

生活協同組合コープやまぐち  
理事長 様

光市長

## 災害発生に伴う食料等供給の協力要請について

災害時等における食料・生活必需品等の供給及び平常時における防災活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

## 記

## 1 災害の種類及び理由

- ・ 地震による被災
- ・ 台風による被災
- ・ 大雨による被災
- ・ その他の災害による被災 ( )

## 2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 3 要請する食料等

物資名	数量	規格	引渡場所	備考

## ○災害時における物資供給及び平常時における防災活動 に関する協定書 (山口県LPガス協会光支部)

光市 (以下「甲」という。) と山口県LPガス協会光支部 (以下「乙」という。) とは、災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合 (以下「災害時等」という。) における物資の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(供給の要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条に掲げる要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができないと甲が認める場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の範囲)

第4条 甲が乙に対して供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、甲が前条の要請を行った時点において、乙が供給可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(供給の協力)

第5条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は指定する引渡場所に職員を派遣し、乙から供給される物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力を行うものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲と乙が共同して行う防災啓発事業

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を必要に応じて行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確且つ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては防災危機管理課長、乙においては光支部長とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年2月12日

甲 光 市

光市長 市 川 熙

乙 光市浅江三丁目24番26号

山口県LPガス協会光支部

支部長 前 田 恒 宏

別表 (第4条関係)

災害時等における緊急供給可能な物資

種 類	物 資 名
ライフライン	LPガス、LPガス供給設備、LPガス燃焼器具

年 月 日

山口県LPGガス協会光支部  
支部長 様

光市長

災害発生に伴う物資供給の協力要請について

災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の種類及び理由

- ・ 地震による被災
- ・ 台風による被災
- ・ 大雨による被災
- ・ その他の災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 要請する物資

物資名	数量	引渡場所	備考

## ○災害時における物資供給及び平常時における防災活動 に関する協定書（株式会社みうら）

光市（以下「甲」という。）と株式会社みうら（以下「乙」という。）は、災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給等を要請することができる。

- (1) 乙の保有する段ボール製品の調達及び運搬
- (2) 使用済の段ボール製品の回収及び処分（リサイクル）

（要請の方法）

第3条 前条に掲げる要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができないと甲が認める場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な処置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資の範囲は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- (1) 別表1に掲げる物資（段ボール製品）
- (2) その他甲が指定する物資

（供給の協力）

第6条 乙は第3条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の運搬）

第7条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

（物資の引取り）

第8条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等により、甲が確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第9条 本協定に基づき乙が供給した商品の対価及びその運搬等に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項の対価及び費用は、乙が保有商品の供給及び運搬の終了後、災害発生時直前における適正価

格に基づき、甲乙協議の上、定めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素からの情報交換及び防災訓練の参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡体制表)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、別表2に掲げるとおり連絡体制表を定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月6日

甲 光 市

光市長 市 川 熙

乙 周南市野村三丁目24番1号

株式会社みうら

取締役社長 三 浦 敏 裕

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

株式会社 みうら

取締役社長 様

光市長

## 災害発生に伴う物資供給の協力要請について

災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

## 記

## 1 災害の種類及び理由

- ・ 地震による被災
- ・ 台風による被災
- ・ 大雨による被災
- ・ その他の災害による被災 ( )

## 2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 3 供給を要請する物資

物資名	数量	規格	引渡場所	備考

## 4 回収を要請する物資

物資名	数量	引渡場所	備考

別表1 (第5条関係)

種類	物資名	規格
段ボール製品	段ボールベッド一式 (段ボールベッド本体、段ボールシート、クラフトテープ)	950mm×260mm×690mm
	段ボールシート	1,000mm×1,000mm
	簡易トイレ	315mm×110mm×305mm
	段ボールゴミ箱	300mm×300mm×400mm
テープ	クラフトテープ (50個入り)	巾50mm×50m×50個

別表2 (第11条関係)

連絡体制表

【光市】

連絡先部署名	連絡先
〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号 総務部 防災危機管理課 防災危機管理係	TEL 0833-72-1403 FAX 0833-72-1731 Mail bousai@city.hikari.lg.jp

【株式会社みうら】

連絡先部署名	連絡先
〒746-0022 周南市野村三丁目24番1号 物流資材部 物流資材課	TEL 0834-64-1100 FAX 0834-64-3223 Mail hanbai@w-miura.co.jp

## ○光市と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定（株式会社丸久）

光市（以下「甲」という。）と株式会社丸久（以下「乙」という。）は、地域の活性化に向けて幅広い分野において協働の取り組みを実施するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携の下、甲が進める地域活性化に関する施策に対して協働で取り組むことにより、市民の暮らしやすいまちづくりの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地産・地消の推進及び光市産農林水産物・加工品等の開発・販売に関すること。
- （2）光市政情報の発信に関すること。
- （3）健康増進及び食育に関すること。
- （4）子ども及び青少年育成に関すること。
- （5）高齢者及び障害者への支援に関すること。
- （6）地域及び暮らしの安心・安全及び災害対策に関すること。
- （7）環境問題の対策に関すること。
- （8）観光・文化及びスポーツの振興に関すること。
- （9）前各号に掲げるもののほか、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

（具体的取組の内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に促進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的取組の内容及び実施方法は、甲乙協議の上、取り組み毎に別途取り決めるものとする。

（提携期間）

第4条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1箇月前までに甲又は乙のいずれかからも解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長する。その後もまた同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た個人情報を、甲又は乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。

（疑義の解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名、押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月25日

甲 山口県光市中央六丁目1番1号

光市

光市長 市川 熙

乙 山口県防府市大字江泊1936番地

株式会社 丸久

代表取締役社長 田中 康男

## ○災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力 に関する協定書（株式会社オオジマ）

光市（以下「甲」という。）と株式会社オオジマ（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における、被災者の応急救援活動の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- （1）乙の店舗であるメガガイア光ツインパークⅡの店舗及び駐車場において、被災者に対し、避難場所、車両保管場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （2）乙の店舗であるメガガイア光ツインパークⅡの店舗及び駐車場において、被災者に対し、テレビ、ラジオ、インターネット等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。
- （3）乙の店舗であるメガガイア光ツインパークⅡの店舗及び駐車場において、被災者に対する生活物資等の集積場所を可能な範囲で提供すること。

（要請手続）

第3条 前条の要請は、原則として別記様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、その後、速やかに文書を交付する。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては光市防災危機管理課長、乙においてはメガガイア光ツインパークⅡ店長とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時等に備えて、避難出入口、避難場所、車両保管場所等をあらかじめ協議して定めておく。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれかから、文書をもって協定の終了を通知しない限り、この協定は当該有効期間満了日の翌日から起算し1年延長するものとし、以降もまた同様とする。ただし、乙が事業を終了した場合又はメガガイア光ツインパークⅡが閉店等店舗の取扱いがなくなったときは、この協定は効力を失う。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議

して定める。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 光 市  
光市長 市 川 熙

乙 東京都江東区大島五丁目9番7号  
株式会社 オオジマ  
代表取締役 大 山 努

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

株式会社 オオジマ  
代表取締役 様

光市長

災害時等における被災者に対する応急救援活動の  
協力要請について

災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の種類及び理由

- ・台風による被災
- ・地震による被災
- ・大雨等による被災
- ・その他災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 要請する事項

## ○災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力 に関する協定書 (株式会社レボ)

光市 (以下「甲」という。) と株式会社レボ (以下「乙」という。) とは次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合 (以下「災害時等」という。) における、被災者の応急救援活動の協力に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の店舗である情熱食堂光井店の店舗及び駐車場において、被災者に対し、避難場所、車両保管場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗である情熱食堂光井店の店舗及び駐車場において、被災者に対し、テレビ、ラジオ、インターネット等で知り得た災害情報を可能な範囲で提供すること。

(要請手続)

第3条 前条の要請は、原則として別記様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、その後、速やかに文書を交付する。

(連絡責任者)

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては光市防災危機管理課長、乙においては株式会社レボ代表取締役とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時等に備えて、避難出入口、避難場所、車両保管場所等をあらかじめ協議して定めておく。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の1箇月前までに、甲又は乙のいずれかから、文書をもって協定の終了を通知しない限り、この協定は当該有効期間満了日の翌日から起算し1年延長するものとし、以降もまた同様とする。ただし、乙が事業を終了した場合又は情熱食堂光井店が閉店等店舗の取扱いがなくなったときは、この協定は効力を失う。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 光 市  
光市長 市 川 熙

乙 福島県いわき市平上荒川字長尾41番6号  
株式会社 レボ  
代表取締役 鈴木 仁

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

株式会社レボ  
代表取締役 様

光市長

災害時等における被災者に対する応急救援活動の  
協力要請について

災害時等における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の種類及び理由

- ・台風による被災
- ・地震による被災
- ・大雨等による被災
- ・その他災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 要請する事項

## ○避難所開設に係る覚書（山口県立光高等学校）

山口県立光高等学校（以下「甲」という。）と光市（以下「乙」という。）は、災害発生時における地域住民の避難所としての施設利用に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

**第1条** 光市内において災害の発生又はその恐れがある場合における被災者及び避難者に対する支援のため、乙が避難所として甲の施設を使用することに甲は協力するものとする。

（用語の定義）

**第2条** この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（対象施設）

**第3条** 乙が避難所として開設する甲の施設は、武道場とする。

2 その他、必要とされる付帯施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

（避難所の開設）

**第4条** 乙は、災害時において避難所の開設を必要とする場合、甲に対して開錠の要請をすることができる。

2 開錠の方法については、事前に甲乙双方が協議の上、決定するものとする。

（避難所の管理運営）

**第5条** 避難所の管理及び運営は、すべて乙の責任において行うものとする。

（経費の負担）

**第6条** 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額に疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（原状回復義務）

**第7条** 乙は、避難所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

（連絡責任者）

**第8条** 甲及び乙は、連絡責任者を定め、双方ともに相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（実施責任）

**第9条** 乙は、地域住民を災害から保護する責務を有し、甲は全体の奉仕者の精神に鑑み、業務に支障のない範囲で乙に協力するものとする。

2 前項における責任者は、甲においては校長、乙においては光市長とする。

（疑義の解決）

**第10条** この覚書に疑義が生じたとき及びこの覚書の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年8月29日

〔光市防災〕

- 甲 山口県立光高等学校  
校長 弘 中 幸 雄
- 乙 光市  
光市長 末 岡 泰 義

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 （社会福祉法人光富士白苑）

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 光富士白苑（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であつて、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

（対象施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（対象者）

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であつて、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であつて、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

（福祉避難所の設置）

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であつて、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であつて、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

(福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなると認めるときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

(平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月9日

- 甲 光市  
光市長 市川 熙
- 乙 光市虹ヶ浜二丁目5番7号  
社会福祉法人 光富士白苑  
理事長 内藤 勲 敏

別表 (第3条関係)

## 福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 光富士白苑	光市虹ヶ浜二丁目5番7号	0833-71-3090
老人短期入所施設 光富士白苑	光市虹ヶ浜二丁目5番7号	0833-71-3090

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

社会福祉法人 光富士白苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 光富士白苑

理事長 様

光市長

## 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 光富士白苑  
理事長 様

光市長

### 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

- 1 当初開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 2 延長後開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 3 使用施設
- 4 延長の理由
- 5 その他

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

社会福祉法人 光富士白苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

- 1 閉鎖日時  
年 月 日 時 分
- 2 使用施設
- 3 その他

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 （社会福祉法人ひかり苑）

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ひかり苑（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

（対象施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（対象者）

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であって、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

（福祉避難所の設置）

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

## (福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

## (福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

## (福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

## (福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなると認めるときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

## (費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

## (平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

## (協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

## (有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月8日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市大字三井1056番1  
社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 河野 亨

別表（第3条関係）

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム ひかり苑	光市大字三井1056番1	0833-76-1165
老人短期入所施設 ひかり苑	光市大字三井1046番1	0833-76-1167
ケアハウス ひかり苑	光市大字三井1046番1	0833-76-1167

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

### 記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑

理事長 様

光市長

**要援護者受入れ要請書**

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日（才）
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

### 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

- 1 当初開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 2 延長後開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 3 使用施設
- 4 延長の理由
- 5 その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 の一部を変更する協定（社会福祉法人ひかり苑）

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人ひかり苑（以下「乙」という。）とは、平成25年7月8日付けで締結した「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第5条中「避難勧告又は避難指示」を「避難情報」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム ひかり苑	光市大字三井1056番1	0833-76-1165
ケアハウス ひかり苑	光市大字三井1046番1	0833-76-1167

様式第1号中「避難勧告又は避難指示」を「避難情報」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

令和4年7月4日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市岩狩三丁目1番2号  
社会福祉法人ひかり苑  
理事長 河野 亨

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人大和福祉会)

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 大和福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であつて、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

(対象施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であつて、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であつて、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であつて、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあつては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であつて、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

## (福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

## (福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

## (福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

## (福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

## (費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

## (平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

## (協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

## (有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月9日

- 甲 光市  
光市長 市川 熙
- 乙 光市大字岩田267番地  
社会福祉法人 大和福祉会  
理事長 永 廣 重 元

別表 (第3条関係)

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム やまと苑	光市大字岩田267番地	0820-48-3333
老人短期入所施設 やまと苑	光市大字岩田267番地	0820-48-3333

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 大和福社会  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 大和福社会

理事長 様

光市長

### 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

1 施設名

2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 大和福祉会  
理事長

様

光市長

### 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

1 当初開設期間

年 月 日 から 年 月 日

2 延長後開設期間

年 月 日 から 年 月 日

3 使用施設

4 延長の理由

5 その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

社会福祉法人 大和福社会  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (社会福祉法人和光苑)

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 和光苑（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

(対象施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であって、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

[光市防災]

(福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

(平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月13日

- 甲 光市  
光市長 市川 熙
- 乙 光市大字立野826番地  
社会福祉法人 和光苑  
理事長 原田 武

別表 (第3条関係)

## 福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
ケアハウス 和光苑	光市大字立野826番地	0833-76-1050

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

社会福祉法人 和光苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 和光苑

理事長 様

光市長

## 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 和光苑

理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

1 当初開設期間

年 月 日 から 年 月 日

2 延長後開設期間

年 月 日 から 年 月 日

3 使用施設

4 延長の理由

5 その他

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

社会福祉法人 和光苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (医療法人社団光仁会)

光市（以下「甲」という。）と医療法人社団 光仁会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

(対象施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であって、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

## (福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

## (福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

## (福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

## (福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

## (費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

## (平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

## (協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

## (有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月10日

- 甲 光市  
光市長 市川 熙
- 乙 光市中央三丁目2番26号  
医療法人社団 光仁会  
理事長 市川 晃

別表 (第3条関係)

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
小規模多機能ケアホーム のほら	光市中央三丁目2番13号	0833-72-0170

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

医療法人社団 光仁会  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

医療法人社団 光仁会  
理事長 様

光市長

### 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

1 施設名

2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

医療法人社団 光仁会  
理事長

様

光市長

## 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

1 当初開設期間

年 月 日 から 年 月 日

2 延長後開設期間

年 月 日 から 年 月 日

3 使用施設

4 延長の理由

5 その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

医療法人社団 光仁会  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (有限会社メディビス)

光市（以下「甲」という。）と有限会社 メディビス（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

(対象施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であって、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難情報を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

[光市防災]

(福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

(平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和25年7月18日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市島田二丁目20番20号  
有限会社 メディビス  
代表取締役 河内山 昇

別表 (第3条関係)

## 福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
高齢者向け優良賃貸住宅 アリヴィオ	光市島田二丁目20番20号	0833-74-1611
小規模多機能 げんきむら	光市島田二丁目22番11号	0833-71-6222

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

有限会社 メディビス

代表取締役 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

有限会社 メディビス

代表取締役 様

光市長

## 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの利用状況	

医療サービスの 利用状況	
-----------------	--

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

有限会社 メディビス

代表取締役 様

光市長

## 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

1 当初開設期間

年 月 日 から 年 月 日

2 延長後開設期間

年 月 日 から 年 月 日

3 使用施設

4 延長の理由

5 その他

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

有限会社 メディビス

代表取締役 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 の一部を変更する協定（有限会社メディビス）

光市（以下「甲」という。）と有限会社メディビス（以下「乙」という。）とは、平成25年7月18日付けで締結した「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示」を「避難情報」に改め、同条第4項中「避難勧告又は避難指示」を「避難情報」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
高齢者向け賃貸住宅 アリヴィオ	光市島田二丁目20番20号	0833-74-1611

様式第1号中「避難勧告又は避難指示」を「避難情報」に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、原協定書とともに各自1通を保有する。

令和4年9月12日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市島田二丁目22番11号  
有限会社メディビス  
代表取締役 河内山 昇

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (NPO法人優喜会)

光市（以下「甲」という。）とNPO法人 優喜会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

(対象施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であって、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

[光市防災]

(福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

(平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月10日

- 甲 光市  
光市長 市川 熙
- 乙 光市大字小周防1658番1  
NPO法人 優喜会  
理事長 富田 勝久

別表 (第3条関係)

## 福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
有料老人ホーム きらら	光市大字小周防1658番1	0833-76-0550

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

NPO法人 優喜会

理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

NPO法人 優喜会

理事長 様

光市長

## 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

NPO法人 優喜会

理事長

様

光市長

## 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

1 当初開設期間

年 月 日 から 年 月 日

2 延長後開設期間

年 月 日 から 年 月 日

3 使用施設

4 延長の理由

5 その他

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

NPO法人 優喜会  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 （NPO法人森林の里）

光市（以下「甲」という。）とNPO法人 森林の里（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であつて、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

（対象施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（対象者）

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であつて、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であつて、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

（福祉避難所の設置）

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であつて、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であつて、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

## (福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

## (福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

## (福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

## (福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなると認めるときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

## (費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

## (平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

## (協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

## (有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月8日

- 甲 光市  
光市長 市川 熙
- 乙 光市大字岩田1042番12  
NPO法人 森林の里  
理事長 吉田正勝

別表 (第3条関係)

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
知的障害者グループホーム・ケアホーム 森林の里	光市大字塩田1049番地	0820-48-4560

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

NPO法人 森林の里  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

### 記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

NPO法人 森林の里

理事長 様

光市長

**要援護者受入れ要請書**

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

NPO法人 森林の里  
理事長 様

光市長

### 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

- 1 当初開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 2 延長後開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 3 使用施設
- 4 延長の理由
- 5 その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

NPO法人 森林の里  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

- 1 閉鎖日時  
年 月 日 時 分
- 2 使用施設
- 3 その他

## 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 の一部を変更する協定書（NPO法人森林の里）

光市とNPO法人 森林の里とは、平成25年7月8日付けで締結した「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条の別表に、下記施設を追加する。

施設名称	所在地	電話番号
就労継続支援施設 森林の里	光市大字塩田1002番地1	0820-48-4560

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年4月17日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市大字岩田1042番12  
NPO法人 森林の里  
理事長 吉田正勝

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (有限会社兼清メディカルサービス)

光市（以下「甲」という。）と有限会社 兼清メディカルサービス（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害 時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、風水害、武力攻撃災害、その他の災害等をいう。
- (2) 要配慮者 高齢者、障害者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要配慮者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 避難施設 光市地域防災計画に定める指定避難所及び国民保護法に基づく避難施設をいう。

(対象施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要配慮者であって、避難施設での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要配慮者の親族等であって、福祉避難所で当該要配慮者と避難生活を送ることにより、要配慮者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が災害対策本部を設置し、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要配慮者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要配慮者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。
- 4 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置

期間を延長するものとする。

(福祉避難所への移送)

第6条 要配慮者の福祉避難所への移送は、当該要配慮者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要配慮者を収容したときは、要配慮者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要配慮者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は、要配慮者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなったと認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要配慮者の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

(平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

- 甲 光市  
光市長 市川 熙
- 乙 光市浅江三丁目1番25号  
有限会社 兼清メディカルサービス  
代表取締役 兼 清 幸 枝

別表 (第3条関係)

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
小規模多機能ケア 兼清	光市光ヶ丘3番6号	0833-74-0100
グループホーム 兼清	光市光ヶ丘3番6号	0833-74-0100

様式第1号 (第5条関係)

年 月 日

有限会社 兼清メディカルサービス  
代表取締役 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

### 記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

有限会社 兼清メディカルサービス

代表取締役 様

光市長

**要配慮者受入れ要請書**

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要配慮者の受入れを要請します。

## 記

## 1 施設名

## 2 要配慮者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要配慮者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

有限会社 兼清メディカルサービス  
代表取締役 様

光市長

### 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

#### 記

- 1 当初開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 2 延長後開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 3 使用施設
- 4 延長の理由
- 5 その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

有限会社 兼清メディカルサービス  
代表取締役 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

- 1 閉鎖日時  
年 月 日 時 分
- 2 使用施設
- 3 その他

## ○災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書（山口県行政書士会）

光市（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）は、山口県内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生したとき（以下「災害時」という。）における、光市民への被災者支援として実施する行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士の業務）

第2条 甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（被災者支援の要請）

第3条 甲は、災害時に被災者支援として行政書士業務を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により、支援を要請するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条による支援の要請を受けたときは、直ちに要請内容による行政書士業務を実施するための措置を行い、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（要請による連絡調整）

第5条 甲並びに乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定に基づき第4条の行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 行政書士の業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第7条 この協定に基づく行政書士業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、この協定に甲乙双方から意思表示がないときは、1年間延長するものとする。以後も同様とする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に、定めがない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

〔光市防災〕

平成26年4月1日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 山口県行政書士会  
会長 杉山 久美子

別記 (第3条関係)

光 第 号  
平成 年 月 日

## 災害時支援要請書

山口県行政書士会会長 殿

光市長



災害時における行政書士業務の支援活動に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請する。

記

要請担当課名 氏名・電話	課名 氏名 電話番号
要請日時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分
要請内容	
場 所	
期 間	平成 年 月 日 (曜日) から 平成 年 月 日 (曜日) まで
備 考	

## ○救援物資集積場所に関する覚書(山口県立光高等学校)

山口県立光高等学校(以下「甲」という。)と光市(以下「乙」という。)は、災害発生時における救援物資集積場所(以下「集積場所」という。)としての施設利用に関し、次のとおり覚書を交換する。

(目的)

**第1条** 光市内において災害が発生した際、乙が行う災害時の緊急物資等の受け入れ、一時保管並びに各避難所への積替・配分等の業務に係る救援物資の集積の拠点として甲の施設を使用することに甲は協力するものとする。

(用語の定義)

**第2条** この覚書において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(対象施設)

**第3条** 乙が集積場所として開設する甲の施設は体育館とする。

2 その他、必要とされる付帯施設についてはその都度甲の同意を要するものとする。

(集積場所の開設)

**第4条** 乙は、災害時において集積場所の開設を必要とする場合、甲に対して開錠の要請をすることができる。

2 開錠の方法については、事前に甲乙双方で協議の上、決定するものとする。

(集積場所の管理運営)

**第5条** 集積場所の管理及び運営は、すべて乙の責任において行うものとする。

(経費の負担)

**第6条** 乙は、集積場所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額に疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(原状回復義務)

**第7条** 乙は、集積場所を閉鎖するときは、甲に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

(連絡責任者)

**第8条** 甲及び乙は、連絡責任者を定め、双方ともに相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(実施責任)

**第9条** 甲は、全体の奉仕者の精神に鑑み、業務に支障のない範囲で乙に協力するものとする。

2 前項における責任者は、甲においては校長、乙においては光市長とする。

(疑義の解決)

**第10条** この覚書に疑義が生じたとき及びこの覚書の履行について必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年 8 月29日

甲 山口県立光高等学校  
校長 弘 中 幸 雄  
乙 光市  
光市長 末 岡 泰 義

## ○災害時における船舶による緊急輸送等に関する協定書

光市（以下「甲」という。）と牛島海運有限会社（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の船舶による緊急輸送等の災害応急対策に関する協定を、次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送等の協力要請に関する必要事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対し緊急輸送等の協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書（様式第1号）により業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 避難者及び被災者等の輸送業務
- (2) 救助部隊等の輸送業務
- (3) 食料品など生活必需品等の輸送業務
- (4) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (5) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、甲が必要とする業務を可能な限り実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書（様式第2号）によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、電話等で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用（実費負担額）は甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、文書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、提供した船舶等が故障その他の理由により運航できなくなったときは、当該船舶等を交換してその業務を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、提供した船舶等の運航に際し、傷病又は死亡事故が発生したときは、甲に対して速やかにその事故等の状況を文書（様式第3号）により報告しなければならない。

（補償）

第9条 第2条の規定に基づき緊急輸送に従事した者が、その業務において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、原則として乙の責任において補償する。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては光市総務部防災危機管理課長、乙においては光市経済部商工観光課長とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年11月7日

光市

光市長 市川 熙 代理

光市副市長 森 重 正 一

光市中央六丁目1番1号

牛島海運株式会社

代表取締役 市川 熙

様式第1号 (第2条関係)

平成 年 月 日

牛島海運有限会社

代表取締役 様

光市長 代理

光市副市長

船舶による緊急輸送等への協力要請について

このことについて、船舶による緊急輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者・救助部隊等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

2 物資・資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日	地先から	
		(至) 月 日	地先まで	

3 その他の応急対策業務

様式第2号 (様式第5条)

平成 年 月 日

光市長 代理  
光市副市長 様

牛島海運有限会社  
代表取締役

## 船舶による緊急輸送等の実施状況の報告について

このことについて、船舶による緊急輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 被災者・救助部隊等の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
名	(自) 月 日	地先から	
	(至) 月 日	地先まで	

## 2 救助物資・資機材等の輸送業務

輸送業務 完了日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸 送回数	従事人 数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	

## 3 その他の応急対策業務

様式第3号（第8条関係）

平成 年 月 日

光市長  
光市副市長

代理  
様

牛島海運有限会社  
代表取締役

事故報告書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までにおける災害時の緊急輸送において、別紙のとおり傷病又は死亡事故が発生したので報告します。

別紙

## 傷病・死亡者の状況

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先			
傷病名		程度	重傷 ・ 中等症 ・ 軽症		
外来・入院 ( 年 月 日 )		診療医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死亡場所					
死亡 / 受傷・発病 時の状況					

## ○災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 (株式会社ゼンリン事業統括本部総合販売本部中四国エ リアグループ)

光市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等(第2条に定義される)を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、光市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、光市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (3) 「ZNETTOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1号の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定

める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条（1）号に基づき、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

（1）災害対策本部設置期間中の閲覧

（2）災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める機関及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNETTOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の承諾を得るものとし、ZNETTOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNETTOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うものとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印うえ各1通を保有する。

平成31年2月15日

甲) 光市

光市長 市川 熙

乙) 広島市東区光町1丁目10番19号

日本生命広島光町ビル2F

株式会社ゼンリン事業統括本部総合販売本部

中四国エリアグループ

エリアグループ長 宮岡 宏典

## ZNETTOWN利用約款

### （目的）

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

（1）「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

（2）「アクセス権者」

対象危機を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

（3）「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

（4）「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

（5）「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

（6）「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

### （本約款の適用）

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

### （本サービスの内容）

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

### （本サービスの中断・中止）

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

### （本データの使用許諾）

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

（1）対象機器上で閲覧すること。

（2）本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用するこ

と。

- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、返信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
  - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用をしないこと。
  - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
  - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を張り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
  - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
  - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又はデータが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に共してはならないものとします。

## ○災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

光市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、光市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が光市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - （2）甲が、光市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - （3）甲が、光市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - （4）甲が、災害発生時の光市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - （5）甲が、光市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- 2 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法およ

び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎

## ○災害時における施設等の提供の協力に関する協定 (社会福祉法人ひかり苑)

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ひかり苑（以下「乙」という。）とは、災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合における、施設等の提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 乙は、乙の運営する老人福祉施設ひかり苑（所在地：山口県光市大字三井1056番1）において、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

- (1) 被災者等に対する入浴施設の開放。
- (2) 地域住民に対する駐車場の開放。

2 前項第1号の協力について、甲は乙に対して協力の要請を行い、実施方法等について甲乙協議の上、実施するものとする。

3 第1項第2号の協力は、乙が災害の状況に応じ、乙の管理において実施するものとする。なお、乙は実施にあたり、甲へ連絡するものとする。

(要請の方法)

第3条 前条第2項の要請は、原則として別記様式により行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力を行った場合における経費は、乙の負担とする。

(平常時の防災活動への協力)

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素からの情報交換及び防災訓練の参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては光市総務部防災危機管理課長、乙においては社会福祉法人ひかり苑 老人福祉施設 施設長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議し決定する。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了

を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年7月2日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 山口県光市岩狩三丁目1番2号  
社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 河野 亨

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

被災者等に対する入浴施設開放の協力要請について

災害時における施設等の提供の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請する支援活動等の内容

- ・ 地震による被災
- ・ 台風による被災
- ・ 大雨による被災
- ・ その他の災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

## ○災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する 協定書（山口県産業ドローン協会）

光市（以下「甲」という。）と山口県産業ドローン協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合における被災現場等での支援活動及び平常時における防災啓発事業等への協力（以下「支援活動等」という。）に関し、乙の会員（以下「会員」という。）がドローン（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を使用して実施する支援活動について、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項に関して支援活動等の協力を要請することができる。

- （1）災害発生現場の被災状況の把握
- （2）被災者の捜索
- （3）物資の運搬
- （4）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練
- （5）その他甲が乙と協議の上、決定した事項

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに当該要請を実施するための措置を行い、甲が指示する場所に会員を派遣する。

- 2 会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。
- 3 会員は、支援活動等の実施に当たり、航空法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を順守の上、二次災害の防止に努めるものとする。
- 4 乙は、支援活動等が完了したときは、別記様式2により遅滞なく甲に報告する。

（費用の負担）

第5条 会員が支援活動等の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、甲及び会員が協議の上決定する。

（事故の報告）

第6条 乙は、支援活動等に当たり事故があった時は、別記様式3により速やかに甲に報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 支援活動等の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の

責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、支援活動等の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(補償)

第8条 会員が実施する支援活動等に従事した者（以下「従事者」という。）が支援活動において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した会員の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(会員等の編成の報告)

第10条 乙は、この協定の締結後、支援活動等に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に書面により報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年8月23日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 岩国市室の木町四丁目84番1号  
山口県産業ドローン協会  
理事長 藤井光秀

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

山口県産業ドローン協会会長 様

光市長

ドローンを使用した支援活動の協力要請について

災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請する支援活動等の内容

- 災害発生現場の被災状況の把握被災者の捜索
- 被災者の捜索
- 物資の運搬
- 防災啓発事業・防災訓練への参加
- その他 ( )

2. 支援活動等の期間 (予定)

年 月 日 ~ 年 月 日

別記様式2 (第4条関係)

年 月 日

(宛先) 光市長

山口県産業ドローン協会会長

## ドローンを使用した支援活動等実績報告書

ドローンを使用した支援活動等を完了したので、災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書第4条第4項の規定により、次のとおり報告します。

## 記

## 1. 実施した支援活動等

- 災害発生現場の被災状況の把握被災者の捜索  
 被災者の捜索  
 物資の運搬  
 防災啓発事業・防災訓練への参加  
 その他 ( )

## 2. 支援活動等の期間 (予定)

年 月 日 ~ 年 月 日

## 3. 支援活動等を実施した会員の氏名及び使用したドローンの台数

会員氏名	
使用台数	

別記様式3（第6条関係）

年 月 日

（宛先）光市長

山口県産業ドローン協会会長

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までににおける支援活動等に係る業務において、  
別紙のとおり事故が発生したので報告します。

## ○災害時における石油類燃料の供給に関する協定書 （山口県石油商業組合周南連合支部光地区）

光市（以下「甲」という。）と山口県石油商業組合周南連合支部光地区（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における石油類燃料の供給に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時等において、石油類燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に要請する協力は、石油類燃料の優先的な供給とする。

（要請の方法）

第4条 甲は、乙に対して石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、原則として別記様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、特段の事情がない限り、これに応じるものとする。

（石油類燃料の引渡し等）

第5条 乙は、乙の組合員である給油所において石油類燃料を引渡し、又は甲の指定する場所に石油類燃料を運搬するものとする。その際に、甲は、職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、引渡し終了後、速やかに別記様式2により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された石油類燃料の費用および物資の運搬に要する費用（以下「経費」という。）について負担するものとする。

2 前項の経費について、石油類燃料の価格は乙との物品売買契約に基づき、災害の発生した月の契約単価とし、運搬費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、乙から請求を受けたときは、石油類燃料及び運搬等の経費を速やかに乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては光市防災危機管理課長、乙においては山口県石油商業組合周南連合支部光地区長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年1月7日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市室積東ノ庄14番23号  
山口県石油商業組合周南連合支部光地区  
地区長 田原 敏也

別記様式1 (第4条関係)

年 月 日

(宛先) 山口県石油商業組合周南連合支部光地区

光市長

石油類燃料供給要請書

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書第4条第1項に基づき、次のとおり石油類燃料の供給を要請します。

- 品目 \_\_\_\_\_
- 数量 \_\_\_\_\_
- 配達 \_\_\_\_\_ 有          ・          無
- 納品場所 \_\_\_\_\_
- 納期 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 備考 \_\_\_\_\_

別記様式2 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 光市長

山口県石油協同組合周南連合支部光地区

石油類燃料供給報告書

災害時における石油類燃料の供給に関する協定書第5条第2項に基づき、次のとおり石油類燃料の供給について報告します。

- 品目 \_\_\_\_\_
- 数量 \_\_\_\_\_
- 配達 \_\_\_\_\_ 有           ・           無
- 納品場所 \_\_\_\_\_
- 納期 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- 備考 \_\_\_\_\_

## ○災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書 （光東株式会社）

光市（以下「甲」という。）と光東株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策資機材の供給について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時において資機材の調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が所有するレンタル資機材の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた時は、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に供給するものとする。

（協力の要請）

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において要請事項について速やかに設置協力するものとするとともに、その事項を甲に連絡するものとする。ただし、乙が被災したこと等により要請事項に応ずることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が、甲の要請により供給した資機材の賃借料及びその必要経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲は、乙からの適正な請求書を受領したときは、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素からの情報交換及び防災訓練の参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年8月11日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 山口県光市浅江五丁目27番18号  
光東株式会社  
代表取締役 東 日出夫

別記様式 (第3条関係)

年 月 日

光東株式会社 御中

光市長

## 資機材供給要請書

災害時における応急対策資機材の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり資機材の供給を要請します。

## 記

資機材名	数量	搬入日時	搬入(設置)場所	備考

## 光市 連絡担当者

所 属	
職名・氏名	
連 絡 先	

## ○災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定 (光環境整備株式会社、熊谷興業株式会社、有限会社大和清掃興業)

光市(以下「甲」という。)と光市し尿収集運搬許可業者(以下「乙」という。)は、光市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時においてし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「し尿等」とは、し尿及び浄化槽汚泥その他の汚水をいう。

2 この協定において「協定業務」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策本部が開設した避難所に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬
- (2) 災害により被害を受けた家屋に設置された便槽内のし尿等の収集運搬
- (3) 前2号に掲げるものほか災害により処理不能となったし尿等の収集運搬

(協定業務の要請)

第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、乙に対し協定業務を要請するものとする。

(要請手続)

第4条 前条に規定する甲の乙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 要請内容
- (2) 実施場所
- (3) その他必要事項

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲から要請があったときは、その緊急性に鑑み、必要な人員及び車両を調達し、甲の指示に基づき、優先的に協定業務に当たるものとする。

2 乙は、甲から要請を受け協定業務を実施したときは、実施後速やかに次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 実施場所
- (2) 住所及び世帯主氏名(法人にあっては、所在地、法人名及び代表者氏名)
- (3) 作業年月日
- (4) 収集量及び料金
- (5) その他必要な事項

## （費用負担）

第6条 協定業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格（特別料金は含まない。）を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （費用の支払）

第7条 甲は、乙の請求に基づき、前条の費用を速やかに支払うものとする。

- 2 甲は、前条の費用の支払について予算措置を必要とする場合は、前項の規定にかかわらず予算措置後、速やかに支払うものとする。

## （平常時の情報交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

- 2 乙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

## （災害時の情報交換）

第9条 甲は、第3条に規定する要請を行う必要が生じたときは、速やかに乙に対し、市内の被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、第3条に規定する要請を受けたときは、前項の情報に基づき、協定業務の実施体制について、甲に情報を提供するものとする。

- 3 甲及び乙は、協定業務が円滑に行われるよう、情報の共有に努めるものとする。

## （損害補償及び損害賠償）

第10条 協定業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

- 2 乙は、甲の責に帰さない事由により、協定業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

## （協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

## （有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年11月19日

甲 光 市  
光市長 市 川 熙

乙 光市浅江七丁目15番10号  
光環境整備株式会社  
代表取締役社長 石田 達 矢

光市光井九丁目8番36号  
熊谷興業株式会社  
代表取締役 熊 谷 朝 和

光市大字塩田3153番地  
有限会社大和清掃興業  
代表取締役 友 利 サカヨ

## ○災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定（ワールド動物病院、光動物愛護病院、菅原獣医科医院、かわの動物病院）

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、必要であると認めるときは、乙に対し、次の事項に関して支援活動等の協力を要請することができる。

（1）ペット同行避難所における動物の回診・健康相談等に関すること。

（2）物資の供給に関すること。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の履行）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な業務を実施するものとする。

2 甲と乙は業務を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（業務の終了）

第5条 乙は、業務の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して業務を終了するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、原則として甲に業務に要する経費負担を求めないものとする。

2 費用の発生する医療行為を行う場合の経費は、当該動物の飼い主が負担するものとし、乙は、医療の開始前に飼い主と協議するものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素からの情報交換及び防災訓練の参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月1日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市浅江五丁目19番10号  
ワールド動物病院  
院長 福島 隆 雅

光市虹ヶ浜三丁目8番28号  
光動物愛護病院  
院長 弘津 和 之

光市浅江二丁目12番11号  
菅原獣医科医院  
院長 菅原 淳 也

光市大字小周防1497番地  
かわの動物病院  
院長 河野 節 子

別記様式1 (第3条関係)

年 月 日

様

光市長

## ペット同行避難所における協力要請について

災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

## 1 要請する支援活動等の内容

- ペット同行避難所における動物の回診・健康相談等に関すること。  
 物資の供給に関すること。

## 2 協力を要請する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

## 3 要請する物資

物資名	数量	引渡場所	備考

光市 連絡担当者

所 属	
職名・氏名	
連絡先	

## ○災害時避難施設における情報の提供に関する協定 (株式会社バカン)

光市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、光市の災害に備え、甲が光市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

(本協定の実施内容)

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、光市の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

(費用の負担)

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

(二次利用)

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(本協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義等の決定)

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年7月8日

甲 光 市  
光市長 市 川 熙

乙 東京都千代田区永田町二丁目17番3号  
住友不動産永田町ビル2階  
株式会社バカン  
代表取締役 河 野 剛 進

## ○光市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定 (大塚製薬株式会社)

光市（以下「甲」という。）及び大塚製薬株式会社（広島支店取扱い：以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な連携を図り、協働による取組を推進することにより、光市民（以下「市民」という。）の福祉の向上及び地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）市民の健康づくりの推進に関すること
- （2）熱中症予防に関すること
- （3）食育の推進に関すること
- （4）災害支援に関すること
- （5）スポーツ振興に関すること
- （6）その他、市民サービスの向上及び地域の活性化に関すること

（連携事項推進のための協議等）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

2 連携事項について甲乙間における個別の協定、契約等が締結され、本協定と異なる事項を定めた場合には、当該個別の協定、契約等の規定が本協定に優先するものとする。

3 連携事項の具体的な内容及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決めることとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定内容の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議し合意の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならず、連携事項の検討及び実施以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める責務を負うものとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の

上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月29日

甲 山口県光市中央六丁目1番1号  
光市  
光市長 市川 熙

乙 広島県広島市西区楠木町一丁目14番31号  
大塚製薬株式会社  
広島支店長 前田 朋明

## ○災害時における物資供給等に関する協定（株式会社ジュンテンドー）

光市（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給及び平常時の防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資の調達を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）日用品等（トイレ関係用品を含む。）
- （2）作業関係用品
- （3）冷暖房機器及び電気用品等
- （4）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第4条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別記第1号様式により文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

（物資の価格及び支払）

第5条 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、甲が指定する場所まで乙が物資を納品する運送費用は乙の負担とする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、甲の指定する場所において物資を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。

2 乙は、物資を納品した場合、速やかに別記第2号様式により報告するものとする。

（平常時の協力）

第7条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- （1）甲が実施する防災啓発事業
- （2）甲が実施する防災訓練への参加
- （3）甲と乙が共同して行う防災啓発事業

（担当者名簿の作成）

第8条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月27日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 島根県益田市遠田町2179番地1  
株式会社ジュンテンドー  
代表取締役社長 飯塚 正

別記第1号様式 (第4条関係)

年 月 日

## 災害救助物資調達要請書

株式会社ジュンテンドー 様

光市長

「災害時における物資供給等に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

## 1 災害の状況

## 2 応援を必要とする物資の内容等

必要とする物資の内容	数 量	物資の引渡場所	運搬方法	備 考

別記第2号様式 (第6条関係)

年 月 日

## 災害救助物資調達報告書

光市長 様

株式会社ジュンテンドー

「災害時における物資供給等に関する協定書」に基づき、下記のとおり物資を納品しましたので報告します。

記

物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関する協定（社会福祉法人ひかり苑）

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 ひかり苑（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営及び施設等の提供の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第3条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うこと、及び乙の管理する施設等の提供の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第4条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 日常生活において特別な配慮を必要とする者のうち、市内在宅の知的障害又は軽度の精神障害を有する者であって、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じる者をいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、乙の運営する障害者支援施設ひかり苑（所在地：山口県光市光ヶ丘3番17号）において、次の各号の協力を行うものとする。

- (1) 福祉避難所の設置・運営
  - (2) 被災者等に対する入浴施設の開放
- 2 前項第2号の協力について、甲が乙に対して協力の要請を行い、実施方法等について甲乙協議の上、実施するものとする。

（利用対象者）

第4条 前条第1項第1号の規定により設置する福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められる者とする。

- (1) 第2条第2号に定める要援護者に該当する者。ただし、乙が対応可能な範囲において、知的障害又は軽度の精神障害以外の障害を有する者が利用することを妨げない。
  - (2) 要援護者の親族等であって、福祉避難所で要援護者と避難生活を送ることにより、当該要援護者の安定した避難生活の確保に寄与する者
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。
- 3 前条第1項第2号の規定により開放される入浴施設を利用することができる者は、障害を有する

者とする。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が避難情報を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。

3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

4 福祉避難所の設置期間は、避難情報の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

(福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。

ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者又は要援護者の親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

3 乙は要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなると認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 第3条第1項第1号の協力を要した費用について、甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者又は要援護者の親族等の負担とする。

2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

3 第3条第1項第2号の協力を行った場合における経費は、乙の負担とする。

(平常時における連携)

第12条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、本協定に基づく協力を実施する場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らすてはならない。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月4日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 山口県光市岩狩三丁目1番2号  
社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 河野 亨

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

被災者等に対する入浴施設開放の協力要請について

災害時における施設等の提供の協力に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 災害の種類及び理由

- ・ 地震による被災
- ・ 台風による被災
- ・ 大雨による被災
- ・ その他の災害による被災 ( )

2 協力を要請する期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

### 記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難情報を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑

理事長 様

光市長

### 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

1 施設名

2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの利用状況	
医療サービスの利用状況	

様式第4号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

### 記

- 1 当初開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 2 延長後開設期間  
年 月 日 から 年 月 日
- 3 使用施設
- 4 延長の理由
- 5 その他

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

社会福祉法人 ひかり苑  
理事長 様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## ○災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定（光アニマルケアクリニック）

光市（以下「甲」という。）と光アニマルケアクリニック（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、必要であると認めるときは、乙に対し、次の事項に関して支援活動等の協力を要請することができる。

- （1）ペット同行避難所における動物の回診・健康相談等に関すること。
- （2）物資の供給に関すること。

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（業務の履行）

第4条 乙は、要請を受けた事項に関して、可能な限り、誠意を持って必要な業務を実施するものとする。

2 甲と乙は業務を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（業務の終了）

第5条 乙は、業務の必要がなくなったと判断したときは、甲と協議して業務を終了するものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、原則として甲に業務に要する経費負担を求めないものとする。

2 費用の発生する医療行為を行う場合の経費は、当該動物の飼い主が負担するものとし、乙は、医療の開始前に飼い主と協議するものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、本協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素からの情報交換及び防災訓練の参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月22日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 光市室積神田3番20号  
光アニマルケアクリニック  
院長 二條久保 静香

別記様式1 (第3条関係)

年 月 日

様

光市長

## ペット同行避難所における協力要請について

災害時におけるペット同行避難所の運営に係る支援に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

## 1 要請する支援活動等の内容

- ペット同行避難所における動物の回診・健康相談等に関すること。  
 物資の供給に関すること。

## 2 協力を要請する期間

年 月 日 ～ 年 月 日

## 3 要請する物資

物資名	数量	引渡場所	備考

光市 連絡担当者

所 属	
職名・氏名	
連 絡 先	

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 （社会福祉法人光仁会）

光市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 光仁会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第5条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第6条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

（対象施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

（対象者）

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であって、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であって、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

（福祉避難所の設置）

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が避難情報を発令した場合であって、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議にあたっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙

に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- 4 福祉避難所の設置期間は、避難情報の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

(福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

- 2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。
- 3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなると認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

- 2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

(平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月12日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 周南市城ヶ丘三丁目6番1号  
社会福祉法人 光仁会  
理事長 市川 喜久子

## 別表 (第3条関係)

## 福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
地域密着型特別養護老人ホームひいらぎ	光市光井九丁目8番30号	0833-71-6155
ショートステイひいらぎ	光市光井九丁目8番30号	0833-71-6155

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

社会福祉法人光仁会

理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

### 記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難情報を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人光仁会

理事長 様

光市長

## 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

## 記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの利用状況	
医療サービスの利用状況	

様式第3号 (第5条関係)

年 月 日

社会福祉法人光仁会

理事長

様

光市長

## 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

### 記

1 当初開設期間

年 月 日 から 年 月 日

2 延長後開設期間

年 月 日 から 年 月 日

3 使用施設

4 延長の理由

5 その他

様式第4号 (第9条関係)

年 月 日

社会福祉法人光仁会

理事長

様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書」第9条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他

## ○災害時におけるバス利用に関する協定書 (株式会社アサヒ観光)

光市（以下「甲」という。）と株式会社アサヒ観光（以下「乙」という。）とは、災害時における乙が所有するバス（以下「バス」という。）の利用及び平常時の防災活動に関し、次のとおり協定を締結した。

(趣旨)

第1条 この協定は、光市内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、次の各号について要請することができる。また、乙はこの要請について可能な限り実施するよう努めるものとする。

- (1) 被災者等（滞留者を含む）の輸送及び保護
- (2) 一次的な避難所としてのバス利用
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送
- (4) ボランティア従事者の輸送
- (5) その他市が要請する車両による支援

(要請の方法)

第3条 前条に掲げる協力の要請は、原則として別記第1号様式により文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに別記第1号様式の文書を交付するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の定めにより要請を受けた業務を開始又は完了したときは、甲に対して報告をするものとする。

2 乙は、要請業務の実施に伴い事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(物資の価格及び支払)

第5条 要請業務に要する費用は、災害時等の直前における適正な額を基準として、甲及び乙が協議の上決定するものとし、その支払については、甲乙協議の上、速やかに行うものとする。

(平常時の協力)

第6条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲と乙が共同して行う防災啓発事業

(担当者名簿の作成)

第7条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、

相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間の満了の1箇月前までに甲又は乙が各相手方に対し格段の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

この協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年7月1日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 柳井市伊陸7349-1  
株式会社アサヒ観光  
代表取締役社長 河重 敏一

別記第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

バス配車要請書

株式会社アサヒ観光 様

光市長

「災害時におけるバス利用に関する協定書」( 年 月 日締結) 第3条の規定に基づき、  
下記のとおり要請します。

記

1 配車日時

年 月 日 時 分

2 配車場所

- (1) 施設名称等
- (2) 所在地
- (3) 案内図 ※別添のとおり
- (4) 現地連絡者名及び電話番号

3 配車台数及び車種

リフト付大型バス	台
大型バス	台
中型バス	台
小型バス	台
その他 ( )	台
合計	台

4 特記事項

連絡先 光市防災危機管理課  
電話  
担当者

(別紙)

年 月 日

## 事務担当者名簿

## 災害対策に関する事務担当者名簿

企 業 ・ 団 体 名	
本 社 所 在 地	
代 表 者 名	

株式会社アサヒ観光		(部署名)	(固定電話) (FAX)
順位	職名・氏名	連絡先	
		(勤務時間内)	左記以外
1			
2			
3			

光市		総務部防災危機管理課	
順位	職名・氏名	連絡先	
		平日 8:30~17:15	左記以外
1			
2			
3			

## ○電気自動車を活用したまちづくりに関する包括連携協定 (日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友三井オートサービス株式会社)

光市(以下「甲」という。)、日産自動車株式会社(以下「乙」という。)、山口日産自動車株式会社(以下「丙」という。)、住友三井オートサービス株式会社(以下「丁」という。)は、相互に連携し、公用車管理の合理化による電気自動車の導入可能性の調査・研究及び電気自動車を活用した脱炭素化と災害に強い都市づくり、その他、電気自動車を活用した地域課題の解決に取り組むことを目的とし、以下の通り連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

### (連携事項)

- 第1条 甲、乙、丙及び丁は、前文の目的を達成するため、互いに持つ資源やノウハウ等を活用し、次に掲げる事項について連携するものとする。
- (1) 公用車管理の合理化による電気自動車の導入可能性の調査・研究に関する事項
  - (2) 電気自動車の普及促進に関する事項
  - (3) 災害時の支援に関する事項
  - (4) ボランティア交通のEV化に向けた検討に関する事項
  - (5) その他、甲、乙、丙及び丁が協議し必要と認める事項
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項各号に定める連携内容や役割分担等の具体的詳細について、別途協議又は覚書を締結することにより取り決めるものとする。
- 3 甲、乙、丙及び丁は、本条に定める連携事項によって得られた結果を発信する場合、事前に他の当事者の承諾を得るものとする。
- 4 甲、乙、丙及び丁は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自ら誠実に遂行するものとする。ただし、本条の定めは、甲、乙、丙及び丁に対して法的義務を課すものではなく、相手方から提供を受けた情報等に不備等があった場合でも、互いに損害の賠償を求めることはできないものとする。

### (法的義務等)

- 第2条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ本協定の当事者の承諾を得た場合及び、第1条第1項(1)においては、丁が丁の子会社であるSMAサポート株式会社に本協定の目的に必要な範囲において情報を提供する場合は、この限りでない。
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項の情報のうち個人情報にあたる情報が存在する場合は、関係法令を遵守し、特に適切に取扱わなければならない。

### (暴力団排除)

- 第3条 甲、乙、丙及び丁は、この協定の締結時において、自己(役員及び従業員を含む。以下本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力

団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 甲、乙、丙及び丁は、他の当事者が前項の表明、確約に違反したと合理的な根拠に基づき認めるときは、書面による通知をもって直ちに当該当事者をこの協定から除名することができるものとする。

（本協定書の変更）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、書面により合意することで本協定書の内容を変更することができる。

- 2 甲、乙、丙及び丁のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、解除予定日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。この場合、甲、乙、丙及び丁は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めるとはできないものとする。

（協定期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の3か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれも本協定を終了又は変更する意思表示を行わないときは、本協定の期間を更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	山口県光市中央六丁目1番1号 光市 市 長 市 川 熙
乙	神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地 日産自動車株式会社 理 事 後 藤 収
丙	山口県山口市大内千坊六丁目2番1号 山口日産自動車株式会社 代表取締役社長 末 富 健 作
丁	東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 住友三井オートサービス株式会社 取 締 役 社 長 佐 藤 計

(様式第1号)

年 月 日

宛

光市長

## 災害時における協力要請書

標記について、「電気自動車を活用したまちづくりに関する包括連携協定覚書」第3条1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害発生日 年 月 日

2 災害の内容

3 使用開始希望日 年 月 日

4 電気自動車の貸与希望

	台数	備考（貸与を必要とする場所・期間等）
電気自動車	台	

5 充電スタンドの使用希望

	希望有無	備考（期間等）
充電スタンド		

6 担当者

所 属：

役職・氏名：

電話番号：

FAX番号：

7 その他の要請及び連絡事項等

--

(様式第2号)

年 月 日

光市長宛

所在地  
名称責任者名  
電話番号

## 災害時における支援活動報告書

貴市からの要請により支援活動を実施したので、「電気自動車を活用したまちづくりに関する包括連携協定覚書」第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

## 記

## 1 支援活動の項目・内容等

2 期間 \_\_\_\_\_年 月 日( ) ~ \_\_\_\_\_年 月 日( )

## 3 担当者

所属:

役職・氏名:

電話番号:

FAX番号:

## 4 備考

(様式第3号)

年 月 日

## 連絡調整者名簿

企業・団体名	光市
所属:	
役職:	
氏名:	
勤務先電話:	
携帯電話:	
Eメールアドレス:	

企業・団体名	日産自動車株式会社
所属:	
役職:	
氏名:	
勤務先電話:	
携帯電話:	
Eメールアドレス:	

企業・団体名	山口日産自動車株式会社
所属:	
役職:	
氏名:	
勤務先電話:	
携帯電話:	
Eメールアドレス:	

※この名簿に記載の個人情報は、この覚書に必要な範囲内でのみ利用されます。

## ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (医療法人睦会)

光市（以下「甲」という。）と医療法人睦会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置・運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第7条 この協定は、光市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部に福祉避難所を設置し、乙がその運営を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第8条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 要援護者 高齢者、障害者等であつて、日常生活において特別な配慮を必要とするものをいう。
- (3) 福祉避難所 甲が指定する福祉又は医療サービスを提供するための物資、器材及び人材が整い、災害時等において要援護者の避難所として機能を有する施設をいう。
- (4) 指定避難所 光市地域防災計画に定める避難施設をいう。

(対象施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 福祉避難所に避難できる者は、甲が実施する実態調査等により、次のいずれかに該当すると認められるものとする。

- (1) 市内在宅の要援護者であつて、指定避難所での避難生活に著しく困難が生じるもの
  - (2) 前号の要援護者の親族等であつて、福祉避難所で当該要援護者と避難生活を送ることにより、要援護者の安定した避難生活の確保に寄与するもの
- 2 前項第2号に該当する者は、必要最低限の人数とし、乙が定める。

(福祉避難所の設置)

第5条 甲は、災害時等において必要と認めるときは、乙と協議の上、福祉避難所を設置することができる。この場合において、福祉避難所の設置は、甲が避難情報を発令した場合であつて、福祉避難所に避難する対象者が生じた場合とする。

- 2 乙は、前項の協議に当たっては、可能な範囲で福祉避難所を設置するよう努めるものとする。
- 3 甲は、第1項の協議の結果、福祉避難所を設置し、要援護者の受入れを要請する時は、乙に対し福祉避難所の設置及び要援護者の住所、氏名、心身の状況等を書面にて通知するもの

とする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

- 4 福祉避難所の設置期間は、避難情報の発令期間内であって、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、設置期間を延長するものとする。

(福祉避難所への移送)

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、当該要援護者の親族、近隣居住者等が行うものとする。ただし、親族等により移送することが困難な場合は、甲が福祉避難所管理者、福祉タクシー事業者等の協力により実施するものとする。

(福祉避難所の運営)

第7条 福祉避難所の運営は、甲の指示のもと乙が行うものとする。

- 2 甲は、乙に対し、情報の提供その他福祉避難所の運営に関し必要な協力を行うものとする。

(福祉避難所の業務)

第8条 乙は、福祉避難所として要援護者を収容したときは、要援護者、親族等の相談及び日常生活上の支援を行うものとする。

- 2 乙は、要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援を行うものとする。

- 3 乙は、要援護者が常時介護又は治療が必要となった場合は、施設入所又は病院への入院をするための関係機関との連絡調整を行うものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、福祉避難所の設置の必要がなくなると認めたときは、乙に対し福祉避難所の閉鎖を通知するものとする。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、福祉避難所の運営に係る費用等を支払うものとする。ただし、食事代、おむつ代、クリーニング代、日用品費等については、要援護者の負担とする。

- 2 乙は、甲に対し費用を求めるときは、その内容を書面により明らかにするものとする。

(平常時における連携)

第11条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害時等の協力体制等に関し、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月28日

甲 光市  
光市長 市川 熙

乙 岡山県赤磐市長尾15番地  
医療法人睦会  
理事長 内田 良幸

別表 (第3条関係)

福祉避難所として指定する施設

施設名称	所在地	電話番号
介護老人保健施設 ナイスケアまほろば	光市大字岩田2477番地	0820-49-1111

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

医療法人睦会

理事長 様

光市長

## 福祉避難所設置通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を設置することを通知します。

記

1 設置日時

年 月 日 時 分から

※ 福祉避難所の設置期間は、避難勧告又は避難指示を発令した場合であって、災害発生から7日以内とする。

2 使用施設

3 その他

様式第2号 (第4条関係)

年 月 日

医療法人睦会

理事長

様

光市長

## 要援護者受入れ要請書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所への要援護者の受入れを要請します。

記

## 1 施設名

## 2 要援護者

氏名		生年月日	年 月 日 (才)
住所		性別	
緊急連絡先			

## 3 支援者

氏名		性別	
住所		連絡先	
要援護者との続柄			

## 4 心身の状況等

心身の状況	
福祉サービスの 利用状況	
医療サービスの 利用状況	

様式第3号 (第4条関係)

年 月 日

医療法人睦会

理事長

様

光市長

## 福祉避難所設置期間延長通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」第4条第4項の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所の開設期間を延長することを通知します。

記

1 当初開設期間

年 月 日 から 年 月 日

2 延長後開設期間

年 月 日 から 年 月 日

3 使用施設

4 延長の理由

5 その他

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

医療法人睦会

理事長

様

光市長

## 福祉避難所閉鎖通知書

「災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定」第8条の規定に基づき、下記のとおり福祉避難所を閉鎖することを通知します。

記

1 閉鎖日時

年 月 日 時 分

2 使用施設

3 その他



## 〔様式等〕

## ○被害状況報告様式（市町→県）

## 被害発生報告書

## 1 報告機関等

● 災害名 [ ]

(第報年 月 日 時 分 現在)  
(確定報

市町名：	部課名：
記入者名：	電話：

## 2 災害発生状況

## (1) 人的被害

区分	人員	氏名・年齢、被災の概要
死者	人	
行方不明	人	
重傷者	人	
軽傷者	人	

## (2) 住家・非住家被害

区分	棟	世帯	人	被災の概要
住家	全壊			
	半壊			
	一部損壊			
	床上浸水			
	床下浸水			
非住家	全壊			
	半壊			

## (3) その他公共施設等

## ① 道路被害

区分	路線名	場所・区間	原因	規制	規制開始・解除時間
国 道 市 町	道 道	場所	事前規制 崩土 その他	全 面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩土 その他	片 側	規制解除 月 日 時 分
国 道 市 町	道 道	場所	事前規制 崩土 その他	全 面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩土 その他	片 側	規制解除 月 日 時 分
国 道 市 町	道 道	場所	事前規制 崩土 その他	全 面	規制開始 月 日 時 分
		区間 ~	崩土 その他	片 側	規制解除 月 日 時 分

## ② 河川被害

河川名	発生場所	概要等

## ③ ため池被害

ため池名	発生場所	概要等

## ④ 土砂崩れ被害

発生場所	概要等

⑤ ライフライン被害

断水	地域	世帯	発生日時	復旧日時
	地域	世帯	発生日時	復旧日時
停電	地域	世帯	発生日時	復旧日時
	地域	世帯	発生日時	復旧日時
電話不通	地域	世帯	発生日時	復旧日時
	地域	世帯	発生日時	復旧日時

3 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部等の設置状況

区分	設置日時	廃止日時
災害対策本部	月 日 時 分	月 日 時 分
その他の体制 ( )	月 日 時 分	月 日 時 分
その他の体制 ( )	月 日 時 分	月 日 時 分

(2) 避難措置状況

① 避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

② 避難勧告

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

③ 自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時

(3) 消防機関等の出動状況

区分	地域	目的	日時		出動人員等(延)	
			出動	撤収	人員(人)	車両(台)
消防職員						
消防団員						
市町職員						

4 その他

--

## 被害報告要領

### 1 報告内容について

災害応急対応について、市町のみでは対応が困難な場合、県、国等の防災関係機関の応援活動が必要となる。速やかな応援活動が実施できるように、次の場合はその概要を直ちに県へ報告すること。

(1) 被害が発生したとき

速やかに対応できるよう発生直後すぐに「被害の概要」、「市町等がとった措置」等を報告すること。

- (2) 巡回等の結果、被害発生の兆候など異常現象等を発見したとき。  
 (3) 住民等から被害発生の兆候など異常現象等の連絡があったとき。  
 (4) 避難勧告・指示（住民の自主避難を含む。）があったとき。

### 2 報告方法について

報告は、電話又はファクシミリにより直ちに連絡すること。

ファクシミリの報告の場合、様式「被害発生報告書」により報告できる場合は、本要領中「3 被害発生報告書による報告」に従い報告すること。

### 3 被害発生報告書による報告

「被害発生報告書」により報告する場合は、下記に従い必要事項を記入の上報告すること。

(1) 「1 報告機関等」

- ア 「●災害名」については、「○月○日～○月○日の大雨」、「台風○号」など、名称で災害が特定できるように記入する。  
 イ 「第○報○年○月○日 ○時○分 現在」を記入する。確定報であれば、「確定報」を○で囲み「○年○月○日」を記入する。  
 ウ 「市町名」、「記入者名」、「電話番号」を記入する。

(2) 「2 被害発生状況」

ア 「(1) 人的被害」

「災害による被害報告について(昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官)」により記入する。住所、氏名、年齢、性別、被災の原因等についても記入する。

イ 「(2) 住家・非住家被害」

「災害による被害報告について(昭和45年4月10日付け消防防災第246号消防庁長官)」により記入する。被災した住家・非住家の住所、被災状況等の概要についても記入する。

ウ 「(3) その他公共施設等」

(ア) 「① 道路被害」

国道、県道、市町道で通行止めがあった場合、該当の「区分」を○で囲み、「路線名」、崩土等の発生した「場所」、規制された「区間」、被災等の「原因」、「規制の開始・解除時間」を記入する。

(イ) 「② 河川被害」

堤防決壊、越水等があった場合、「河川名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(ウ) 「③ ため池被害」

堤体の決壊、越水等があった場合、「ため池名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(エ) 「④ 土砂崩れ被害」

土砂崩れ被害が発生した場合、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。

(オ) 「⑤ ライフライン被害」

断水、停電、電話の不通があったとき、その状況を記入。

(3) 「3 災害に対してとられた措置の概要」

ア 「(1) 災害対策本部等の設置状況」

災害対策本部、第一警戒体制、第二警戒体制等の体制をとった場合には、設置・廃止の日時を記入する。

災害対策本部以外の体制は、その他の体制にその体制名を記入する。

イ 「(2) 避難措置状況」

(ア) 「① 避難指示」

災害対策基本法第60条の避難指示を発令したとき、その内容を記入する。

(イ) 「② 避難勧告」

災害対策基本法第60条の避難勧告を発令したとき、その内容を記入する。

(ウ) 「③ 自主避難」

災害対策基本法第60条に規定される避難指示、避難勧告以外の自主的な避難があった場合に記入する。

ウ 「(3) 消防機関等の出動状況」

消防職員、消防団、市町職員別に活動状況を記入する。

(4) 「4 その他」

上記項目以外の被害の発生、災害の応急対応など、特に報告の必要があるものについて記入する。

※ 被害の概要等について本様式に書き込めない場合は、別紙を作成、添付し送付すること。

被害の数値は累計することとし、報告時点の最新数値を記入すること。

4 配備体制解除後の対応について

各市町においてとられた配備体制を解除したときは、必ず「被害発生報告書」の3の(1)に「体制を解除したこと」を記入の上、「被害の状況」等も記入しファクシミリで報告すること。

## ○火災・災害等即報要領直接即報様式

(市町村→消防庁)

## 第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		m <sup>2</sup>	
	階層		延べ面積		m <sup>2</sup>	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
					建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)		
			重症 人( 人) 中等症 人( 人) 軽症 人( 人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材	
	事業所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		その他		人	
	消防本部(署)		百人		
	消防団		百人		
	消防防災ヘリコプター		機		
	海上保安庁		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		自衛隊	人		
		その他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 _____										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





## ○被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷者） 1カ月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷者） 1カ月未満で治療できる見込みの者 ※重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。なお、上蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 （1）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 （2）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 （3）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿者、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿者等を1世帯として取り扱う。）
	全壊 （全焼・全流失）	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 （半焼・半流失）	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

	一部損壊	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラスが2～3枚割れた程度のもは除く。	
	床上浸水	その住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度浸水したもの。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。 なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみ記入し、被害の区別は、住家に対する全壊、半壊の例により判定するものであること。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物。	
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。	
その他の	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。	
	畑の流失、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。	
	道路	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
		損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要となったものとする。	
	河川	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		堤防決壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
		越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
その他		破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処置が必要なものとする。	
港湾・漁港	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。		

そ の 他	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。
	崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石及び土石の流出等いわゆる山津波により、人命、人家及び公共建物に被害があったものをいう。
	水道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。
	清掃施設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	鉄道不通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運航が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	電話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
罹災者	水道	上水道又は飲料水供給施設で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。
	罹災所帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。
	罹災者	罹災世帯の構成員をいう。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同施設をいう。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設をいう。



## ○山口県内広域消防応援の要請

様式1(第5章1関係)

## 山口県内広域消防応援の要請

文 書 番 号

平成 年 月 日

山口県知事 様

光市長

## 県内広域消防応援の要請について

山口県内広域消防応援計画に基づき、次のとおり応援要請を行います。

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 時 分頃			
災 害 発 生 場 所	光市 付近			
災 害 の 種 別 ・ 状 況				
人 的 ・ 物 的 被 害 の 状 況				
応 援 要 請 日 時	平成 年 月 日 時 分			
必 要 応 援 部 隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する隊数を記入する。)	部 隊 種 別			
	消 火 部 隊		特 殊 災 害 部 隊	毒 劇 物 等 対 応 隊
	救 助 部 隊			N 災 害 対 応 隊
	救 急 部 隊			B 災 害 対 応 隊
	後 方 支 援 部 隊			C 災 害 対 応 隊
	指 定 な し			大規模危険物火災等対応隊
				密閉空間火災等対応隊
		特 殊 装 備 部 隊	水 難 救 助 隊	
			そ の 他 の 部 隊	
応援隊の集結場所・被災地への到達ルート		決定 (添付書類 部) ・ 未決定		
指揮体制及び無線運用体制		決定 (添付書類 部) ・ 未決定		
その他の情報 (必要資機材・装備等)				
その他の添付書類				
連 絡 責 任 者	市町等名	担当課	職	氏 名
	NTT回線電話 :		NTT回線FAX :	

○緊急消防援助隊応援要請連絡

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

	応援等の要請		増隊要請 (第 報)
	○○ 年 月 日 時 分		

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	山口 都道府県 光 市区町村
応援等要請日時	○○ 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

## ○放送要請書

## 放 送 要 請 書

項 目	内 容
放送要請の理由	
放 送 事 項	
放 送 日 時	( 月 日 随時 即時)
系 統	(県下一円) (〇〇地区を主体) (テレビ・ラジオ)
そ の 他	

上記のとおり要請します。

年 月 日

様

光市長

印

※A4判とする。

## ○自衛隊災害派遣要請依頼書

年 月 日

災害派遣要請者 あて

発 信 者 名

### 自衛隊の災害派遣について（要請）

自衛隊法第83条により、下記のとおり、自衛隊の災害派遣を要請します。

#### 記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由  
災害の状況（特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）  
派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容  
派遣を希望する区域  
連絡場所及び連絡職員  
活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）
- 4 その他参考となるべき事項  
集結地、ヘリポートの状況等

## ○災害派遣発生情報報告様式

## 災 害 派 遣 発 生 情 報

受理	月 日 時 分		送話者			
患者	住 所		氏 名	性別	生年月日 (年齢)	職業
				男女		
両親	(患者が子供の場合のみ記入)		父			
			母			
<p>内 容</p> <p>1 事態の発生理由及び状況</p> <p>a 病気(事故)発生日時 年 月 日 時 分</p> <p>b 病気(事故)場所</p> <p>c 病名</p> <p>d 医療処置状況</p> <p>e 患者の所在地</p> <p>2 現地病院等名及び医師名</p> <p>f 病院等名 g 医師名</p> <p>3 収容先病院等</p> <p>h 病院等名 i 場 所</p> <p>4 派遣を要請する種類</p> <p>j ヘリコプター 機 又は その他 機</p> <p>5 派遣要請区間 k ~ l</p> <p>6 航空機到着場所から収容病院までの救急車の派出機関 m</p>						
7 搭乗者	区分	氏 名	生年月日 (年齢)	搭乗区間 ~		
	医 師					
	看 護 師					
8 付き添い	患者との 続 柄	氏 名	生年月日 (年齢)	搭乗区間 ~		
<p>9 着陸地(災害派遣地)の状況</p> <p>(1) 着陸地の広さ</p> <p>(2) 表面の状態</p> <p>(3) 付近の障害物</p> <p>(4) 風の方向及び強さ</p> <p>(5) 著名物標の見え具合</p>						

## ○山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要請市町等	市町等名 電話	発信者 Fax
2	緊急運航事態種別	(1)火災 (2)救助 (3)災害応急 (4)その他 ( )	
3	要請内容	(1)消火 (2)救助 (3)物資輸送 (4)偵察 (5)その他 ( )	
4	発生場所	(市・町) 目標 離着陸場所 給水場所	
5	発生日時	年 月 日 ( ) 時 分頃	
6	事故概要又は災害概要	(要請を必要とする理由、活動内容、受け入れ体制、救助の場合その原因、状況、人数等)	
7	必要資機材		
8	災害現地の気象状況	天候 視程	風向 m 雲高
		風速 m	m/sec 気温 ℃ 気象予警報 ( )
9	出場先 離着陸場	場所 目標 (名称)	
10	現地搭乗者	(有・無) 所属	職名 氏名
11	現場指揮者	所属	職名 氏名
12	現地との通信手段	無線種別 (全国波・県内波・その他 ) コールサイン	
13	他のヘリの活動要請	(要請の有・無) 機関名	要請枚数
		要請日時	年 月 日 ( ) 時 分
14	その他必要な事項	(物資搬送の場合は搬送先、物資の大きさ・重量等)	

※地図 (目標) を添付してください

受信者

次については、出動決定した後に消防防災航空センターから連絡します。

15	運航指揮者	指揮者名	出動者数	(内隊員 名)
16	通信手段	(全国波・県内波・その他 ) コールサイン		
17	要請元到着予定時間	年 月 日 ( ) 時 分		
18	活動予定時間	時間 分		
19	特記事項			
山口県消防防災航空センター 電話 0836-37-6422 消防防災航空センターに連絡がとれない場合 Fax 0836-37-6423 山口県庁 083-933-2367 [休日夜間 083-933-2390]				

## ○学校被害状況報告様式

## 被害状況報告（第 報）

平成 年 月 日 時 分現在

（市町又は県私立施設名 ）

## 1 人的被害等

被害種別	被害内訳（人）				備考
	園児・児童・生徒	教職員	その他一般	計	
死者					
行方不明者					
重傷者					
軽傷者					
計					
帰宅出来ない人数 （保護者へ引渡出来ない者）	（在校生 ）				

## 2 施設及び設備等被害

名称及び被害場所	被害額（千円）	被害状況及び復旧見込み時期

注）施設区分ごとに記入のこと。

県立学校については実習産物等の被害についても計上すること。

## 3 教科書等の文房具被害

区分	児童生徒数	備考
計		

注）区分には学校種別、備考には被害を受けた文房具等の種別を記入のこと。

## 4 その他

学校名	食料	飲料水	寝具の確保状況
	日分	リットル	

注）提出先 県立学校（大学を除く）……………県教育庁教育政策課

市町教育委員会……………県教育庁学校運営・施設整備室

県立大学及び私立学校……………県総務部学事文書課

## ○休校状況報告様式

## 休校状況報告（第 報）

平成 年 月 日 時 分現在

（県立(市町私立)学校名： ）  
（教育事務所名： ）

月 日（ ）

学 校 名	休 校	授業時間短縮	授業開始の遅れ	備 考

注) 分校を含めて報告のこと

上記において授業再開の支障となる事項

学 校 名	支 障 と な る 事 項

注1) 提出先

- ・ 県立学校（大学を除く）……………県教育庁教職員課
- ・ 市町教育委員会……………県教育庁学校運営・施設整備室
- ・ 県立大学及び私立学校……………県総務部学事文書課

注2) 私立学校にあつては「県立（市町私立）学校名」欄に法人名を記入し、教育事務所名は記入不要とする。

## ○水防活動状況報告書

(管理団体に水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

㊦

管理団体名								特定非指定の別				
水防実施時の台風豪雨名								報告年月日	平成	年	月	日
場所	川(左、右)岸 地先 m							管理団体分	県支出分	計		
日時	自	年	月	日	時	時	人件費				手当	
出動人員数	水防団員	消防団員	その他	計	経費	物件費	資材費					
	人	人	人	人			器材費					
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m							燃料費				
								雑費				
								計				
								合計				
								土のう袋	枚	枚	枚	
水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	ブルーシート	枚	枚	枚	
	効果	m	ha	ha	戸	m	m	ロープ	巻	巻	巻	
被害	m	ha	ha	戸	m	m	人	丸太	本	本	本	
							鉄線	m	m	m		

他の団体よりの応援の状況		立退きの状況及びそれを指示した理由	
居住者の出動状況		水防功労者の氏名、年齢、所属及びその功績概要	
警察の援助状況		堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況	
現場の指導者職氏名		水防活動に関し今後改善すべき点等の意見	
水防関係者の死傷		備考	

## ○災害対策基本法における事前措置に係る予告通知様式

第 号  
平成 年（ 年） 月 日

住 所  
氏 名 様

市 町 長（等） 印

### 事 前 措 置 予 告 通 知 書

貴所有（管理等）の施設及び物件は、災害が発生した場合、現状では災害を拡大させる恐れがあり、災害対策基本法（等）に基づく事前措置の対象となり得るので、下記事項に留意のうえ、災害時には適切な措置をとられるよう通知します。

記

設 備 物 件 の 名 称	数 量	措 置 の 方 法

## 〔 条 例 等 〕

## ○光市防災会議条例

(平成16年10月4日)  
(条例第16号)改正(平成25年3月29日)  
(条例第5号)

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、光市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 光市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 山口県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 光地区消防組合本部の長及び光市消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ5人以内、5人以内、2人、15人以内、10人以内及び6人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

〔光市防災〕

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山口県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は指名する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月4日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○光市災害対策本部条例

（平成16年10月4日）  
（条例第17号）

改正（平成25年3月29日）  
（条例第5号）

（趣旨）

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、光市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

**第2条** 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部の設置等）

**第3条** 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置く。

4 部長は、本部長が指名する部員をもって充てる。

5 部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

**第4条** 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月4日から施行する。

附 則（平成25年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 〔その他〕

### ○周防地区海上安全対策協議会会則

（名称）

**第1条** 本会は、周防地区海上安全対策協議会と称する。

（目的）

**第2条** 本会は、周防地区（徳山海上保安部管轄区域の地先海域をいう。）及びその周辺海域における海難の防止を図るとともに、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議することを目的とする。

2 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。

（排出油防除計画に係る意見の提出）

**第3条** 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、瀬戸内海中部海域に係る同法律第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

（業務）

**第4条** 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）海難防止に関すること。
- （2）航路標識の整備促進に関すること。
- （3）排出油等の防除活動に関すること。
- （4）研修・訓練に関すること。
- （5）その他必要な事項

（構成）

**第5条** 本会は、周防地区において海難の防止及び排出油等の防除活動に係る官公庁、会社及び団体（以下「会員機関」という。）をもって構成する。

（部会）

**第6条** 本会の目的を達成するため、次の部会を置く。

海難防止対策部会

排出油等防除部会

2 対策部会の規約は別に定める。

（役員）

**第7条** 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

部 会 長 2名

幹 事 若干

2 役員は、徳山海上保安部長とする。

3 会長を除く役員の任期は2年とする。

- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長は、各部会を代表し、その調整に当たる。
- 6 幹事は、会長及び部会長を補佐する。

（会議）

**第8条** 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

**第9条** 会議は、次の事項を審議する。

（1）総会

- イ 業務の企画に関する事。
- ロ 会則の改正に関する事。
- ハ 役員を選出に関する事。
- ニ その他会長が必要と認める事項

（2）役員会

- イ 総会に付議する事項に関する事。
- ロ その他部会長が必要と認める事項

（3）部会

別に定める規約による。

**第10条** 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。

**第11条** 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。

**第12条** 部会は、会長又は部会長が必要と認めたとき、これを招集する。

**第13条** 総会及び役員会の議長は、会長とする。

2 部会の議長は、部会長とする。

**第14条** 会員機関は、会長に対し会議の招集を求めることができる。

**第15条** 緊急に処理を必要とする事項については、役員会又は部会の決議をもって、総会の決議に代えることができる。

（経費）

**第16条** 本会の運営に必要な経費は、原則として公益財団法人海上保安協会徳山支部の助成による。

2 特に経費が必要なときは、その調達の方法を役員会において決定する。

（その他）

**第17条** 本会の事務は、徳山海上保安部において行う。

**附 則**

- 1 この会則は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 周南地区外国船舶安全対策連絡協議会会則（昭和58年1月）、周南地区大量流出油災害対策協議会会則（昭和49年12月）及び徳山港船舶災害防止対策協議会会則（昭和40年6月）は、昭和63年6月1日をもって廃止する。
- 3 平成8年5月16日一部改正
- 4 平成10年5月22日一部改正
- 5 平成17年5月20日一部改正
- 6 平成20年5月27日一部改正
- 7 令和3年6月28日一部改正



## ○台風・津波等対策検討委員会会則

### 第1条（名称）

本会は、台風・津波等対策検討委員会と称する。

### 第2条（事務局）

本会の事務局は、徳山海上保安部に置く。

### 第3条（目的）

本会は、台風、津波等異常な自然現象による乗揚げ、転覆等の海難を防止するための必要な対策及び方法について協議することを目的とする。

### 第4条（分科会）

本会に次の分科会を置く。

徳山下松港分科会

三田尻中関港分科会

### 第5条（委員等）

本会は、委員及び顧問からなる。

また、委員は、それぞれの分科会においては分科会員として活動する。

- 委員及び顧問（地方自治体その他関係行政機関をいう。）は、徳山下松港及び三田尻中関港ごとに、周防地区地区海上安全対策協議会（以下「海安協」という。）会員名簿に記す会員とする。
- 委員及び顧問は、第4条に定めるそれぞれの分科会において活動する。

### 第6条（意見聴取）

委員長及び分科会長は、学識経験者等に会議に陪席を要請し、必要に応じ本会の協議及び運営に対し、適切な助言を求めることができる。

### 第7条（委員長及び分科会長）

委員長は分科会長の、また、分科会長は分科会員のそれぞれ互選によるものとし、任期は2年とする。

### 第8条（会議）

会議は委員会及び分科会とする。

- 会議は委員長又は分科会長が招集し、その議長を務める。
- 会議は委員長若しくは分科会長又は顧問が必要と認めるとき招集する。

### 第9条（議事録の作成及び海難防止対策部会長への報告）

会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 議事録は事務局が作成し、保管するものとする。
- 当該議事は、原則として、委員長が海安協総会開催時において海難防止対策部会長に報告するものとする。

### 第10条（情報連絡）

本会における会員・顧問間の連絡は、原則として、別添「情報連絡系統図」によるほか、委員長又は分科会長の指示を受けて行う事務局からの一斉同報ファックス又は一斉メールによるものとする。

る。

**第11条（経費）**

本会の運営に必要な経費は、海安協会則第17条の規定による。ただし、同条に定める方法以外による場合は、委員会又は分科会において決定する。

**第12条（細則）**

この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、それぞれ委員会の議決を得て委員長が別に定める。

**附 則**

- 1 本会は平成17年3月28日より施行する。
- 2 令和3年6月28日一部改正

別添 略

## ○災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内  高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 限度額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内

		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃金住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全流	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		

医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した 薬剤、治療材料、医療 器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報 酬額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14日以 内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場 合は、使用した衛生材 料等の実費 2 助産師による場合 は、慣行料金の100分8 0以内の額	分べんした 日から7日以 内	妊産等の移送費は、別途計上
災害にかか った者の救 出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通 常の実費	災害発生の 日から3日以 内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の捜 索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかか った住宅の 応急修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者	居室、炊事場及び便所 等日常生活に必要最小 限度の部分 1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の 日から3カ月以 内(災害対策基 本法第23条の3 第1項に規定す る特定災害対 策本部、同法第 24条第1項に規 定非常災害対 策第2第1項に 規定する緊急 災害対策本部 が設置された 災害にあって は、6カ月以内)	

<p>学用品の給与</p>	<p>住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失し、又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</p>	<p>1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,800円 中学校生徒 1人当たり 5,100円 高等学校等生徒 1人当たり 5,600円</p>	<p>災害発生日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内</p>	<p>1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。</p>
<p>埋葬</p>	<p>災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給</p>	<p>1人当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内</p>	<p>災害発生日から10日以内</p>	<p>災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。</p>
<p>死体の捜索</p>	<p>行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生日から10日以内</p>	<p>1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。</p>
<p>死体の処理</p>	<p>災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。</p>	<p>(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金</p>	<p>災害発生日から10日以内</p>	<p>1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。</p>
<p>障害物の除去</p>	<p>居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者</p>	<p>1世帯当たり 138,700円以内</p>	<p>災害発生日から10日以内</p>	

輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通 常の実費	救助の実施 が認められる 期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 14条第1号から第4号 までに規定する者	災害救助法第7条第1項 の規定により救助に関す る業務に従事させた都道 府県知事等（法第3条に規 定する都道府県知事等を いう。）の総括する都道府 県等（法第17条第1号に規 定する都道府県等をい う。）の常勤の職員で当該 業務に従事した者に相当 するものの給与を考慮し て定める。	救助の実施 が認められる 期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別 途に定める額

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143号に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分4</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の清算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
------------------------	--	---	---	---------------------------------

## ○指定文化財一覧

平成25年3月1日現在

指定区分別種	名称	所在地 (所有者又は管理者)	指定年月日 (追加等)
国指定重要文化財 建造物	石城神社本殿（1棟） 附 宮殿1基 棟札2枚	光市大字塩田字石城山 (石城神社)	明40.5.27 (昭54.2.3)
国指定重要文化財 工芸品	銅 鐘 (1口)	光市三井一丁目22番1号 (賀茂神社)	昭14.10.25
国指定記念物 史 跡	石城山神籠石	光市大字塩田石城・山中 (光市)	昭10.6.7
国指定記念物 天 然 記 念 物	峨嵋山樹林	光市大字室積村字普賢山2601番 1 (所有：山口県 管理：光市)	昭7.4.25
県指定有形文化財 建造物	旧伊藤博文邸（1棟） 付 棟札（1枚）	光市大字束荷2317番2 (光市)	平5.1.12
県指定有形文化財 彫 刻	木造阿弥陀如来坐像 (1軀)	光市大字束荷2250番1 (伊藤公資料館保管)	昭57.4.16
県指定民俗文化財 無形民俗文化財	島田人形浄瑠璃芝居	光市島田四丁目13番15号 (島田人形浄瑠璃芝居保存会)	昭51.3.16
県指定記念物 名 勝	普賢寺庭園	光市室積八丁目6番1号 (普賢寺)	平6.5.2
県指定記念物 天 然 記 念 物	光のクサフグ産卵地	光市大字室積村字普賢山 (光市)	昭44.2.4
県指定記念物 天 然 記 念 物	牛島のモクゲンジ群生地	光市大字牛島 (個人所有地)	平10.4.14
市指定有形文化財 建造物	島田三尊種子板碑 (1基)	光市中島田二丁目1902番 (林自治会)	昭51.7.14
市指定有形文化財 建造物	清水宗治主従の供養塔 (宝篋印塔 4基・石殿 3基・基壇 1基)	光市浅江二丁目1番14号 (清鏡寺)	昭58.7.26
市指定有形文化財 彫 刻	木造十一面観世音菩薩立像 (1軀)	光市大字束荷1622番 (慶宝寺)	昭59.12.7
市指定有形文化財 彫 刻	木造薬師如来坐像 (1軀)	光市大字三輪 (称名院管理者市町内会)	平4.2.26
市指定有形文化財 彫 刻	木造阿弥陀如来坐像 (1軀)	光市大字三輪 (称名院管理者市町内会)	平4.2.26

市指定有形文化財 彫刻	銅造虚空蔵菩薩立像(1軀) 銅造厨子(1基)	光市大字束荷2250番1 (伊藤公資料館)	平10. 7. 9
市指定有形文化財 工芸品	八海観音堂の鰐口 (1口)	光市大字光井818番地 (八海自治会)	昭51. 7. 14
市指定有形文化財 工芸品	銅造梵鐘 (1口)	光市大字塩田796番 (正讚寺)	昭57. 4. 22
市指定有形文化財 工芸品	金銅十一面観世音菩薩坐像 懸仏(2面)	光市光井九丁目18番2号 (光市文化センター保管)	昭58. 7. 26
市指定有形文化財 工芸品	光井八海の鰐口 (1口)	光市大字光井 (個人所有)	平3. 3. 20
市指定有形文化財 典籍	紙本墨書大般若波羅蜜多經 及び櫃箱(大般若波羅蜜多 經500帖・櫃箱5合)	光市光井九丁目18番2号 (光市文化センター保管)	平10. 5. 28
市指定有形文化財 古文書	新屋河内賀茂神社頭番文書 (1通)	光市大字浅江荒神 (個人所有)	平12. 10. 27
市指定有形文化財 歴史資料	冠天満宮棟札 (6枚)	光市光井九丁目18番2号 (光市文化センター保管)	昭62. 4. 16
市指定民俗文化財 有形民俗文化財	早長八幡宮祭礼の山車と踊 山(山車10輛・踊山1 輛)	光市室積三丁目4番1号 (室積山車保存会)	昭56. 12. 21
市指定民俗文化財 有形民俗文化財	宗通寺の石風呂 (1基)	光市大字塩田2893番1 (地域住民管理)	昭59. 12. 7
市指定民俗文化財 無形民俗文化財	周防猿まわし	光市浅江七丁目18番25号 (周防猿まわしの会)	平16. 9. 3
市指定記念物 史跡	室積台場 (2基)	光市大字室積村普賢山2601番1 (山口県)	昭51. 7. 14
市指定記念物 史跡	向山文庫 (23. 19㎡)	光市大字立野1011番地 (個人所有)	昭51. 7. 14
市指定記念物 史跡	岩屋古墳 (1基)	光市大字室積村1013番1 (岩屋自治会)	昭62. 4. 16
市指定記念物 史跡	阿曾沼氏墓所 (21. 224㎡)	光市大字塩田255番 (宗教法人 佐田八幡宮)	平18. 1. 25
市指定記念物 天然記念物	森様社叢	光市大字室積村1483番 (東ノ庄・市延自治会)	昭58. 7. 26
市指定記念物 天然記念物	牛島のタブノキ	光市大字牛島字東70番1 (光市)	平21. 2. 17
市指定記念物 天然記念物	牛島のヒトツバハギ群生地	光市牛島 (個人所有地)	平24. 2. 15

国登録有形文化財 建築物	光ふるさと郷土館別館磯部 家住宅（主屋1棟・離れ座 敷（茶室）1棟・釜屋1棟）	光市室積五丁目3番20号 （個人所有）	平11.10.14
-----------------	---	------------------------	-----------

### ○勤務時間外における地震発生への対応フロー図

